

1 日 目 (9 月 4 日)

第3回福生市議会定例会会議録（第12号）

平成19年9月4日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企 画 財 政 長	野崎 隆晴君	総 務 部 長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市 民 部 長	石川 弘君	生 活 環 境 部 長	吉沢 英治君
福 祉 部 長	星野恭一郎君	子 ども 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	清水喜久夫君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 会 議 事 務 局 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	藤田 充君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
臨 時 速 記 事 務 補 佐 員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第3回福生市議会定例会議事日程

開議日時 9月4日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第54号 福生市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第55号 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第56号 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第57号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第58号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第60号 東京都市収益事業組合理約の変更について
- 日程第11 議案第61号 平成19年度福生市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第62号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第63号 平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第64号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第65号 平成18年度福生市一般会計決算認定について
- 日程第16 議案第66号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第67号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第68号 平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第69号 平成18年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第70号 平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 日程第21 議案第71号 財産の取得について
- 日程第22 議案第72号 市道路線の廃止について
- 日程第23 陳情第19-2号 後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書
- 日程第24 陳情第19-3号 後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書

- 日程第25 請願第19-1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書
- 日程第26 陳情第19-4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 日程第27 陳情第19-5号 「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第3回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（原島貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、7番、加藤育男君、8番、串田金八君、9番、田村昌巳君、以上3名を指名いたします。

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成19年第3回福生市議会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第54号外18件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第19-2号、陳情第19-3号）（別添参照）
- 4 請願書の受理について（請願第19-1号）（別添参照）
- 5 陳情書の受理について（陳情第19-4号、陳情第19-5号）（別添参照）
- 6 議案説明員の出席要求（別添参照）
- 7 平成19年4月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成19年5月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 9 平成19年6月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 10 本会議資料の提出について（議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第60号、議案第71号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る8月28日に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案19件と陳情者から陳情が4件、請願者から請願が1件提出されております。

一般質問につきましては、17名の議員から通告されており、通告時間は17時間5分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第15、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定につきましては、特別委員会を設置して付託し、審査を願うことといたしました。

それから、日程第10、議案第60号、東京都市収益事業組合規約の変更につきましては、慎重審議の上即決でお願いすることにいたしました。また他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会に審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数等を勘案いたしまして9月4日、5日、6日、7日の4日間を本会議とし、9月8日から27日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を28日とする25日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますので、議事の都合上、全員協議会を2回に分けて行うこととし、1回目を一般質問終了後に行い、2回目を本会議4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり9月4日から9月28日までの25日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。

まず、10番増田俊一君。

（10番 増田俊一君質問席着席）

○10番（増田俊一君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に基づき3項目について一般質問をさせていただきます。

なにか今回は異常に緊張しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、1項目目の合併についてお伺いします。本来ならば3月議会か6月議会でお伺いしておくべきところでしたが、2点ほどお伺いをさせていただきます。

市長はことし3月の平成19年度の施政方針の中で、「福生市が置かれている広域的環境の変化は、市民の生活圏という面からも、まちづくりのランドデザインを描く際の重要な要因となっており、直ちに合併ということではなく」と述べておりました。私の記憶では、初めて広域的視点でのランドデザインという言葉が使われたのではないかと思います。このことは、これから取り組んでいくと思われ第4期の基本構想、総合計画の策定の際の新たな視点として、広域的環境を重要な要因とす

るまちづくりのグランドデザインを描くことにより、市民の皆さんが将来こうあるべきだとか、こうなってほしいと求め、願う福生市の実現に戦略的に取り組んでいこうとする意欲といたしますか、姿勢を前に打ち出してきたのではないかと感じました。

そこでお聞きしたかったのは、市長は広域的視点でのまちづくりのグランドデザインを強調し、「合併については、直ちに合併ということではなく」と前置きにとどめているところでございます。

私なりに調べましたところ、これまで我が国は明治と昭和と二度にわたる大合併を経験し、イギリス、スウェーデンに見られるように町村合併により自治体規模を拡大、行政サービスを充実させてきた国と言われております。

今、その明治、昭和に次ぐ第3の波、平成の大合併が全国的に進められており、東京都でも1995年のあきる野市、旧秋川市と旧五日市町との合併と、平成元年の西東京市、旧田無市と旧保谷市とが合併しております。

しかし、その後の多摩地域の動向はというと、多摩地域の自治体再編を呼びかける人口約17万の立川市長や、東京都からの多摩地域独立論を唱える、同じく人口約17万の日野市長、ちなみに、多摩地区の自治体数は31市町村ですが、その総人口は約400万人、400万人というと静岡県約379万人を上回り、都道府県では東京都、北海道、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡に次ぐ人口規模となります。

また一方で、合併よりも公共施設の共同利用などの広域連携の考えを示す人口約13万人の武蔵野市長など近隣の首長の考えには、独立論から広域連合までと温度差があるように見受けられます。

そこでお伺いいたしますが、1点目として、なぜ今合併なのか、国はなぜ市町村合併を進めようとしているのか、その背景と合併の意義などにつきまして市長はどのように評価され、どのような見解をお持ちなのか、まず初めにお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目として市長も独自の合併についてのお考えをお持ちのことと思っておりますが、いろいろな角度から近隣自治体との合併について検討するときではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、2項目目の緑地保全についてお伺いします。

6月の定例会でこれからの市立公園の整備と管理のあり方について質問させていただきましたが、福生市は地域が狭いことも幸いし、公共交通の利便性や多摩川、玉川上水の清流やはげの緑など自然環境にも恵まれており、私は水と緑と住宅の住みやすい郊外型の都市生活が営めるまちということができると思っておりますが、現況では依然として市街化などの圧力は強く、現在の水準を維持するだけでも大変なことだと思っております。

市としては、市民の皆さんに憩いと安らぎを与えてくれる大切な緑を守るための具体的な施策として、今日まで民有地の大樹や樹林地などの維持管理に対する援助を行ったり、公有地化を進めるなどいろいろな策を講じてきていると思っておりますが、一方で本八児童遊園がこの12月で廃止になります。そしてまた、本年度予算にありますよ

うに、国道16号線の改修工事に伴い玉川上水緑地日光橋公園の一部を売却することとなっており、また緑が失われることとなります。これからもこのような事例が多々発生する可能性はなきにしもあらずです。公園や緑地を廃止、または縮小しなければならない場合には、必ず代替機能検討するなどチェック機能を施策の中に盛り込む必要があると考えます。

そこでお伺いしますが、緑地保全の確保の観点から、立川崖線先に残されております樹林地、これはもう民有地としてはここだけになったと思いますが、永続性を担保するため、所有者の御理解をいただき、公有地化してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、3項目目の新庁舎の雨水対策についてお伺いします。

新庁舎につきましては、庁舎建設特別委員会が設置されており、前回まで私も所属しておりましたが、このところの記録的な集中豪雨による被害が出ないかどうか、防災拠点としての新庁舎の雨水対策、特に地下駐車場の出入り口と丘の広場の排水処理についてでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

既に取り壊されておりますが、旧本庁舎の3階のベランダから工事が始まってからの作業を目の当たりに見させていただきました。ブルドーザーやクレーン車、そして職人さんたちの手際のおよさなど初めてみる私にとりましては感心することばかりでございましたが、ただ、出来上がるにつれて驚きといいますか、不安を感じましたのは、ベランダから見える部分ですが、丘の広場の傾斜がかなりきついことと、下がフォーラムでございますので、盛り土の厚さが40センチと聞き、大雨が降った場合耐えられるのか、防災の拠点としての機能の一部でもまひするような事態にならないかどうか不安を感じておりました。

つい最近、短時間でしたが、物すごい集中豪雨といいますか、土砂降りの雨が降りましたが、丘の広場に降った雨が道路に、NTT側と駐車場出入り口側道路にあふれ落ちたのではと様子に関係者の方にお聞きしましたところ、丘の広場の雨水はすごい勢いで縁にある側溝に流れ込んでいたが、問題がなかったようですが、どこなのかわかりませんが、雨漏りがしたとも聞きました。

雨漏りにつきましては当然のこと、即刻原因究明と改善を指示していると思いますので、ここでは問いませんが、今後の課題として、これから工事を進めていきます駐車場出入り口と、完成時には倍以上の面積となり、降水量も増します丘の広場の排水処理は万全なのかどうか、確認をさせていただければと思います。

市長も同じような思いで担当部署へ確認をとっていると思いますので、改めて新庁舎での雨水対策についてのお考えと、地下駐車場出入り口と丘の広場の排水処理についてお聞かせいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 増田議員さんの御質問にお答えいたします。

初めに、合併についてということでございまして、この前まで行われておりました市町村合併につきましては、平成の大合併と言われまして、旧合併特例法の申請期限

でございました平成18年3月31日現在で市町村数は、申請を含めて581件の合併がありまして、現在1822に市町村はなっております。平成11年度末に比較して1410件が減少したことになります。

この市町村合併推進の背景として、地方分権の推進や少子高齢化の進展、国、地方に通じる財政の著しい悪化などが上げられておりまして、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持、向上させ、また行政としての財政的規模の拡大や効率化を図ることという観点がございます。

国では、合併の目的として地方分権に対応する基礎的自治体の財政力の強化、市民の生活圏の広域化への対応、権限の委譲などを掲げておりますけれども、一方では合併によりまして地方交付税やさまざまな補助金といった市町村への財政支出の削減もございます。

地縁共同体であった町村が、近代的な意味で地域を行政統治するための地方公共団体に変わることになった「明治の大合併」、それから新制中学校の設置管理、あるいは社会福祉、保健衛生など新たな市町村事務への財政対応、適正規模への拡大としての「昭和の大合併」、それから今回の財政問題などからの「平成の大合併」とその目的、意義は違うものの、地方自治体のあり方を問い直すことになりまして、結果としては地域そのものが変わっていくことになります。

現在、全国的に見ますと合併は一休みしているような状況でございますけれども、今後の合併も市民が財政問題とサービスといった意味で、自分が住むまちの問題を自分たちの問題としてとらえて、今後のまちをどうするか、どういうふう考えていくかということにかかってくるというふうに思っております。

一般的な市町村合併の効果としては、一つには広域的な観点からのまちづくりの展開や環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の進展が上げられますが、周辺市町村の交通環境整備状況や自然環境というものを考慮した連携により、広域的観点でのまちづくりはできますし、調整に時間はかかるものの、広域連携による対応も可能でございます。

また、行財政運営の効率化と基盤の強化という面では、合併することによる職員数の削減、経費の節減や、広域的観点からのスポーツ施設、文化施設等公共施設の効率的配置による類似施設の重複がなくなるなどが上げられますが、自立した自治体構築のため、各市町村においては行政改革の推進に取り組んでおり、公共施設の効果、効率的な利用のための市町村間での相互利用も取り組まれております。

さて、こういった合併という問題に対しての私の基本的な考え方ということでございますが、今までも施政方針などで述べさせていただいておりますけれども、将来的に今のままの単独で市民サービスの維持、向上を図っていくことができるかという問題が基本的な論点になるだろうというふうな認識はしております。

地方分権については、補助金削減、税源委譲、そして地方交付税の見直しという三位一体改革が平成18年度で第一段階は終了したわけですが、今後も続くわけでございますし、今後の地方分権推進の中で地方自治体の行財政環境がどのようになっているのかというのは大きな課題であることには変わりありません。

したがって、財政的側面からだけでも合併というものを常に意識していかなければなりませんけれども、合併というものは財政面だけではなくて地域文化など別の意味もさまざまあるわけですから、問題点の把握、あるいは論点の整理を行いまして、市民の皆さんとお話をしていくこと、市議会とも相談をさせていただくという流れがまずは必要であるというふうに思っております。いわば合併についての市民の皆さんのムード、あるいは雰囲気といったようなものがどんな状況になっていくかということが一つの大きな要素だろうというふうに思います。

ただ、今後合併を選択するとしても、現状の中での福生市としての可能な限りの自立、自治をしていかなければならないということに変わりありません。そのために一層の行政改革を推進するとともに、広域連携の新しい形についても検討し、取り組みを進め、同時にさまざまな情報を共有する中で市民、行政がともに自立という意味を認識し、自立した市民がいる自治体としての福生市をつくっていく必要があると考えております。

福生市を取り巻く環境は日々変化しております。道路環境では16号線の拡幅工事が進み、拝島駅の自由通路整備は8月24日に一部共用開始されたところでございます。周辺市町村では首都圏中央連絡道の中央道と圏央道の間がつながりまして、福生市から10分くらいでアクセスできますし、自然環境では奥多摩町や桧原村の自然を東京都全体で守っていこうとする動きも顕在化しております。

大きく広がる市民の生活圏に対応するため、震災時の帰宅困難の問題なども広域的に取り組むべき課題となっております。地方分権に伴う自治能力や職員の資質の向上、行政の効率化、職員数の適正化など行政改革による自治体の変化も進んでおります。これらの外的、内的環境変化に取り組み、市民サービスの維持、向上を図っていくことが基礎的自治体に課せられた責務でありますけれども、その中で周辺自治体の個性、あるいは特性を生かした形で、広域的な視点の中で福生市のあり方を描くことが重要と考えておりまして、市民がどういう自治体を市として望むかと、こういうことになろうと思っております。

現在の第3期総合計画は、平成21年度で終了いたしますので、今年度から第4期総合計画策定に向けて基礎調査や市民会議等を行ってまいります。市民会議では多くの市民の皆さんにより10年後の福生市のあるべき姿、あってほしい姿、その実現のためのまちづくりのグランドデザインが論議されることとなります。合併という選択肢も含めてさまざまに議論され、検討されることを期待しているところでございます。

近隣との検討も始めなくてはというお話もございましたけれども、首長同士の時々の話題としては出しておりますけれども、現時点ではそれ以上のところについておりません。むしろ今回、基本構想にかかわります市民の皆さんとの話、そういったものの中からの状況を見ながら先へ進めていくというのが、現在の段階ではいいのではないかと、こんなふうに判断をしております。

次に、緑地保全についてでございます。市内の樹林地の特徴的な部分として、多摩川、玉川上水に隣接した地域や、立川・拝島崖線の周辺において良好な緑の環境空間

が形成され、市内では最も自然環境に恵まれておりまして、これらの環境の維持保全は重要でございます。

現在、施策として福生市の緑を守り育てる条例により、所有者の申請で市内の保存樹林地を指定し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付し、積極的に緑地保全に努めております。また緑の基本計画の中でも民有地の緑化、公共施設の緑化、緑の普及啓発などの充実や、樹林などの土地所有者にはその永続的保存についての要請に努めることとしております。

また、現在までに緑地保全の観点から、公有地化した主な緑地としては加美緑地、玉川上水緑地、下の川緑地を含め原ヶ谷戸緑地、最近では中福生緑地の水窪公園などがございます。

そこで、御質問の立川崖線先に残されている樹林地の民有地の公有化についてでありますけれども、過去に大勢の議員さんから御質問もいただいております。当該場所は比較的自然度の高い樹林として、現在市内部の調整会議で緑地、農地の利用方法を含めた課題を整理し、検討をしております。国道16号線の拡幅工事による玉川上水緑地の一部緑地を国に売り払うという予定もありますので、その緑地の代替地としての候補地も考慮しながら検討しております。

おかげさまで福生市の公園、緑地は市民1人当たり約6.4平方メートルで、東京都の区市でも上位の面積を確保しておりますので、民有地の公有化につきましては、所有者の考え、あるいは財政状況の問題等もありますので、今後の推移を見ながら、防衛補助事業の対象として進めていきたいと考えております。

次に、新庁舎の雨水対策についてですが、新庁舎は御承知のとおり防災拠点としての役割を担う中心的な建物ということになります。当然風水害による災害への対応も図ってまいります。

近年の集中豪雨は一時に大変な雨量を記録しておりますので、雨量計や風速計を設置し、市内の情報の迅速な把握に努め、また広範囲な情報として国土交通省の雨量情報を取得し、自然災害へ備えることとしております。またこれらの情報は災害対策関係のものだけとせず、フォーラムへも表示ができ、大雨に対する啓発活動もできるようなことも計画をいたしております。

そこで、御質問の地下駐車場の出入り口と丘の広場の排水処理についてですが、新庁舎の雨水処理は宅地内処理を基本としております。地下駐車場の雨水対策として駐車場の入り口部分に側溝を設置し、地下に流れ込まないような構造にいたしておりますが、仮に地下に流れ込んだとしても、雨水処理施設で対応できるようになっております。

また、丘の広場の芝につきましては、ヒートアイランド現象の緩和や、空調熱負担の軽減等を考慮し芝張りをいたしますが、これにつきましても一定の降雨量に耐えられるような芝張りや排水の施工方法を検討しており、スロープ部分の芝張りの実例等もいろいろございますので、それらのことを研究しながらよりよい方法を選択し、施工してまいりたいと思っております。

以上で増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（増田俊一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長の方から合併につきましてといいますか、いろいろな角度からお話をいただきましてありがとうございました。

1項目目の合併についてでございますが、御答弁の中で「グランドデザイン」という言葉が使われておりますので、大変恐縮でございますが、用語の解釈といいますか、市としてはどのような意味合いといいますか、考えで用いられているのか、まずお聞かせいただければと思います。後ほど合併については私の考えも申し述べさせていただきますので、よろしくお聞かせいただければと思います。

次に、2項目目の緑地保全についてお尋ねいたします。日光橋公園の代替地として、つまり候補地として検討していただけるようでございますので、この辺につきましてはどうぞよろしくお願い申し上げたいと、それとその公有化についても所有者の御理解をいただくことが前提でございますが、防衛補助事業の対象となりますように、重ねて努力していただけることをお願い申し上げる次第でございます。

それから、2点ほど確認の意味でお尋ねさせていただきたいと思いますが、1点目は、この立川崖線先の樹林地は、緑を守り育てる条件で保存樹林地として指定していると伺っておりますが、現在どのくらいあるのか、指定している数は何箇所あるのかということでございます。またそれに対する奨励金ですか、幾らぐらいなのか、期間はどれくらいなのかなどその辺のところをお聞かせいただければと思います。

2点目は、御答弁にありました防衛補助の関係でございますが、先ほども触れましたが、平成19年度予算で、歳入で財産売払収入として約8170万円ですか、国道16号線の拡幅工事に伴うこの日光橋公園の一部の土地売り払いによるものと計上していると御説明いただいておりますが、歳出では公園管理費の歳出で、日光橋公園国庫補助金返還金として約3700万円でございますが、計上されております。

ここで防衛庁が新しく北関東防衛局と名称が変わったようでございますが、現在どのような交渉をされているのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

それから、3項目目の新庁舎の雨水対策についてでございますが、新庁舎につきましては、たしか設計では総降水量を80ミリを想定していると記憶しておりますが、間違いございませんかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

それと、宅地内処理を基本としているとのことですが、具体的にはどのような処理方法を考えているのか、地下駐車場に流れ込んだ水も雨水処理施設で対応するとのことでございますが、その辺のところをもう少し詳しく御説明していただければと思います。

それから、丘の広場についてでございますが、屋上緑化ということでございますので、東京都が推進しております屋上緑化計画に基づいて施行されると思っておりますが、施行方法については、具体的にはまだ決まっていないということよろしいのでしょうか。

ここで確認したいのは、丘の広場の大部分に芝生を張るようですが、これについても80ミリの大雨に耐えられるのか、特に急斜面の芝生の張り方はどのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

それから、芝生の保護といいますか、養生についてもどのように考えているのか、お考えだけで結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） おはようございます。ランドデザインについて答弁をさせていただきます。

ランドデザインと申しますと、一般的には長期にわたって遂行される大規模な計画、あるいは大規模事業などを含んだ全体にわたっての壮大な計画、構想といった意味合いで、ハード面、そしてソフト面などさまざまに使われておりますが、自治体ベースで見えますと総合計画がそれに当たると、そのように思っております。

現在、市民の皆様の生活圏は非常に広範囲になっておりまして、単一の市域ではおさまらない広がりがあり、市単独でのランドデザインは描けない状況になっております。

こういったことから、福生市の将来にわたってのランドデザインを描く場合には、広域的な連携、それと近隣市のみならず多摩地域全市町村を視野に入れた広域行政圏の中での福生市ということについても考えていかなければならないと思っております、そのことが将来、合併という選択をした場合でも有効な議論の基礎となると、そのように考えております。

いずれにいたしましても、市長答弁にもございましたとおり、第4期総合計画策定の中で多摩地域、あるいは近隣市の中での将来の福生市のあるべき姿というものを市民の皆様とともに議論、検討してまいりたいと、そのように考えております。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、私の方から緑地保全についての1点目でございますけれども、保存樹林地につきまして答弁をさせていただきます。

市の緑の保全及び緑化推進に関する計画では、緑の基本計画によりまして計画の推進を図っております。平成22年度を中間年度といたしまして都市計画公園、緑地や民有地の緑地を含めまして市民1人あたり14.54平方メートルの目標を所有者の協力をいただきながら推進をしております。

そこで、保存樹林地の緑地保全の施策といたしましては、市の有している自然性を今後とも維持するために積極的に樹林地などの保全を図り、自然性を保つまとまりのある緑を確保しております。

そこで、条例によります保存樹林地事業といたしましては、引き続き5年以上にわたり善良な管理のもとに保全されている場合、所有者の申請に基づきまして市が指定し、奨励金を交付いたしております。

指定物件といたしましては、面的なつながりが7アール以上ある樹林地で、現在指定箇所数は12件でございます。面積は9895.3平方メートル、奨励金は、これは年額でございますけれども、195万2533円、指定期間は5年を単位といたしまして、その後は更新をする中で保存をお願いいたしております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、私の方から1点お答えいたします。

公園管理費の歳出で、日光橋公園国庫補助金返還金が計上されているわけですが、平成19年度予算でございますが、この防衛との交渉についての状況ということで

ざいますが、この間、4月以降、防衛との交渉をしまいにしました。防衛側からは補助金の返還の方向を基本とする話がありました。

そんな方向で現在話を進めておりますが、緑地の保全の面からは緑地が減少することになりますので、市長答弁にもありましたように、玉川上水緑地の国道16号線の拡幅のための一部売払い予定地の代替地として、どんぐり公園先の緑地を一つの選択肢として考慮してほしいということも含めて現在要望しております、交渉を進めているところでございます。

なお、どんぐり公園先の緑地につきましては、以前にも交渉の中で、どんぐり公園と一体化した拡張事業であれば防衛補助事業は可能との回答をいただいているところでございます。

○総務部参事（田中益雄君） 私の方から新庁舎での雨水処理について答弁させていただきます。

雨水処理の関係でございますけれども、設計での降雨量の想定は時間80ミリ程度を想定しております、これに基づきまして雨水処理施設の設置をしまいにします。具体的な雨水処理につきましては、建物及び敷地内に降った雨を集水ますで受けて、敷地内に配管された雨水管により雨水処理施設、トレンチということですね――に集めて、地下浸透させて処理をいたします。

また、地下駐車場に雨水が流れ込んだ場合でございますけれども、地下駐車場内に設置されました構成蓋の横断側溝に雨水が流れ込むようになっております。その水を1カ所に集め、ポンプでくみ上げて、敷地内に設置された先ほどの雨水処理施設により処理をしまいにします。

次に、丘の広場の関係の芝生の施工、あるいは養生の関係でございますけれども、芝生を張る部分の施工につきましては、芝生を張る地盤を人口土壌と黒土等との混合の材料を使用し、自動かん水装置及び排水処理施設等を設置し、芝が根付くような施工をしまいにします。また特にスロープ部分については、先ほど来御心配いただいておりますけれども、土留めネット等を設置して、土壌が流出しないような施工をしまいにしたいと考えております。

なお、丘の広場につきましても、時間80ミリを想定して設計をいたしたところでございます。設置後の芝生の養生等につきましては、公園と同程度の芝刈りを行って維持管理をしまいにしたいと考えております。

○10番（増田俊一君） それでは、3回目の質問を1点だけさせていただきますと思います。

今、御答弁いただきました新庁舎の雨水対策についてでございますが、雨水の処理は80ミリに設計されておまして、地下駐車場内に流れ込んだ雨水も丘の広場の雨水も、つまり新庁舎内の雨水すべて宅地内処理ということで、雨水処理施設に集めて地下浸透により処理すると、こういうことでございますね。といいますと、周りにあります道路の本管といいますか、雨水管に接続されている計画はないのかどうか、この辺のところを確認させていただきたいと思っております。

と申しますのは、最近の局地的な集中豪雨は記録的な雨量数を示しております。こ

こ数年間の都内のデータの中で、2004年の9月でしたか、局地的な集中豪雨により杉並区や中野区、練馬区などで、都内で12年ぶりに災害救助法が発令される大きな被害があったと聞いております。

これまで都内ではとても考えられない、詳しくはわかりませんが、当時知事は所信表明で「想定をはるかに超えた雨量」と言っているようでございますので、恐らく100ミリ前後の雨量ではなかったかと思いますが、新庁舎は、何度も言いますが、1時間当たりの降雨量を80ミリと設定されているのは、もちろん何らかの根拠があつてのことだと思いますが、水は出口を探すだけでございます。新庁舎内に設置される雨水処理施設から吹き出した場合のことを考えて、今万全には万全ということできりがございませんが、まだ工事中でございますので、せめて周りの道路に、雨水管につながっておく必要があると考えますが、その点だけ1点お聞かせいただければと思います。

○総務部参事（田中益雄君） 道路にございます雨水管につなげる考えはないかということでございますけれども、現在、教会側には管径250ミリ、郵便局側には管径2600ミリの雨水管が埋設されているところでございますので、雨水処理計画をよく精査させていただき、それらの雨水管に接続することについて、少し調整をしてまいりたいと、そのような考えを持っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（増田俊一君） それでは、4回目ですので、項目別に要望させていただきたいと思いますが、恐れ入りますけれども、順番を変えさせていただきまして、3項目目のただいま御答弁いただきました新庁舎の雨水対策について要望させていただきたいと思います。

御答弁にありましたように、新庁舎は福生市の財産であり、防災拠点としての大きな役割を担う建物でございます。今、皆思い初めているはずでございますが、これまで異常気象と言っておりましたが、もう既に異常気象ではなくなっているのではないかと、これからこれまで以上の記録的な集中豪雨が当たり前になってくるのではないかと、一抹の不安を感じているのではないかと感じておりますが、ぜひその辺のところもございまして、調整をしていただき、周りの雨水管へ接続していただきたいと思っておりますので、強くこの点は要望しておきます。

それからもう1点、雨水災害ですが、広範囲な情報として国土交通省の雨量情報を取得して1階のフォーラムで表示し、大雨に対する啓発活動を計画しているということでございますが、定点カメラで多摩川の河川情報をリアルタイムに見ることができ方策を講じることは、台風や集中豪雨などの大雨に対する警戒や避難など情報が把握できますので、この情報システムを新庁舎に設置することなど改めて要望しておきたいと思っております。

それから、2項目目の緑地保全についてでございますが、今お話がございましたように北関東防衛局との話では、どんぐり公園先の緑地はどんぐり公園と一体化した拡張事業ならば可能ということだと思いますが、つい先日、このような関連の記事でございますが、東村山市の件でございましたが、雑木林の民間業者による開発を巡って、公有地化を目指す東村山市と開発業者との交渉が難航しているような記事が載ってお

りましたが、東村山市は隣にございます緑地と接しているというようなことからだと思えますけれども、最後まであきらめず公有地化を目指したいというような硬い決意の記事が書いてございます。

そのようなことからでございますが、立川崖線先の緑地や樹林地につきましても、道路で遮断されてはおりますけれども、これは恐らく昔は一緒ではなかったのですか、この立川崖線ということですから。段丘という形でつながっていたのではないかと思えます。

どろり公園を利用する市民の皆様と申しますか、利用者の方々にとりましてはどろり公園と同様に、目で見ますと潤いと安らぎを与えてくれる本当に緑と変わりはないのではないかと申しております。

これからの公園のあり方についても、東京都のように既に「東京が切り開く新時代の公園経営を目指して」としてパークマネジメントマスタープランを作成しているところもありますが、現在いろいろな自治体で検討しているようでございます。

その際、緑地や樹林地などを公園の一部として位置づけるという考え方がこれからは必要ではないかという意見が多々あったように申しております。現在、公園のあり方について市の方でも検討されていると思えますが、ぜひこの辺のところ、公園の一部として位置づけるという、指定するような考え方をぜひ策としていただければと要望させていただきたいと思えます。

それから、最後の3項目目の合併についてでございますが、ここでは要望ではなく私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

初めに、「平成の大合併」についてでございますが、国としては合併特例法という、俗に言われますあめを用いて全国の三千数百の市町村を500にまとめたいと、その中でも特に1万人以下の自治体に対しては積極的に合併を促し、実質的財政基盤の確立を求めたものと思われます。

また一方では、御答弁にありましたように全国の市町村の数が、1410という数の減少にとどまったにせよ、今後はむちを用いて、つまり市町村への地方交付税やいろいろな補助金の削減を進めてくるものと考えております。

多摩地域で合併が進まない理由としては、町村を除きますと各市とも行政面積が狭く、羽村市の約6万人ですか、それから私たちの住む福生市が同じく約6万人、そして稲城市が6万5000人ぐらいでございますか、いずれにしても、それなりの人口規模があり、なおかつ一定の財政基盤と行政能力を持ち、当市もそうですが、自立を目指した市政運営を進めている現状からではないかと思われます。

これからの市政運営につきましては、御答弁にありますような、確かに現時点ではこれからの市政運営は広域的観点からのグランドデザインを描くことによるまちづくりや市民の皆さんとの協働、行政と民間との役割分担による民間主体の公共サービスを展開していくのではないかと思われます。

それと、行財政の効率化につきましても、その取り組みとして福生市が福生市行政改革大綱推進計画を策定し、現在推進しておりますが、各市でも行財政運営に取り組み、市民サービスの向上や行政運営の効率化を目指しており、今、多摩地域では合併

から広域連携という流れができていくように感じられます。

ここで、私の合併についての考えを少し述べさせていただきたいと思いますが、前置きさせていただきますが、先ほど市長の御答弁にありましたように、合併の大前提となる市民の皆さんの合併への機運の醸成が何といたっても一番大事でございます。

ただ、なぜ今合併について検討するときなのかでございますが、一つ目として、市民の皆さんからの寄せられた声でございますが、よその地域でできてなぜ私たちの地域ではできないのかという声です。つまり行政サービスの質や量で市政を評価し、あそこのまちで暮らしたいという居住する自治体を市民の皆さんが選ぶという自治体間の競争の時代に入ってきたのではないかと考えます。

二つ目として、市民の皆さんの生活圏は大きく広がり、行政の範囲を超えた経済活動や生活活動が顕著に見られるようになってきたことでございます。このことにつきましては、確かに広域連合で対応可能なことはお話のとおりでございますが、合併は単に自治体の垣根を取り払うだけでなく、それぞれの自治体を持つ人材や産業、特産品、文化などの地域資源を有効に生かすことができるものと考えております。

それから三つ目として、各自治体間で相互に広域行政サービスを実施していくと、法令に抵触するといったような事態が生じる可能性もあるのではないかと、またないに越したことはございませんが、一部事務組合などの構成自治体間の利害調整についても一定の限界があるのではないかと考えます。

いずれにしても、行政区域を超えた政策の連携は、互いに調整を図ることにより可能と思われませんが、広域行政に対するノウハウでは限界があるのではと認めているところでございます。

四つ目として、合併により自治体の自治能力を高めることができると考えます。財政の効率性を高め、これから先必ずと言っていいほど求められます専門性の高い職員集団を持つには、標準的には1500人以上の職員体制が必要と言われております。規模が大きくなれば人材の層に厚みが増し、専門的人材の確保が可能となり、それによりまして、以前もお話させていただきましたが、政策官庁へと変革できるものと考えております。

いずれにしても、地域の皆さんや企業、団体などが「そうなれば」とか「そうしてほしい」という機運が高まらなければなかなか難しいことは認識いたしておりますが、青梅線クラスター協議会やネットワーク多摩のように既に自治体の枠を超えた民間ベースによる連携が活発化していることも事実でございます。

その青梅線クラスター協議会について少しお話をさせていただきたいと思いますが、メンバーは青梅商工会議所や昭島、福生、羽村、あきる野、瑞穂町、日の出町の各商工会と多摩産業活性協会、そして全国で初めてとたしか聞きましたが、檜原村を除く、福生市はもちろんのこと青梅市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町の西多摩の各自治体と昭島市の自治体が賛同し、加入しているということでございます。

この協議会のエリアの能力、力量はといいますと、地域内の人口が約50万人と考えているようでございます。製造業の事業所の数は約2000、製造業の出荷額は、

これは大きな金額でございますが、約2兆円と経済的にはまさに一つの県の規模を超え得る潜在能力を秘めていると聞いております。

本来、一つの生活圏には一つの行政権があることが望ましいわけでございますが、まちづくりは生活の場と働く場を全体的に包括してこそ魅力が生まれ、むだな投資を排除できると言われております。これらのことから、この協議会が熟せば熟するほど連携から合併へと方向性が変わってくるものと考え、期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、御答弁にありますように、10年後の福生市のあるべき姿、あってほしい姿、その実現のために合併という選択肢もぜひ含めていただき、これから議論、検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。細かい部分までいろいろと御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。5番堀雄一郎君。

（5番 堀雄一郎君質問席着席）

○5番（堀雄一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に基づきまして4項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目、給食センターについての1点目、食物アレルギー対応についてお伺いします。

本年4月11日、文部科学省はアレルギー疾患に関する初の全国調査結果を公表しました。同調査は平成16年12月に全公立小・中・高3万6830校、約1277万人を対象に、同年6月末時点のアレルギー疾患全般の状況を調査し、98%の学校より回答を得ていたものの結果とのことです。

食物アレルギーの児童・生徒は約32万9423人、全体の2.6%で、また命にかかわる危険性があるアナフィラキシーショックを起こしたことがある子どもは1万8323人、0.14%いるとの結果が出ています。

また、学校側の対応として、完全給食を実施している学校で食物アレルギーに配慮した対応を行っている学校は81%、小学校での実際の対応策としては、献立表に使用食品を表示、67.1%、アレルギーの原因となる材料を除いた除去食等での対応、58.1%、別メニューで対応、20.8%、弁当を持参させる、24.5%等となっています。

食物アレルギーの症状を持つ子どもは年々ふえる傾向にあるということです。対応している市町村では小学校に就学する前段階の健康診断時にアレルギー症状のある児童に対して、食物アレルギー個人調査票を配付し、保護者には医師の診断書等の提出

をしてもらうなどして給食での対応を決定しているようです。

昨年、仕事の関係で他市町村から引っ越してこられた御家族から、これから小学校に入学する子どもが食物アレルギーを持っていることがわかり、学校側で対応してもらえるか非常に不安だと相談がありました。同じ食器で、同じ食事をクラスのみならずと楽しく食べる、こういう時間は教育的にも意義があると思います。

この相談をされたお母さんとしても、食物アレルギーなのでクラスのみならずと全く同じ料理は問題がある。かといって1人だけ弁当を持たせるのは余りにも違和感があるし、なんといっても本人がかわいそうだというお話でした。私も同感です。

また、別の保護者の方は、福生市ではアレルギー対応は特にないと思い、献立表を見て弁当持参の日と給食をいただく日の判断をして対応されていました。弁当の日も多く、1人だけ弁当持参になることが子どもにとって負い目となってきていることを心配されています。

そのお母さんは、代替食の提供をしている給食の話聞き、福生市でも何か対応してもらえないのかと相談されてきました。1人だけ弁当だとどうなるのかといいますと、自分だけ好きなものを食べてずるい等と周囲からは言われるようです。給食費も払っておられるわけで、費用の面でも、完全給食を実施している以上そのままというわけにはいかないのではという問題もあります。

近年、食物アレルギー対応給食は各地で広く実施されているようです。市内には食物アレルギーの児童がどのくらいいるのか、周辺市町村の対応状況、福生市での対応等についての状況をお伺いいたします。

2点目に、最近牛肉と称して豚肉が混入されていたり、基準値を大幅に上回る農薬が検出される食材が見つかったり、毒入り歯磨き粉が製造販売されていたことなど消費者の品質表示に対する信頼を大きく失墜させた事件が次々と起こりました。私たちの日ごろの食生活では外国産の食材が多数出回っています。中には国産では手に入らないものなどもふえていると思われませんが、中国産を初め学校給食では輸入食材をどの程度使用しているのか、食材をどのように調達していくのか、基本的な考え方についてもお聞かせ願います。

3点目に、給食設備についてですが、安全と衛生面に関して十分な状況にあるのか、給食センターの設備についてお聞きしたところ、ここ数年間は大きな設備投資は行っていないということです。

先ほど申し上げたアレルギー対応給食という追加対応を、現在の給食調理の現場で行うことは難しいとの話もありました。私も現場を見させてもらいましたが、衛生管理の手順を考えてきちんと配置されているのですが、実際に手狭に見えました。

福生市耐震改修促進計画によると、第1給食センター事務所棟は耐震上問題があり、新築時に徐却予定となっています。調理場とは別の棟になっていますが、センターは市内で2カ所、事務所棟が一つと離ればなれで、一見効率も悪く見えます。改修はどのように計画しておられるのかお聞かせ願います。経費の削減という面では外部委託等も検討課題になるのではと思います。1食当たりの経費についても、その内訳と、他市との比較も踏まえ参考にお聞かせ願います。

2項目目の教育行政について、1点目は児童・生徒の学力向上を図るための調査についてお伺いします。

東京都足立区教育委員会が昨年行った独自の学力テストで、小学校1校が障害のある子3人の答案を採点から外していたことがわかり、問題となりました。足立区は東京都が行う学力テストで、23区の中で小学校が21位、中学校が22位、そのため子どもたちの成績を上げることに力を入れていたようです。

今回問題が起こったテストは、区が2005年度から始め、計109の区立校に通う小学校2年生から中学校3年生の全員が対象となっていました。小学校1校で障害のある子3人の答案を採点から外していたことで問題が発覚しました。さらに校長先生とほかの5人の先生が、テスト中に答えが間違っている子に間違っている問題文を指さして知らせていたというのです。

足立区では、住んでいる地域で通う学校が決まるのではなく、子どもと保護者が行きたい学校を選べる学校選択性を初め全小・中学校の成績を1位から最下位まで公表し、成績を学校が自主的な取り組みに使う予算の配分を決める材料の一つにしています。このようなことも原因ではないかと言われています。学力調査は子どもたちの学力の目安となる一方で、子どもや学校同士の行き過ぎた競争につながるのではないかと心配する声もあります。

しかし、文部科学省では全国的な小・中学生の学校状況をつかむため、ことし4月24日に全国学力、学習状況調査、小学6年生と中学3年生を対象に行い、今後も毎年実施していく予定とのことです。

一方で、福生市では東京都教育委員会が実施した児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果で、17年度にかなり厳しい結果を突きつけられました。市としても教育指導費等の中でさまざまに予算をつけ支援をしているわけですが、本年は6月14日に18年度の結果が公表され、昨年よりずいぶん改善されたと伺っています。

ないとは思いますが、成績の向上を求めるあまり福生市でも足立区同様の一部の生徒の答案を入れないというようなことが行われたりはしていないか、また今回の結果をどのように評価しているのかお聞かせ願います。

2点目の小学校、中学校と地域の関わりについてですが、小学校と中学校では学力の問題を初めさまざまに継続する課題があり、共有した方がよい情報もあります。学校の先生方から積極的に呼びかけられて実施された連絡協議会に私も参加しました。

その席で、中学校では出歩いてしまう生徒が複数いる。授業を開始するのに20分もかかってしまうことがある等先生の口から現状の報告があり、また中学校の先生から小学校の先生に、「小学校でも授業中に出歩いてしまうことはありませんか」と質問されていました。この会合を通して、学校を取り巻く周囲の皆さんが同じ情報を得ることができ、学校と地域、周囲の皆さん同士が結びついたという点で非常に有意義に私は感じました。

そこで気がついた点があります。小学校と中学校では先生方が連絡を取り合うことが日ごろはあまりないのでは、また学校を取り巻くボランティアさんや地域の方は子どもたちに関心を持っていらっしゃると思いますが、子どもたちをどう育てていくのがよい

か、共通の目標や認識がなかなか形成されることがなく、肝心の子どもたちに大人たちの思いも伝わりにくいのではという点です。

小学校と中学校での連絡や連携はどのようにしておられるのか、教育委員会の実践等についてもお聞かせ願います。またPTA以外にも学校に関わってくださる方々がたくさんいらっしゃいますが、これらの方々同士や学校との連携についてもどのような状況かお聞かせ願います。

3項目目の福祉交通網の整備について、本年6月の第2回定例会において、既存の交通手段を活用しながら、市として試行実施に入るとの答弁をいただきましたが、現在の進捗状況と計画についてお聞かせ願います。

4項目目のフィルムコミッションについては、1点目、映画、テレビドラマ、CMなどあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための支援活動を行うフィルムコミッション、こういったものが地域の経済、観光の振興、文化振興に効果を上げるとして全国各地に取り組みが広がっています。

福生市では、最近少なくなっている米軍ハウスなどが象徴する基地のまちのイメージ、世界50カ国以上に及ぶ外国人登録がある、人口の3.85%が外国人という国際都市の側面など特色があるまちです。史跡玉川上水も市内を通り、清流多摩川沿いにはすばらしい桜並木もあります。ロケ地として推薦できる材料もふんだんにありそうです。これまでフィルムコミッションについて市ではどう取り組んでこられたかお聞かせ願います。

2点目に、この取り組みを行った場合に期待される効果、成果についてどのようにお考えかお聞かせ願います。

以上、私の質問とさせていただきます。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 堀議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

給食センターについてと教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

初めに、福祉交通網の整備についてですが、福祉交通網整備の検討過程では、どのような方法であれ、試行実施などの検証が必要であると、こんなふうに思っておりまして、現在、既存の交通手段活用での試行実施に向けての検討をいたしております。この既存の交通手段といいますのは、お話もございました社会福祉協議会が実施しております福祉センターの送迎バスについて、社会福祉協議会を含めましていろいろな検討をしているところでございます。

このバスは、現在は福生地区と熊川地区に分けてまして、両地区とも午前が2便、午後は福生地区が2便、熊川地区が1便の運行となっておりますが、この空き時間を活用して、便数を増やすことによりまして福祉交通網の一翼を担うことが可能ではないかと、こういう考え方でございます。

現在、実施事例の検討、あるいは法律的な面での検討を進めておりまして、先日、関係課長や社会福祉協議会事務局職員が関東運輸局東京運輸支局を訪問し、運輸支局担当係長から法律面でのさまざまな指導を受けてきたとの報告がございました。

いずれにいたしましても、1日も早く高齢者、障害者の方々や妊産婦、小さな子どもをお持ちの方などに交通弱者の方々の移動手段を提供するための福祉交通網の試行実施に取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

次に、フィルムコミッションについての1点目、市での取り組みでございますが、現在、全国各地ではいろいろな形で情報発信のツールとして、地域活動化のツールとしてフィルムコミッションが設立されている状況がありまして、全国フィルムコミッション協議会への加盟というのは97団体ほどあるそうでございます。

東京都内におきましても、東京ロケーションボックスを含め八つのフィルムコミッションが設立され、撮影の支援事業を行っております。さらに各代表者や映画・テレビの製作者なども交えた連携協議会を立ち上げ、東京都全体でより積極的にフィルムコミッション事業を推進していく方向がでございます。

福生市でも新たな情報発信のツールとして、また福生の魅力の創造にフィルムコミッションが活用できないかということで、平成18年10月に職員によるフィルムコミッションプロジェクトが発足をしまして検討を進めてまいりました。このプロジェクトチームでの検討結果では、撮影支援事業を推進することで地域活性化につながる効果が期待されることから、今年度から地域振興課を窓口にして、対象を公共施設に絞り、撮影支援の体制強化と円滑化を図っております。

2点目の推進することで期待される成果ということでございますが、フィルムコミッション事業を推進することにより、福生の街並みなどが映像に流れることで市民の我がまちへの誇りや自信、愛着が高まるとともに、映像文化への興味や理解を深め、さらには撮影支援や撮影事業に主体的に関わっていくことで地域文化や地域社会の活性化が図られるといったようなことが期待できると思っております。

いずれにしましても、外から見ていただいてこの福生というまちの新しい魅力というものを発掘していただけるという側面があらうと思っておりますし、そのことがまた市民にとっての誇りであり、自信にもなっていくのではないかと、そんなふうに見ております。

市といたしましては、福生の魅力をさらに向上させ、それによって地域の活性化を図ることをフィルムコミッションの最終的な目的といたしまして、今後各種団体や市民の方々の御協力もいただきながら、フィルムコミッション事業を推進していきたいと、そんなふうに思っております。

以上で、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

給食センターについての1点目、食物アレルギー対応の御質問でございます。

文部科学省が全国の公立小・中学校に通います全児童・生徒を対象に実施をいたしました食物アレルギーの実態調査の結果がことしの4月に公表されておりますが、議員先ほど御紹介をいただきましたように、その結果によりますと、じんましんなどの症状が出る食物アレルギーの児童・生徒数は約33万人に達しているということで、1学級を40人といたしまして、各学級に平均1人いるとの結果が発表されたところ

であります。福生市では現在、34人の児童が食物アレルギーの症状を持っているとの届け出をされております。

この食物アレルギー対応につきまして、福生市ではアレルギーの個別対応、除去食等につきましては、子どもの健康や生命にかかわることでもありますので、対応に適した施設、設備や、学校との連携が万全でないと責任を持って対応することができないことから、牛乳につきましては提供を中止し、食事につきましては料理ごとの詳細な使用食材が明記をされました献立表を提供し、保護者において当日の給食の喫食の判断をいただいているところであります。

なお、他市の給食センターでは、食物アレルギーの対応といたしまして牛乳、卵の除去食を実施をいたしておりますのは府中市、立川市、昭島市、檜原村でございます。

次に、2点目の食の安全に対する意識についてでございますが、先般、中国産の食材に残留農薬が基準値を超えている等の報道がございましたが、福生市での中国産や輸入食材の使用状況は、国産では極めて流通の少ない春雨、メンマ、きくらげと加工品の原材料のごく一部の使用に限っております。今後も食材の調達につきましては、食の安全、安心で子どもたちにおいしい給食の提供をしていくために、できる限り国産のものを使用いたしてまいります。国産では手に入らない食材につきましては、これまでの産地証明や、新たに残留農薬などの内容証明を取り、安全性を確認をしてから使用いたしてまいります。

次に、3点目の設備と経費削減についてでございますが、現在の給食センターは昭和54年9月及び昭和56年5月に開設をいたした施設のため、文部科学省が制定をいたしております学校給食衛生管理の基準に適合するところが少ない施設になっております。

しかし、昨年9月からは可能な範囲で文部科学省の学校給食衛生管理の基準に適合させるようにと福生市学校給食衛生管理基準を作成をいたしまして、職員に周知徹底を図る中で、子どもたちに安全でおいしい給食を提供するよう努めております。

また、設備面の改修につきましてでございますが、老朽化に伴い学校給食衛生管理の基準に適合しない設備等につきましては、新センターができた場合にも移設ができるようなものに取り替えをいたしているところであります。

次に、経費の削減につきましてですが、最初に1食当たりの経費につきましては、平成18年度決算では保護者負担が206円、公費負担が507円、合計713円となっております。また他市の給食センターでも1食当たりの経費は保護者負担が210円から230円、公費負担は420円から660円までとなっております。合計で630円から890円の経費がかかっているようであります。

また、単独校方式の1食単価につきましては、保護者負担が220円から240円、公費負担が360円から620円程度となっております。合計で580円から840円の経費がかかっているようであります。当市同様に各市とも公費負担部分に占めます割合の多いものは人件費、光熱水費、設備投資等となっております。

今後、給食の経費削減をしてまいりますには、給食調理の委託化や、学校給食組合への加入をすることなどにより経費節減が図られていくのではないかと考えておりま

す。

続きまして、教育行政についての御質問の第1点目、東京都教育委員会が実施をいたしております児童・生徒の学力向上を図るための調査につきまして、昨年度は本年1月に小学校5年生、中学校2年生を対象に実施をいたしました。その結果につきましても、御案内のように本年6月に各学校の集計結果と、児童・生徒には個人表が戻ってまいっております。

本市におきましては、御指摘のような受験者の答案を採点に回さないとか、集計から除外するといったような事実はなく、本調査を受験いたしました全児童・生徒の答案を回収の上、東京都教育委員会に提出をし、受験をした児童・生徒のすべての結果を得たところでございます。

次に、教育委員会としての評価につきまして、その分析は次のとおりでございます。調査内容は小学校で国語、算数、社会、理科の4教科と問題解決能力等調査となっており、中学校では国語、数学、社会、理科、英語の5教科と問題解決能力等調査に関する問題となっております。

まず、小学校4教科の平均正答率は73.2%であります。これは東京都全体の平均より2.8%下回っております。しかし、平成17年度の結果と比較をいたしますと、1.9%と平均との差が縮小傾向となっております。内容的には国語における書く力、算数では図形の性質、社会では資料活用能力、理科の観察・実験をもとに考える力がそれぞれ課題となっております。また平成18年度から実施をされました問題解決能力等調査でございますが、市の全体平均69.0%、東京都全体の平均より2.0%下回っております。これは適応、応用する力に若干の課題があり、資料を活用しながら実際の生活に生かす力を育む必要があるという結果でございます。

さらに、中学校であります。5教科の平均正答率は67.1%となっており、これは東京都全体の平均より4.2%下回っております。しかし、小学校同様平成17年度と比べますと3.5%と平均との差が縮小、改善をされた傾向となっております。内容といたしましては、国語で読む力、言語事項に、数学では数学的な見方・考え方、表現・処理、特に表現の能力、理解の能力、英語におきましては表現・理解の能力、社会では知識・理解と思考・判断の力に、理科におきましては観察・実験の技能・表現、科学的な思考に課題が残っているものであります。さらに問題解決能力等調査では、全体平均70.9%、東京都全体の平均と比較して3.4%下回っております。見通す力に課題があり、具体的な問題解決の場面に則した課題解決の力を育んでいく必要があるというものでございます。

小・中学校ともに昨年の調査結果と比較をいたしますと、1から5%の回復が見られております。特に中学校では数学、社会で5%以上の回復がされております。しかし、いずれも都の平均点を下回っており、70%の目標を達成できない教科が少なくない現状であります。学校は設問ごと、特に正答率50%未満の設問に対する分析と具体的な改善策を検討、実施をしていくことが不可欠でございます。

以上の分析結果から、教育委員会といたしましては、課題解決に向けた施策に取り組んでおり、まず各学校に設問ごと、特に正答率50%未満の設問に対する分析と、

具体的な改善策を提示をした授業改善推進プランの作成を求め、これによる適正な指導による児童・生徒の学力向上を目指しております。

なお、授業改善推進プランは教育委員会に報告をさせ、また保護者に対しましても学校だよりや、学校開設のホームページ等で公開するように指導いたしております。日ごろからこうした児童・生徒のデータを正確に受け止め、恒常的に授業改善の認識を深めるよう指導助言に努めているところでございます。

続きまして、2点目の小学校、中学校での連絡、連携の現状ということでございますが、本年度から中学校の教員が参加をし、市内小・中学校全教員により構成をされました福生市公立学校教育研究会の中で小・中連携の教育実践をいたしております。年間10回開催をし、教科、領域等の研究授業を通した実践研究を行い、教員の指導力の向上を図ることにより児童・生徒の学力向上に資することを目的に活動いたしております。

また、中学校区ごとに年1回、今年度から学校連絡会を開催をいたしております。該当校の小・中教員が一同に会し、授業参観を行い、その後学習状況及び生活指導上の課題につきまして情報交換、課題解決のための具体策を協議をいたしております。さらに、小学校卒業時に卒業児童に関する学習、生活指導上等の状況についての情報交換会を行い、小・中学校間における指導の円滑なる継続を期してまいります。

次に、小・中学校における地域との連携でございますが、各小・中学校では町会、自治会、民生児童委員、保護司の皆様方に学校の現状を説明し、対策を協議をいたします地域連絡会を年3回程度実施をいたしております。

また、校内美化、地域清掃をPTAを中心に児童・生徒、地域の方々が行う活動を、例えば五小ではチャレンジプラン、二中ではクリーンキャンペーン、三中では美校会というようなネーミングをいたして具体的に実施をいたしているところでございます。そのほかにも、例えば四小の四小ファンクラブ、六小の亀の子親子まつり、一中のおやじの会等地域との連携は活発になされてきております。

さらに、教育委員会では昨年度より「輝け福生いきいき活動」を主催をいたしまして、小・中連携、地域連携を進めております。この活動は福生市子ども議会で何度か子どもたちから訴えられていました「地域をきれいにしたい」という子どもたちの願いにこたえとともに、学校教育法の一部改正により社会奉仕体験活動等を一層重視をしていく今日的教育課題への対応を図るために、市内の全小・中学生が保護者や地域の方々と協力をして、同時期に一齐に清掃活動を行うものでございます。この活動を通して児童・生徒に地域に貢献しようとする心と道徳的な実践力を育てるとともに、児童・生徒による地域清掃活動等社会奉仕体験活動の推進を図っているところでございます。

以上、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（堀雄一郎君） 丁寧に詳細にわたる御答弁をいただきましてありがとうございます。再質問させていただきます。

1の給食センターについて、1点目の食物アレルギー対応についてですが、いろいろと調べてみましたところ、対応の方法にもアレルギーとなる材料の除去食での対応、

代替食での対応、その他さまざまございまして、給食センター方式よりも自校調理方式が柔軟に対応をしているように見えます。福生市は給食センター方式ですので、遅れている点もあるようですが、この方式でも除去食で対応している市町村がありました。

除去食での対応、課題はあるかと思いますが、この予定はこれから実際にあるのかという点と、設備と経費削減の面で御答弁もいただきましたが、文部科学省が制定した学校給食衛生管理の基準に適合するところが少ない施設ということで、問題点を職員の教育等でソフト面でカバーしたということをお伺いしました。この点についても早期に手を打つ必要があるのではないかと思います。この点もお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2の教育行政についての1点目につきまして、児童・生徒の学力向上を図るための調査結果から、福生市の教育指導費も子どもたちの学力向上に一定の成果をもたらしているように感じましたが、さまざまに不正ということもなく、結果を向上させたということで大変うれしく思います。がしかし、全教科で現状も小学校・中学校の成績は東京都平均より下回っているということで、まだまだそのスタート地点に立った状況と思われまます。

中学校の現場では、もっと子どもたちに力を注ぎたいのだが手が足りないという声もありました。また教育に力を注ぐことがそのまま私たちの未来に力を注ぐということになると私は思います。直接かかわることのない市民の方々も期待しています。むだなく効果的に予算活用していただくならば、さらに支援も惜しまないというような思いもあるのではと考える次第です。

学力調査結果の評価と成果をお伺いしましたので、具体的に今後の取り組みをもう少しお聞かせ願います。

2点目、小・中学校との地域とのかかわりについての再質問ですが、本年度からさまざま小・中学校の教員、教職員、また教育委員会が主導でかかわり合いを持つ機会をつくっていただき、地域の方も多くの活動を活発に関係して下さっていらっしゃるようにお伺いしました。本当に感謝申し上げます。さらに六小から「ふっさっこ子の広場」も始まります。今後は、一口に言いますと、学校を取り巻く地域社会のチームワークといったことがより期待されるようになってくるのではないのでしょうか。

せんだって「理不尽な親への対策本格化等」というニュースが読売新聞にございました。理不尽な親の具体例では、自宅で掃除をさせていないから学校でもさせないでほしい。子ども同士で小さなトラブルになった相手の子を転校させるか学校に来ないようにしてほしいなど理不尽な要求をするケース、また勉強の進みぐあいが遅れている中学生に小学生の問題を解かせたところ、子どもが精神的に傷ついたと抗議にきたり、子どもが起こした自転車事故を学校の指導が悪いと主張する例があるということです。さらに親が学校現場を飛び越して教育委員会や文部科学省に直接メールや電話で苦情を持ち込むことも多く、学校へ来て暴力団とのつながりをほのめかし、圧力をかけるなどということもあったと紹介されておりました。

この話はたまたま目にした話というのではなく、全国的な問題となっているようで

す。福生市でも似たようなことが実際にあったと話を伺いました。このような状況下では先生方と親との信頼関係が築けず、自信を持って生徒への指導を行えないことがわかります。十分な信頼関係がないというのでは、子どもをしかったり指導したりすることもちゅうちょするのではないかと思うのです。遠慮がちな先生では授業の魅力も半減し、子どもから見ると物足りなく見えてしまいます。

これは親から見ても同様です。保護者と小学校、中学校の先生方、さらに地域の方々の中で教育の方針と問題点を確認し合い、協力を求めていく。その中で授業を受ける態度の問題や、学校外での生活での意見も出し合い、先生はこう考えている。親はこう考えている。地域の人からこう見えている。そういう意見交換がもっと行われるような、日常的にそのような場所が必要ではないかと感じています。「子どもは社会で育てるもの」との視点から、小・中学校を取り巻く地域の関係者を含んだチームワークというものが重要になると思うのです。

教員の方々にも保護者の指示、地域の信頼を託されている自負を持って、自信を持った生徒への指導をしていただきたい。学校外の方も協力しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

こうした連携について教育委員会に計画はないか、現状もさまざま取り組みをお聞かせいただきましたが、さらに考えはないかをお聞かせ願います。

3の福祉交通網の整備につきまして、社会福祉協議会や関東運輸局との協議内容、そして課題などについてもお教えてください。

4のフィルムコミッションについてですが、今年度より公共施設に限って地域振興課が窓口となったとのことですが、問い合わせの状況をお聞かせ願います。福生市で撮影された映画やドラマにはどのようなものがあるのか、また福生を舞台とした文学作品等にどのようなものがあるのか、わかる範囲で結構ですので、そういったものも紹介をお願いします。

以上、再質問とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 堀議員さんの給食センターについての御質問にお答えいたします。

食物アレルギーの対応、除去食についての御質問でございますが、センター方式の調理施設でも対応していかなければならないということは認識してございますが、現在の施設、設備を考えると、スペース、広さ的に除去食を調理する場所の確保が難しいわけでございます。このことから、直ちに対応することは困難でございますが、給食センターのあり方につきまして検討を進めてまいっておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

また、施設の改修について早急に手を打つべきではないかとの御指摘でございますが、改修の時期につきましては現在未定でございますが、これにつきましても検討を早急にさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○参事（川越孝洋君） 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

御質問の児童・生徒の学力向上を図るための調査についての改善に向けた本市にお

ける具体的な取り組みでございますけれども、これにつきましては学校の教諭が恒常的に授業の工夫、改善に努めることがその中心であることはいうまでもありません。しかしながら、児童・生徒の生活習慣を初め学校外での生活の状況に起因するものでもございます。教育委員会といたしましては、校内における児童・生徒の学習状況を少しずつ改善することとあわせ、生活習慣の改善を視野に入れました施策を打っていくことが重要かと考えております。

現在、学校において進めていますことは、授業時数の基準を上回る確保、指導内容の厳正等によります教育課程の実施や、少人数指導の充実、観点別学習評価を生かした授業の工夫、改善を進めているところでございます。

また、補充的、個別的指導の一層の推進を行うため学習指導補助員や理科支援員、特別支援学級の指導補助員、通常期におけます適応指導補助員等の配置をしているところでございます。そして生徒の学力習得に大きく影響いたします教員の資質、能力の向上策といたしましては、市内の小・中・高全教員が参加いたします市教育研究会の活動を重視しているところでございます。また授業の実践とその検証を中心とした研究に対し、指導主事によります指導助言や外部講師の招へい等児童・生徒の学力向上に直接結びつきます教員の授業力、指導力を高める施策を展開しているところでございます。さらに校内研究を充実させることから、若手の教員の育成を重視しております。

こうした成果といたしまして、先ほど教育長答弁にもありましたように、まだまだ課題としては大きいととらえておりますが、本市の児童・生徒の学力向上を図る調査結果に反映されましたように、前年度に比べ改善に至っているものと考えているところでございます。

今後は、現状を踏まえまして児童・生徒の学力格差を補う教材の開発や提供、指導力の向上、そして学習カウンセリング、さらには授業秩序にかかわる指導の強化などを充実させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、小・中間の連携と地域関係機関との連携についての今後の充実策でございますが、議員さん御指摘のように授業を受ける態度や、基本的な生活習慣にかかわる指導といたしまして、小・中で継続的、系統的な指導が有効かと考えております。教員は厳しさと温かさを合わせ持った指導の必要性もまた痛感しているところでございます。

地域関係機関との交流につきましても、御指摘のように理不尽な要求等にならないよう、市内小・中学校が具体的に、かつ有期的に地域の方々や保護者とつながっていけるような、また、教職員が自信を持って実践をしていけるような仕組みを取り入れていきたいと考え、目下のところ学校教育全体の課題をいま一度整理をし、改善推進プランを作成し、その実行策を検討しているところでございます。

こうした学校課題に対します具体的な実践施策を組織的に展開し、議員の皆様にもお力をお借りしながら学校教育の充実、発展に努めていく所存でございます。

以上、堀議員さんの答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 次に、福祉交通網についてでございますが、福祉セ

ンター送迎バスの活用につきましては、高齢者や障害者の方々等の福祉の推進という面からも、社会福祉協議会とは同じ認識のもとに協議を進めております。

協議、検討を進めていく中で、法律的な面で見えますと、コミュニティバス以外の運行となりますと、送迎等の特定施設の利用目的に限定されるなど一定の条件が付けられることとなってくるといった課題も出てきております。そのためにこれらの法律面での条件や、あるいは運用面での裁量の範囲などにつきまして関東運輸局から指導を受けてまいりました。

基本的には高齢者や障害者の方々、あるいは妊産婦や乳幼児をお連れの方々等を対象にその方々が利用する施設、例えば福祉センターや保健センターなどの施設への送迎を目的としておりますことから、こういった施設を利用しない場合は乗車できないこととなってまいります。

しかしながら、日常の外出に際しましては、福祉施設の利用とともに幾つかの目的を持つことが多いと思われまますことから、こういった場合には運用面で対応することが必要であると考えております。また関東運輸局の方からも、上部機関と調整をして回答するとの返答をいただいているところでございます。

こういった課題に対応していくとともに、今後につきましては詳細についての検討を進め、許可申請の期間などがございませますことから、現時点では明確な期限を申し上げられませんが、議会にも御説明をさせていただき中で、できる限り早い時期での試行実施へ向け取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、フィルムコミッションにつきまして、初めに問い合わせの件数でございませますが、ことし4月から8月まででございませます。16件の問い合わせがございませました。ジャンル別ではバラエティーが6件、映画が3件、CM3件、ほかにテレビドラマ、出版物等4件でございませます。

次に、撮影された映画、ドラマの関係でございませますけれども、最近の2年間では昨年「シュガーアンドスパイス」、ことしに入りましてからは映画「クローズノート」が中央図書館で、また出版物でございませますけれども、「野球指導書」が福生野球場で撮影されております。

次に、文学作品などはということでございませますけれども、いずれも小説でございませますけれども、「限りなく透明に近いブルー」、それから片岡義男著者の「スローなブギにしてくれ」、それから山田詠美著書の「風味絶佳」「ラビット病」などがございませます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（堀雄一朗君） それでは、要望を述べさせていただきます。

1の給食センターについてですが、アレルギー対応は今後さらに一歩前進させるといった御答弁をいただきありがとうございます。適切な処置をしないと命にかかわるアナフィラキシーショックという問題もあり、さらに教育上も食物アレルギーへの正

しい理解を教員、他の児童・生徒にも持っていただく必要があると思います。

また、食物アレルギーのお子さんをお持ちの保護者の方には、現在も行っていらっしゃる加工品の詳細な使用原料が明記されたメニューを事前に学校から提供してもらうことで、少しでも弁当の日を少なくできるように協力をしていただくことを要望申し上げます。学校経由でしていただくことで御父兄も大変喜ばれるのではないかと思います。

給食センターでは、材料から子どもたちの口に入るまですべてにおいて目が行き届いていることを当然のように求められています。材料の入手から調理の仕方、配送の仕方、それぞれに細かな配慮と責任を持って行われていると思いますが、昨今の事件では幾ら注意をしても完全過ぎることはないという状況です。

特に材料につきましてはどのように対処していいのか、非常に頭を悩ませる面があると思います。当市の給食センターでは国産にこだわり、食材を慎重に選んでいるとのこと、子どもたちからも好評との話を聞いています。

一方で、一部の御父兄からは給食費の未納が原因で食材が安いものになっているのではないかと心配する声などもあつたりはしています。日本の食料自給率から考えると、国産のみで対応していくと費用面でも無理なことが容易に想像がつきますが、国産も安心ではないということで、そうなると子どもたちに安全でおいしい食材を使って調理をするためには、食材の入手にさらなる注意と工夫とエネルギーを注いでいただくことをお願いするしかないという状況だと思えます。この点、国内外問わず生産者が見えるところまで確認していただけるというのが一番安心なのかと、今できることとしてはそのように考えています。

福生市で給食にかかってきている経費というのをお聞きしましたが、設備投資を控えた結果か、学校給食の相場では標準的範囲に入っているようです。食の安全という視点から見ると、現在の直営方式は全体に目が行き届くので望ましいようにも見えます。設備の改修も喫緊の課題ですので、安全や衛生面での問題が生じない分野には、委託等の部分導入も含めランニングコストの低い手法をよく研究していただき、環境に配慮した早急な設備改修を要望いたします。

2の教育行政についてですが、国レベルも含め教育行政に注目は高く、さまざまな要求が次々と出されています。新聞でも一面を飾ることが、教育に関するニュースが多く見受けられるような気もいたします。

再質問でも申し上げさせていただきましたように、市民の協力もより効率的で有期的に得られるようになっていかないと、メニューがふえる一方で力が分散して、お互いに重なっていくということで力が入りにくくなるということにもなりかねません。迅速かつ有期的な連携がとれるネットワークづくりが必要と思われます。教育にかける思いと力が子どもたちに着実に伝わっていくように、改善推進プランを作成される中でぜひその内容に配慮をお願い申し上げます。

3の福祉交通網の整備には、試行実施段階でもさまざまな問題が、困難が出てくるようですが、目指すところは市民の皆様が喜んで使っていただける交通網、「福生モデル」とでも言われるようなものになると思います。まずはこの試行実施を早期に実現

されることを要望いたします。

4のフィルムコミッションについてですが、先ほど紹介のあった「シュガーアンドスパイス」は、2004年カンヌ国際映画祭で史上最年少、そして日本人初の最優秀主演男優賞を受賞した柳楽優弥と、実力派若手女優として脚光を浴びている沢尻エリカの二人が主演したということで、大変注目の話題作でした。福生を舞台として繰り広げられるラブストーリーにたくさん福生のシーンが出てきています。この作品も福生のPRに随分役に立ったのではないかと感じました。初めて福生を知った人たちも全国に多数いらっしゃるのではないかと思います。

圏央道と中央道もつながり、都心部からのアクセスがさらに改善され、福生はロケ地としての利便性も高まっています。公園施設も大小含め75カ所、横田基地沿いには独特の街並みも形成され、魅力的なまちです。拜島駅の自由通路も一部共用が始まり、市庁舎も完成すれば緑地を含め独特の景観をつくり出すことと思います。今後は民間施設のロケ地情報提供を含むフィルムコミッション事業へぜひ一歩踏み出していただくことを要望いたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、1番清水義朋君。

（1番 清水義朋君質問席着席）

○1番（清水義朋君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問は2項目でございます。

まず、1項目目といたしまして環境行政について質問させていただきます。

前回の定例会において環境基本計画について質問させていただきましたし、そこでも述べさせていただきましたが、昨今の地球のあちらこちらで起きている異常気象とも言うべき現象を見ると、地球温暖化に向けた取り組みについては待ったなしの状態であることはだれでも認識できることかと思えます。だれでもできることに対して行動していくことが大事なときにきている状態です。

地球温暖化のメカニズムは皆さん御存じかと思いますが、二酸化炭素、いわゆるCO₂に代表されるような温室効果ガスが大気中にふえることにより、太陽よりもたらされたエネルギーが宇宙空間に出ていくことを妨げてしまい、結果的に地球の大気や海洋の温度上昇を招いてしまう。バランスよくある部分には、地球の気温をある程度の範囲内で安定化させるため、少なれば生命が生きられないほど低温になってしまいます。

ことしの北極海上の氷の面積が過去最小の面積になってしまったと報告がありました。実に日本の面積の4倍の面積が溶けてなくなってしまったそうでございます。北極の氷は見えている部分はほんの一部で、あとは海中にあるわけですから、膨大な体積の氷が溶けてしまったこととなります。またこのことはIPCC、気象変動に関する政府間パネルの予想をはるかに上回る数字で、20年から30年先の予想がことし起こってしまったと報告されています。

さて、その原因である温室効果ガスを抑えるために、政府ではチームマイナス6%というプロジェクトといますか、アクションプランが出されています。1992年の地球環境サミットで気候変動枠組み条約が締結され、その条約の目的を達成するための議定書が京都議定書であります。その中で先進諸国に対して2008年から2012年の間に、1990年比で温室効果ガスの削減が数値が義務づけられています。日本は御存じのとおり6%の削減が義務づけられているわけです。

福生市においては、順不同ではありますが、福生市環境基本計画、福生市地域新エネルギービジョン、そして福生市地球温暖化対策実行計画などいろいろな施策、計画が出されています。ごみの減量や資源の分別、環境に配慮した新庁舎並びに公立福生病院の建替え、福生スクラムマイナス50%協議会の事業などさまざまな取り組みが動いているのは、少なからず市民の皆さまにも見えているかと思えます。

そんなことを踏まえて質問させていただきます。市役所庁舎を初めとした温暖化の実行計画の進捗はどのようになっているのでしょうか。これは先ほど述べさせていただいた福生市地球温暖化対策実行計画の中で、計画の対象範囲は本庁舎及び出先機関を含めたすべての組織及び施設における事務及び事業とされて計画がなされていますので、その取り組みの進捗をお聞きしたいと思います。

続いて、2項目目の質問は都市基盤整備についての質問です。

福生市において道路、これは市道であります。事務報告から見ますと、舗装率は市道の総面積比から98.75%、平成17年度がですね。――が舗装されていて、ほぼ100%に近い数字となっています。同じく17年度報告から市道の現況を見ますと、舗装の種類別にコンクリート舗装が延長630メートル、高級瀝青、延長が3万924メートル、ブロック舗装が延長462メートル、コンクリート平板、延長11メートル、簡易舗装が延長9万2451メートル、未舗装、延長が4344メートルで、総延長12万8822メートルとなっています。それぞれ道路の環境に応じて舗装の仕方が違いに出ているのかと思えます。

舗装化率が高くて余り不便なことはないのでありますが、近年の夕立のように、熱帯のスコールのような一度に多くの雨が降ると逆に危険だなと思うようなところが出てきます。福生市では都市下水路の整備ができています。市街地への浸水の心配はほとんどありませんが、道路が川のような状態になってしまったり、側溝などに一度に多くの水が集まってしまう、ひいては河川などへの流入の増加で都市型水害と言われるような短期間で水害の危険が増す状態になっているかと思えます。

話が少し変わりますが、昨今、国道や都道では高機能舗装という少し目の荒い舗装をよく見かけるようになりました。高機能舗装は一般的に空隙率が20%前後で、直径10ミリ程度の骨材を使用した道路を指していて、表面が凸凹状であるため、吸音及び共鳴作用により移動車走行に伴う騒音を低減する働きがあり、同時に雨水がたまりにくく、排水性があるため、一般道においても比較的交通量の多いところに取り入れられているようでもあります。

そこで質問であります。福生市の中でも国道16号線や一部の都道においてはこの高機能舗装が導入されておりますが、市道において導入されているところはござい

ますでしょうか。また計画があればその点をお聞きしたいと思いをします。

また、2点目といたしまして高機能舗装について、もちろん一度にすべて導入することはできないと思いをしますが、もし導入について、騒音について優先させるであるとか、安全性のために優先させるであるとか、その優先順位がありましたらお聞きしたいと思いをします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。

環境行政についての福生市地球温暖化対策実行計画の進捗状況ですけれども、福生市では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成14年度に地球温暖化対策の実行計画を策定をいたしました。この実行計画の対象は市役所、第四庁舎、公民館、図書館、市民会館、体育館などの社会教育施設や小学校・中学校などの教育施設など市内の公共施設のすべてを対象としております。それらの施設におきまして地球温暖化の原因となります二酸化炭素を減少させようとするものでございます。

具体的には、平成13年度を基準年として、平成19年度には二酸化炭素換算で10%以上削減しようという計画を立てました。主な内容としては電気、燃料、水道、紙の使用量をそれぞれ10%以上削減する、それから用紙類の古紙配合率を可能な限り100%に高める、公用車の買い替え時には可能な限り低公害車を導入するなどでございます。

平成13年度の基準年で二酸化炭素の排出量は360万4880キログラム、これに対しまして平成18年度、390万4931キログラムでございまして、平成13年度を100といたしますと、平成18年度108.3と8.3ポイント増加したところになっております。結局、残念ながら10ポイント減少しなければならないところが増加しているという実態がございまして。

考えられる理由としては、各年度における気象条件の違いや市内の各公共施設の改修等及び利用時間の延長が大きく影響していると見ております。市では庁内に地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置し、定期的に会合を開催し、公共施設での二酸化炭素削減を検討しております。委員会では前年度の各施設の二酸化炭素の排出量をリスト化いたしまして、過去の排出量との増減をチェックし、また大きく増加、減少した施設においては調査をかけまして、その理由を明らかにするよう指示をいたしております。また施設管理を担当する職員には研修会を開催し、実行計画の趣旨の周知、計画の進捗状況などを説明し、各施設の取り組みを強化しております。

地球温暖化の課題は大変重要な課題であると考えており、市でも開庁日の増加などもございましてけれども、二酸化炭素の削減に向け環境管理システムの導入など具体的な取り組みをさらに進めてまいりたいと、そんなふうに思いをします。

次に、都市基盤整備についての1点目の高機能舗装の導入についてですが、市道の道路整備に当たっては安全性、経済性、施工性、維持管理及び沿道の環境等を十分考慮しながら行わなければならないと考えております。現時点で道路の舗装率は98.7%、そのほとんどの路線がアスファルト舗装となっております。

道路は、経済・社会活動を支える根幹の施設でございますので、これまではより円滑な交流の流れを確保するための道路の整備が進められておりましたけれども、車の大型化や高速化が進む中で、沿道における生活環境の悪化が問題になってきておまして、近年はこれらに対応するため、特に高速道路や幹線道路等交通量の多い道路については、環境負担を低減するための対策として高機能舗装が取り入れられております。

これは、お話のありましたように、排水性舗装と言われる舗装工法で、路面の隙間が普通の舗装より多く、路面の水はすぐ染み込んで、下にある不透水層——要するに染み込まない層の部分までのところから側溝へそれぞれ排出される仕組みになっております。雨の日でも滑りにくく、水煙を巻き上げないため視界も良好で、タイヤと路面の空気の逃げ道が確保され、騒音が低減される効果がございます。

御質問の市道においてこのような高機能舗装が導入されているのかとのことですが、これまで実施している路線ではございません。市道幹線Ⅱ-18号線、田園通りにつきましては、睦橋東交差点から福生七小前交差点までの区間、約1330メートルについて、歩道のバリアフリー化とあわせて車道については高機能舗装を取り入れたいと考えております。防衛補助事業で実施いたしますが、今年度の実施設計を行い、平成20年度から23年度で整備工事をする予定です。

また、今後高機能舗装が導入される計画があるのかとのことですが、現時点で予定している路線としては、田園通りの市道幹線Ⅱ-20号の福生中央体育館前交差点から福生永田交差点までの区間、延長約560メートルを計画をしております。

その他の路線の高機能舗装の考え方や計画については、都市建設部長から答弁をいたします。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、その他の路線の高機能舗装の優先順位の考え方や計画につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

舗装の分類については、一般的に使用されているアスファルト舗装、側溝等がなく雨水処理ができない路線につきましては透水性舗装、また交通量の多い市内幹線道路につきましては高機能舗装、排水性舗装が効果的であると考えられますので、今後の高機能舗装につきましては、基本的には交通量の多い市内幹線道路について導入し、数多くある生活道路においてはアスファルト舗装や透水性舗装で、現場の状況に応じた整備を実施していきたいと考えております。

以上で清水議員さんの御質問に対する補足答弁とさせていただきます。

○1番（清水義朋君） 市長、または御担当からの御答弁ありがとうございます。それでは幾つか再質問をさせていただきます。

まず、地球温暖化対策についてですが、福生市においても市内に地球温暖化対策実行計画推進委員会が設置され、二酸化炭素の排出量をチェックし、また大きく増減をしている施設がなんでそうなったのかを調査していることはわかりました。

また、この実行計画が平成13年度を基準年として平成19年度、すなわち本年度に目標値ではあるものの、二酸化炭素の排出量を10%以上削減するというものであ

るということも御説明いただき、よくわかりました。

進捗の状況は非常に厳しいようではありますが、先ほどの説明で平成13年の基準年に対して8.3ポイントふえてしまっているということで、10%の削減というより基準年の数値を維持することもできないレベルにあるようです。

皆さん御存じのとおり、国のプロジェクトでもあるチームマイナス6%では、その6%削減に向けた1人1人がすぐにでもできる身近な事例を幾つも上げ、その効果が、グラム単位ではあるものの、検証できるようになっております。例えば夏の冷房の温度設定を26度から28度に2度上げると83グラムの削減ができるとか、お風呂のお湯を利用して体や頭を洗い、シャワーを使わないと371グラムCO₂が削減できるなどとなっております。その積み上げで1人1日1キロの二酸化炭素の排出削減を図ろうというものであります。それぞれすべてがすぐにできることが上げられております。

同様に、福生市地球温暖化対策実行計画の中にもすぐにできるたくさんの具体的な取り組みが記されていて、先ほどの答弁にもありましたが、例えば節電の関係や節水、紙や事務用品などの購入や使用の仕方、低公害車の利用など細かなものが出されているわけですが、それらを実行しても先ほどの開庁時間の影響などから削減どころか基準年のレベルを維持できないというのは、果たして目標値の設定が適切であったのかと思うところでもあります。

そんなところから、2点ほど再質問させていただきたいと思うのですが、1点目は、庁内では地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置して、年に数回の会合を開催しているということでした。その中で各施設の二酸化炭素排出量をリスト化して過去の排出量との増減をチェックし、大きく増加、減少した施設について調査をし、なぜそうなったのかを明らかにするようにしているということでした。それでは具体的に大きく排出量が増加してしまっている施設、また逆に減少している施設はどういったところなのか、またそれはどのような理由でそうなっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、福生市地球温暖化対策実行計画は平成19年度までの計画ということではありますが、今後はどのような取り組みを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

この温暖化対策実行計画のほかに環境基本計画、新エネルギービジョンなども進んでいるわけですが、引き続き取り組んでいかなければならないと思います。その当たりの予定、また計画がありましたらお願いいたします。

続いて、高機能舗装についての再質問でございます。答弁をいただいたとおり高機能舗装については路面の空域率、いわゆる隙間の大きいことにより排水性が確保され、その効果として水たまりができにくい、水煙の巻き上げが少ない、またすべりにくくなるといったことが上げられます。ほかに車の走行時の騒音、その中でもエンジン音などを除いたロードノイズが少なくなることもありますが、これはタイヤの路面に接する際、通常のアスファルト舗装では空気の逃げ場が一部なくなり、その空気が押しつぶされることにより音が発生するという仕組みであります。もちろんすべての車の

ロードノイズがその空気の影響というわけではなく、単純にタイヤが路面と接する音、タイヤの中にひびく音など複合的な要因によりロードノイズとなっております。

一般的なデータでは、走行時のロードノイズは、状態にもよりますが、平均3デシベル程度の抑制効果があるようでございます。一見小さい数字ですが、皆さんも高速道路や国道、都道などを走行しているときに急に静かになったなと思ったことがあるかと思いますが、それは高機能舗装の効果で、車内はもちろん沿道においてもその効果は実感できるものでございます。

また、先ほど排水性舗装ということで御答弁いただきましたが、これについては御説明いただいたとおり、隙間のある路面から水を下に通し、その下の水を通さない層を側溝側へ傾斜させておき、雨天時に路面に水たまりや水の流れなどをできにくくするものであります。

ほかに似たような形で透水性舗装というの也有ります。路面の隙間から下に水を通す機能は変わりませんが、その下の路盤については幾つかの層で水を通す機能を有し、地下まで水を染み込ませるものを指しています。

また、隙間があることを利用し、光触媒技術を取り入れた酸化チタンなどを通した排気ガス等を浄化させる働きをもたせた舗装や、ヒートアイランド対策とした路面の下、路盤に保水性をもたせた保水性舗装、同じくヒートアイランド対策で路面への蓄熱を少なくする遮熱性舗装など一部の実験ではありますが、多機能化舗装への流れはあるように思います。

このように、高機能舗装では幾つかの機能を持たせることにより安全性の向上につながることや、環境面においても少なからずその効果があるものです。市内の道路を歩いてみると、かなり交通量のあるところに通学路の設定がやむを得ないところもあります。そういったところでは、雨天時などは水たまりなど子どもたちも車も避けながら通る場面があり、非常に危険な場面を見ることもございます。

また、先ほども申しましたとおり、近年の都市型水害と言われる短時間に多量の雨が降るような場合、アスファルト舗装では大部分の水がそのまま都市下水路、そして川などに流れ込むことにより急に水位が上昇し、洪水の危険が高まるということもあります。そういった場面においても、高機能舗装は多少なりの効果があるものと思えます。

市内において田園通りへの整備計画は、先ほど御答弁いただいたとおり考えられているということですが、やはり安全面、これは車両、歩行者に対しても、雨天時には同様に大きな効果があるものと思えますので、もう少し積極的な導入の計画を進められないかお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 環境政策につきまして答弁をさせていただきます。

まず、市内の公共施設のうち基準年の平成13年度と平成18年度を比較いたしまして、二酸化炭素の排出量が増加した主な施設でございますが、いずれも二酸化炭素換算でのキログラム/CO₂の数値を1000単位で申し上げます。

第一中学校が二酸化炭素換算で平成13年度11万1000キログラム/CO₂

が平成18年度19万7000キログラム/CO₂と77%増加しております。理由といたしましてはランチルームの開設などが影響しているものと思われま

次に、市民会館が13年度23万9000が18年度37万9000と58%増加しております。これは会館の利用状況によりますが、17年度のリニューアル工事に伴う照明機器の増設などにより増加しているものと思っております。

次に、福祉センターが13年度25万3000が18年度34万9000と37%の増加、本庁舎が――旧本庁舎ということになりますけれども、13年度31万3000が18年度38万8000と23%増加しております。

一方、減少している主な施設でございますけれども、第七小学校が平成13年度14万7000キログラム/CO₂が平成18年度が9万キログラム/CO₂と39%の減少となっております。これはA重油を暖房に利用していたものを都市ガスに変更したことなどが主な理由と思っております。

次に、保健センターが13年度5万8000が18年度4万3000と26%の減少、熊川児童館が13年度3万が18年度2万4000と20%の減少となっております。

次に、2点目の具体的な今後の対応でございますけれども、施設管理者への研修、あるいは通知を出しての削減に向けた取り組みを進めているところでございますけれども、実行計画では具体的な削減のプログラムや外部点検などが現在行われておりません。

今までも、小野沢議員さんからもISO14001など環境管理システムの導入の質問をいただいておりますけれども、環境管理システムにはいろいろな種類がございます、またそれぞれ一長一短があるため検討がなかなか長引いているというところがございます。

現在、検討いたしておりますのは、ラスイーという自治体向けの環境管理システムでございます。ISOですと専門家による外部監査が行われるわけでございますけれども、ラスイーというシステムは市民が参加し、監査を行うというシステムでございます。本市の環境施策につきましては、市民参加を推進しておりますので、大変このシステムは魅力的なシステムであると考えておまして、現在庁内でこのシステムを導入できないかを検討しているところでございます。このシステムを導入いたしますと、地球温暖化対策実行計画地もリンクし、より削減に向けての具体的な対応ができるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、清水議員さんの再質問にお答えいたします。

田園通りの整備計画、そのほかの路線についてももう少し積極的な導入計画で進められないかと、このような御質問でございますが、先ほど述べましたように、基本的には交通量の多い幹線道路について導入を考えていきたいというふうに思っております。

市長答弁にもございましたように、市道幹線Ⅱ-18号線につきましては1330メートル、さらにはその先の幹Ⅱ-20号線560メートル、その中間に都道がある

わけですが、当然都道ですので、同じ仕様ということになるかと思いますが、これらは要請したいと思いますが、田園通りについてはこの高機能舗装で完成するのではないかと考えておりますが、福生市の市道といたしましては、福生駅前から国道16号線に通じる都市計画道路3・4・7号線、富士見通りについてでございますが、今後田園通りの改修の後に計画をしていく予定になっておりますので、そこにつきましては拡幅整備を含めまして、道路整備のときにはこの高機能舗装、排水性舗装を導入する方向で進めていきたいというふうに考えております。

また、昨日、都道ではありますが、3・3・30号線の産業道路から原ヶ谷戸第2交差点の先までの道路の測量説明がございましたが、測量が開始されるということで説明がございまして、その中でやはりこの高機能舗装で実施していきたいということもお聞きしておりますので、こども、都道ではありますがけれども、同じような舗装がされるのかなというふうに考えております。

さらには、多摩橋通りの舗装についても、都道でございますので、主要幹線道路でございますので、この舗装が採用されるのではないかとということが予測できるわけでございます。

したがって、市道といたしましては、田園通りの次には富士見通りを計画していきたいと、このように考えております。

○1番(清水義朋君) 各担当からの御答弁ありがとうございます。幾つか要望させていただきたいと思っております。

私自身それほど環境問題に以前から精通していたわけではないのですが、温暖化の影響で実際に地球のさまざまなところで起こっている事実を見たときに、自分の子どもたちに同じような環境というより、これまで環境ということ意識せずに生活できるような環境にしていかなければならないのではないかなと思うようになったわけでございます。

福生市においては、新庁舎や福生病院の建設も進み、それに伴い太陽光パネルの設置やコジェネレーションシステムの導入などまだまだこれから運用がされて効果が上がってくるものもあるかと思っております。新技術の導入や環境教育もさらに進めなければならないかと思っております。

そういったことから、幾つか要望させていただきたいと思うのですが、まず温暖化対策についてであります。今後も継続して福生市の温暖化対策を進めていただきたいと思いますと思うのですが、環境問題で難しいものの一つとしてコストと効果の問題があるのではないかなというふうに思います。先ほどの温暖化対策の結果を見ても、節電に対する取り組みや、紙や燃料の使用量といった1人1人がかなり気をつけていてもなかなか効果が上がらない部分があるかと思っております。

一方、極端な話ではありますが、市が管理する車両すべてハイブリット車、または軽自動車のように燃費がよい車にすべて入れ替えた場合、環境に対する数値はよい方向に向くはずですが、その反面、導入に対してのコストが大きくなってしまいうということがあります。

今後どれぐらいのスパンの計画になるかわかりませんが、コストと効果のバランス

も考えて、これから策定する温暖化対策の計画、目標の設定、またそれらを管理するマネジメントシステムの導入を検討していただければというふうに思います。

高機能舗装については、もちろん今の舗装からすぐに施工、導入ができるものとは思っておりませんが、繰り返しになりますが、雨天時にはかなり安全性が向上するものであると思います。

これは実際昨年起こったことなのですが、雨の日の朝の通学時に児童が傘を車に引き込まれて転倒するということがありました。幸いすり傷程度であったということですが、ひとつ間違えば大きな事故につながっていた可能性もあります。このことは単に舗装の問題ということではなく、児童がいつもの場所に止まったのに、傘の部分だけ前に出て車にぶつかってしまったのかもしれないし、車両が雨天時で多少視界が悪く、歩道側に寄ってしまったのかもしれないというふうな、決して舗装だけの問題ではないかもしれません。

また、自転車などで雨のときに走ってみると、側溝のあるなしにかかわらず大きな水たまりができてしまうところなども多々あるようでございます。雨の量が多いと、脇にある駐車場から水が道路に流れ出て、それがしばらく道路を流れているようなところもあります。実際そういった場所では、児童・生徒は大きく水たまりを避けて、車道にはみ出るような形で登下校している姿も見られます。

幹線道路の通行量に対する騒音の問題もありますが、どちらかというとな雨天時の安全性確保の面からも導入についてはこちらも勘案していただき、前向きな計画をしていただければと思います。

以上で私の一般質問並びに要望を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、4番乙津豊彦君。

（4番 乙津豊彦君質問席着席）

○4番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告しました一般質問をこの席よりさせていただきます。

私の質問は大きく4項目ございます。1項目目は安全安心まちづくり、2項目目は都市基盤整備、3項目目は市政情報共有の推進、4項目目は学校における個人情報の保護であります。

それでは、まず1項の安全安心まちづくりについてお伺いいたします。

内出交差点の歩道橋設置の件でございますけれども、市はPTAからの要望を受けて東京都に対し設置を要望しているところであります。6月の定例会でこの件に関して一般質問させていただき、継続して問題解決に努力する旨御答弁をいただきました。

東京都といたしましては、新規歩道橋については原則設置しない方針であり、歩道橋という枠にとらわれないで歩行者が安全に横断できる方法を検討すると聞いておりますが、以下に述べる理由により歩道橋の設置についてはなかなか難しい状況ではないかと思われま。

昨今、歩道橋を設置するにはバリアフリーの観点からスロープ、もしくはエレベーターの設置が必要となります。スロープを設置しますと5%の勾配、途中で踊り場を

設置するというような仕様になるそうございまして、簡単な試算によりますと、幅4.5メートル、長さ145メートルの用地が必要となります。すべての歩道にスロープを設置するとなりますと4.5×145×8となりまして、5220平米の用地買収が必要となります。途中で折り返しても面積はさほど変わらないと思われまます。またこのような巨大な建造物ができまますと、景観上も問題が出てくると思われまます。

一方、エレベーターを設置した場合、以後のメンテナンスは市で行うことになりまますし、内出交差点のような箇所にエレベーターを設置することについては、人の目も行き届かないことから防犯面、またいたずら書きのような環境面での問題が発生することが危惧されまます。あの場所に145メートルものスロープを設置できるとは思えまませんし、たとえ設置できたにして一般の市民、特に御高齢者が利用できると思えまません。歩道橋が設置されると横断歩道が撤去されるとも聞いていまますので、自転車が無理をして横断して、事故を誘発しないとも限らないとも思われまます。

もう検討済みかもしれませんけれども、安全に道路を渡る方策といたしましてここに一つの例があります。2004年6月17日にNHKで放送されまました「御近所の底力」という番組で取り上げられまました歩行者と車を完全に分離する信号機、これは歩車分離式信号と呼ぶそうございまますが、その事業者であります大阪府豊中市の例であります。

この例を内出交差点に適用してまますと、立川方面からあきる野方面への左折車、同じく武蔵野陸橋方面への右折車と歩行者との間で事故が懸念されることから、奥多摩街道の立川方面からの車道を交差点の手前で3車線にして、一たん直進車のみを通す矢印の時間帯を設け、この間に横断歩道を渡らせる方式になりまます。

信号機の制御による改良に関しましては、この例以外にもいろいろところで実績を上げていまると聞いていまます。二、三年後には陸橋通りの拡幅工事も完成いたしまます。交通量の増加も懸念されるところですが、今述べた歩車分離式信号の設置以外の方策でも結構ですから、速やかに市としての考えを明確化して、しかるべき機関と交渉する必要があるのではないかと思いまますが、いかがでしようか。

2項目目ございまますが、都市基盤整備についてございまます。

平成20年度より（通称）田園通りの改良工事が計画されていまます。それに関して何点かお伺いいたしまます。田園通りは市道幹線Ⅱ-18号線、都道主要地方道7号線、市道幹線Ⅱ-20号線から構成される幅員16メートルの幹線道路であります。

事業計画の課題にありまますように、東京都との協議、調整が必要と思われまますが、都道部分の改良計画はどうなっているのでしょうか。都道部分の改良工事は東京都に実施していただく方が市としては助かると思いまますが、いかがでしようか。

市民の1人として考えまますに、田園通りとしてその部分が市道であろうと都道であろうと歩道の仕様は統一されるべきではなかろうかと思いまます。都道部分の改良工事が行われる可能性があるのであれば、市道部分の改良工事が進む前に東京都の方針を確認し、将来統一が取れた道路として担保すべきと思われまます。

現在、設計が進んでいて概算予算も計上されていまます平成20年度工事実施予定の区間につきましては、現仕様で工事をするしかないと思われまますけれども、平成2

1年度分並びに市道幹線Ⅱ－20号線の改良工事に向けて、歩道の幅員を含め都道部分と整合性を図るべきと思われますが、いかがでしょうか。

次に、3項目目は市政情報共有の推進についてでございます。

内容は2点ございまして、その1点目は市政情報の利用についてでございます。市長は施政方針演説の中で次のように述べられておられます。「市民が自治体の厳しい財政等の現実をみずからの問題として認識し、積極的な市民参加や、市民による市政運営の監視を強固なものとしていかなければなりません。そのためにも『データから見る福生』や、ここで作成いたしました財政白書等により一層の情報の共有を進め、まちは市民みずからがつくっていくものであるという雰囲気、環境をつくっていくことが重要であります」市と市民とが市政情報を共有するためにはその手段を考える必要があると思われます。

そこで何点かお尋ねいたします。まず当市は情報公開条例に基づき行われた請求件数が少ないと思われますが、どう評価されているのでしょうか。具体的に近隣市と比べますと以下のとおりになります。福生市8件、羽村市41件、あきる野市、これは平成17年度ですが、20件、青梅市が19件でございます。

次に、市役所1階に情報コーナーを設置しております。また市立図書館に相当のスペースをとって市政情報の書庫がありますが、市政情報の整理、管理という観点からこれらに絡む事務を図書館の業務とするお考えはないのでしょうか。と申しますのは、市の職員のある方の論文を拝見いたしましたら、次の記述がございました。「資料、情報の収集、整理は図書館司書の能力と熱意が必要」現状の市政情報ファイルを見て私も同感したところでございます。

次に、IT活用推進計画の平成18年度追補版を参照いたしますと、1、情報提供、公開の充実の項に、文書管理システムと連動した情報公開システムの構築という施設がありますが、このシステムはどのようなものか説明をお願いいたします。

2点目は、市政資料・情報の管理についてでございます。市政資料・情報は市民にとって貴重な財産であると考えます。先ほど参照させていただいた論文に次の記述がございました。「市政情報の散逸は、市町村合併と庁舎の建設時が圧倒的に多い。ITの進歩により資料、情報の保管コストは飛躍的に下がっていると思われる。」

そこで質問させていただきます。今回の庁舎建設におきまして、市政情報を初めとする膨大な資料が地下や廊下に保管されていると思いますが、庁舎建替えの過程におきまして廃棄処分されるような事態をどのように防止しておられるのでしょうか。もし安易に廃棄処分されるようなことがあれば、歴史的資料としての価値を無視したものと云わざるをえません。

次に、新庁舎においてはファイリングシステムが導入されるようですが、過去の資料を含めファイリングして保管、公開する計画はあるのでしょうか。また資料の概要の情報はWebで検索できるようになるのでしょうか。

4項目は、学校における個人情報の保護についての質問でございます。

内容は2点ございます。その1点目は、個人情報保護条例の運用についてであります。市内には七つの小学校と三つの中学校がありますが、教育委員会の御指導のもと、

個人情報の保護に関しましては市の個人情報保護条例に基づいて運用されていると思われま

そこで、学校における個人情報の保護に関してどのような措置を講じておられるかお聞きいたします。先月の末、栃木県で小学校と中学校の教師が児童・生徒の住所や成績など個人情報が入ったパソコンを盗まれる事件が2件相次いだとのニュースが報道されました。そこで学校の先生が業務で使用しているパソコンについてもどうされているか、また今後どうされるおつもりかお尋ねいたします。

次に、近年法の施行に伴い、俗に言う過剰反応の影響でしょうか、学校においてクラス名簿や緊急連絡網が作成できないと聞いていますけれども、市立の学校においてはいかがでしょうか。これらは学校運営上あってしかるべき情報と思いますが、市はどのように考えておられるでしょうか。

2点目は、学校におけるIT活用推進についてでございます。ITの推進には個人情報保護の措置がつきまといま

そこで何点かお聞きいたします。まずIT活用推進計画によれば、18年度実施項目に「各学校のホームページ開設」という項目がございますが、その目的とするところは

最後に、学校のホームページはどのような規約のもとに運用されているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願

午後1時55分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 野沢久人君登壇)

乙津議員さんの御質問にお答えしていきたいと思

安全安心まちづくりについての1点目、内出交差点の交通安全対策についてですが、歩車分離式信号機については、平成18年10月に教育委員会が実施いたしました通学路・スクールゾーンの安全点検によりこの信号機の設置要望が出てまいりました。このことを受けまして、この年の12月に既設信号機の改良の要望書を福生警察署長に提出をしております。

歩車分離式信号機は、スクランブル方式を初め歩行者を横断させるときに、同一進行方向の車輦に右左折をさせない方式などがございまして、歩行者の観点から見ると車輦と交差点内で交差することなく通行ができるということで、車輦の右左折による歩行者の巻き込み事故を防ぐことができ、安全確保に大きな効果がありますが、車輦側から見ますと、歩行者用信号機だけが青信号となる時間が発生するため、交通渋滞や住宅地内への通り抜けの要因となる場合もござ

福生警察署が横断歩行者数、車輦の通行量などの調査をいたしまして、歩車分離式

信号機を設置するまでには及ばないという話を聞いておりますが、歩行者の安全を第一に考え、引き続き福生警察署に歩車分離式信号機の要望をしていくとともに、以前から要望しております、歩行者が安全に横断できるよう、交番に年間を通じての警察官の〇Ｂの方の配置等を再度お願いをしていきたいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、交通状況、環境は変わっておりまして、中央道と圏央道が接続したことによります16号の通行量が2割減になっているということでありませう。16号そのものは武蔵野橋からの2車線の工事が始まっておりますし、また先ほどお話のように陸橋通りも進んでくると、こういったような状況の中で、あの交差点がどんなふうになっていくかという問題も含めて、状況を見ながらいろいろと警察の方と相談をしていくと、こういう形をとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、都市基盤整備についての田園通りの改良事業ということでございますが、市道幹線Ⅱ-18号線の改良事業は、地域住民の利用はもとより近隣市への通過車輛としての交通量が多く、路面の損傷が進み、道路の補修が必要ですので、車道の舗装とあわせて歩道のバリアフリー化を図っていくものでございます。

事業の概要は、陸橋東交差点から福生七小前交差点までの延長約1330メートルについて、現在2.5メートルの歩道を車道側に50センチ拡幅し、3メートルにするとともに、歩道の高さを15センチのマウントアップから5センチのセミフラット歩道に整備いたします。

本事業は防衛補助事業として実施しますが、今年度は実施設計を行い、整備は2工区に分けて平成20年度から平成22年度を予定しております。実施設計は既に事業を発注しております、今年度中に地域住民への説明会、また東京防衛施設局が9月1日付けで防衛省に統合されて名称変更されました北関東防衛局等の各関係機関への協議、調整を行い、整備計画をまとめる予定であります。

そこで、御質問の田園通りに挟まれた都道の改良計画ですが、当初田園通りの改良事業は、福生中央体育館前交差点から福生永田交差点までの市道幹線Ⅱ-20号線も含めて整備する予定で、北関東防衛局と協議を進めてまいりましたが、この部分については別事業として今後協議することとなりました。そのときにも東京都に対しまして、田園通りに挟まれた都道部分についても、福生市で計画している整備と同じような整備をしていただくという要望をいたしたところですが、東京都では既に完成型で整備が終わっているとのことで、現時点では整備する計画はないとのことでございました。このため毎年開催しております西多摩建設事務所との行政連絡会で整備をしていただくよう強く要望はしてきております。もちろん都道でございますので、この改良事業については東京都が整備を行うということでございます。

また、市道幹線Ⅱ-18号線の平成21年度整備予定箇所と、市道幹線Ⅱ-20号線を東京都と同じ仕様の整備ができないかということでございますが、市道幹線Ⅱ-18号線につきましては、既に交通管理者や北関東防衛局等と整備の基本部分について協議、調整しておりますので、現在の計画で整備を行ってまいります。

市道幹線Ⅱ-20号線につきましては、都道部分の整備を東京都が実施する計画が

出てきた段階で、整備の内容等につきましては市道と同じような形での整備ができていくような形になればと、これは利用する側から見れば、都だとか市だとかということとは関係なしに、道路は道路でございますので、そんな調整をさせていただければというふうに思います。

次に、市政情報共有の推進についての1点目、市政情報の利用ですが、平成18年度の市政情報の公開請求は8件ございまして、環境関係3件、議会関係2件が主なものでございます。他市との状況から見ますと、区画整理事業だとか、市が当事者となっている訴訟等がございす場合には公開請求が多いと言えるようございまして、福生ではこのようなことがないというようなことから少ないのではないかと、そんなふうに思っております。

また、積極的な情報提供といたしまして、提供すべき情報は情報公開制度によらずに情報提供しておりますことから、公開請求の件数に反映していないとも考えており、公開請求の件数が少ないながらも必要な方への必要な情報は提供できているのではないかと考えております。

次の情報コーナーを図書館業務として運用する考えということでございしますが、新庁舎完成時には約77平方メートルの情報コーナーを設けます。ここでは現在提供している市政情報を中心として、さらに市にかかわりのある方々の情報や地域の情報を提供していくスペースとして考えておりますが、当面図書館業務とは切り離して進めたいと思っております。もちろん図書館関係の職員そのほかについての連絡、あるいは作り出す前のさまざまな協力関係というのは、当然のこととして持っていかななくてはというふうに思います。

次に、文書管理システムと連動した情報公開システムの概要ですが、現在の文書管理システムは、收受した文書やその文書に対する回答文書を含めた起案文書を作成しております。その文書は事前に定めている文書仕分けのための固有文書分類表の業務名とファイル番号により整理されております。この固有文書分類表をWeb上に公開しようとする場合、固有文書分類表は文書管理システムと別のシステムで作成されておまして、閲覧するパソコンに条件が必要となりますことから、どのような方法がよいかという検討を今しているところでございます。したがって、現在は固有文書分類表をプリントし、紙ベースの情報公開をしております。

次に、2点目の市政資料・情報の管理についてでございますが、文書は固有文書分類表により保存年限を定めておまして、廃棄年限が到来したものを廃棄しております。

現在の庁舎をつくる前の庁舎をつくったときに、実は大変この部分が混乱をして、その前にあった文書がかなりなくなったという経験を持っておまして、今回はこの文書整理についてはかなり気を使いながらやってきているところであります。したがって、ことしの3月末の引っ越しに先立ちまして、昨年12月から担当課別、保存年限別に箱詰めをいたしまして、その後再度担当課による点検を実施して引っ越しをし、現在は課別にとりあえず管理をしております。

次に、市政資料・情報が電子ファイル化され一元管理ができるようになるかという

ことですが、職員が作成しました文書・資料は、文書管理システムにより一元管理をしておりますけれども、資料の中には文書で送られてくるものがございます。したがって、すべての市政資料・情報を電子ファイル化するためにはかなりの時間がまだ必要だと、こういうことになろうと思います。

いずれにいたしましても、市政資料・情報の管理はもとより、市政情報の利用につきましては、新しい形というものを、市民の皆さんに利用しやすい形で作っていき出すことが大事だと思いますので、今後とも一層いろいろな形での情報の提供方法を考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、学校における個人情報の保護につきまして、このことは大変重要な問題として私どもも認識をいたしております。御質問の学校における措置ということでございますが、目下教職員が使用いたしますパソコンにつきましては、市で配備をいたしておりますパソコンが7台で、共用として使われております。この市配備のパソコンだけでは実際には用が足りず、教員個人が所有をいたしますパソコンを使用している状況もございます。

市配備のパソコンにつきましては、外部に持ち出すことはできないようにしておりますが、パソコン本体のハードディスクに個人情報を保存をしたり、電子記憶媒体、あるいは紙ベースにおきましても同様に個人情報の記載をされたものが流失、漏えい、紛失事故のないよう事あるごとに厳しく指導し、その扱いを厳重にしているところでございます。今後教職員個人で使用いたしますパソコンにつきましては、できる限り市の方で配備をするように努めてまいりたいと考えております。

また、インターネットに接続をしておりますパソコンで個人情報を扱う仕事をしないこと、あるいは電子記録媒体や文書の管理につきましては、福生市文書管理規定及び福生市公立学校事案決定規定によりまして、校長が文書取扱い主任を任命し、責任の所在を明確にして、管理に厳重を期しているところでございます。

個人情報の取り扱いなどにつきましては、東京都全体でもサービス事故にかかわる問題等も発生をしている現状もあり、市教育委員会としましても校長や教職員に対しまして、校長会や主任会、あるいは研修会などを通して機会あるごとに個人情報保護の観点から指導を継続をいたしているところであります。

次に、市内各小・中学校におけますクラス名簿と緊急の連絡表についてでございますが、これら表簿の作成につきましては禁じてはおりません、作成の前提となります情報の収集と作成後の取り扱いに注意をすることを指示し、全小・中学校ではそれらが作成をされております。したがって、各家庭への配付につきましては緊急連絡用のみといたしております。クラス名簿等は学校において教職員が使用するのみで、他への流出がないよう努めているところでございます。

特に児童・生徒の緊急連絡表は、学校外部におきましても利用価値のある情報であ

り、必要最低限の内容とし、個人情報保護の観点からも今後とも外部へ流出することのないよう、またこれらをもとに外部からの問い合わせに応じることのないよう、児童・生徒並びに保護者に注意喚起をし、対応している現状でございます。

なお、これらの連絡表などは、作成に当たり保護者には事前にどのような目的でつくられ、どの範囲に配付をされ、利用されるものであるか、了解を得ておくことが重要であり、その旨学校への指導をいたしております。

次に、学校におけるIT活用推進についての御質問でございますが、初めに各学校のホームページの開設の目的でございます。学校ホームページ開設の主な目的は、学校ホームページの活用を通して福生市立小・中学校児童・生徒の情報モラルを育成するとともに情報活用能力の育成を図ること、またホームページを開設をし、学校の情報を広く公開をすることで開かれた学校づくりを推進することとしております。

次に、現在のホームページ開設状況と今後の開設計画でございますが、小学校は現在7校中6校が開設をいたしております。開設校は福生第一小学校から第六小学校までの6校でございます。また中学校は3校中1校が、更新の課題は残してはおりますが、開設をいたしております。開設をいたしておりますのは第二中学校でございます。

教育委員会では、教育推進プランの中で各校のホームページの開設と内容の充実を掲げ、本年度中に未開設の学校も全校がホームページを立ち上げる予定となっております。現在未開設の小学校1校と中学校2校では、開設に向けその作業を進めている段階でございます。

次に、ホームページを運用する際の基準でございますが、教育委員会の内規として福生市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱及び福生市立小・中学校ホームページ作成のガイドラインを作成をいたしまして、ホームページ作成の基準とするよう指導をいたしております。

それぞれの具体的な内容につきましては、まず福生市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱は、平成17年9月1日から施行いたしました。主な内容といたしましては、インターネット利用の基本的な考え方、インターネット利用形態、情報発信や個人情報保護の留意点、情報セキュリティの留意点、児童・生徒への指導のあり方等となっております。

また、福生市立小・中学校ホームページ作成のガイドラインは、平成18年7月1日から施行いたしました。主な内容といたしましては、ホームページ開設のねらい、ホームページの作成及び更新等の留意点、ホームページの内容等を規定をいたしているものでございます。

以上、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（乙津豊彦君） 市長並びに教育長よりの御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問を行わせていただきます。

まず、1項目の安全安心まちづくりについてお伺いいたします。

私が提案させていただいた歩車分離式信号の適用は検討されたとのことですが、また警察は通行量から信号の操作をするには及ばないとの回答でした。そこで伺いいたしますが、まずここで検討された歩車分離式信号とはどのようなものでしょうか。ま

た警察は対応不要とおっしゃっておりますが、その根拠をわかれば教えていただきたいと思ひます。たとえ車の通行量が少ない交差点においても、左折時、右折時の巻き込まれ事故は発生する可能性があるわけで、今の時代に交通弱者である歩行者よりも車の渋滞を心配されるのは時代遅れも甚だしいと言わざるを得ないと感じますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

JAF、日本自動車連盟の広報誌に一つのレポートが載っていました。それによりますと、信号が青に変わったのに交差点の先に車が止まっていて進めないケースが多々あるとのことでございます。財団法人道路経済研究所の研究会において、信号のタイミングを調整することで信号待ちの時間がどれくらい短くできるか、燃料やCO₂はどれほど削減できるかを検証したそうでございます。5カ所を選定し、測定した結果は、削減できる値といたしまして待ち時間の減少が17万時間、燃料削減量が21万リットル、CO₂削減量が510トンというデータが出ております。

内出交差点の立川方面からあきる野方面への左折がラッシュ時にまさにこの状態であると思われまふので、何らかの改良案が導き出せるかもしれないと考えております。いずれにいたしましても、歩道橋を設置せずに子どもたちや御高齢者、体に障害をお持ちの方々が安全に横断できる方策を御検討いただき、説得力のある要望を関係部署にお出しいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

また、内出交差点に警察官OBの配置を再度要望して下さるとのことですが、昼間は警察官の姿を見かけますけれども、児童・生徒の登下校時、また夜間はあまり立っておられないとの意見も出ております。解決策の一つとして粘り強い要望をお願いするところでございます。

2項目目の都市基盤整備ですが、田園通りの歩道は現状でも自転車が行ける自転車・歩行者道、自転車と歩行者が行ける道であります。政令によれば自転車・歩行者道の幅員は、歩行者の通行量が多い道路にあっては4メートル以上、それ以外の道路にあっては3メートル以上となっています。これに並木を設ければ1.5メートル、その他、これは多分電柱とか標識だと思ひますが、これを設置する場合にあっては0.5メートルを加えることになっています。つまり最低3.5メートル幅の歩道が必要ということになります、現状の仕様では3メートルということになっております。

前回の本会議での一般質問におきまして、広い道路が安全面、歩きやすさに貢献するとの御答弁をいただいたところでございます。田園通りもやなぎ通りと同様、歩道を3.5メートルにしてほしいところでございます。しかし、田園通りはやなぎ通りと違って大型車の通行の多い、1日の通行量が1万2000台を超える第4種第1級と呼ばれる道路とのことですので、車線を広く取りたいとお考えなのではないでしょうか。また住宅街とはいえ、小さい店舗が点在している現状では停車帯を要望されるのも事実でしょう。しかし、歩行者、自転車が安全に行ける歩道を優先的に考えていくべきではないでしょうか。

御計画では、セミフラット形式の歩道になるとのことです。現状のマウントアップ形式の歩道、しかも狭い歩道では自転車にとって走りにくい道ですけれども、ほぼ段

差がなくなり、広めの歩道になった暁にはとても走りやすい道になります。田園通りには第五小学校、第七小学校と二つの小学校がございます。小さい子どもたちにとって自転車が走る凶器にならないよう利用者、住民が主だと思えますけれども利用者への啓発にも御努力いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

先日、五小の近くの歩道を見てまいりました。確かに縁石の車道側の端から歩道の端まで大体2.5メートルありましたが、路肩の縁石の端から25センチメートルは何も設置できないということから、街路灯、バス停の案内板等はどんどん歩行者通行帯に浸食する結果となります。現状、田園通りにおきましては植樹帯があるために、実際に歩行者、自転車が通れる幅は1.5、6メートル程度しかありません。これでは自転車がすれ違えないのも納得がいきます。改良工事により植樹帯は撤去されると思われ、電柱、並木があったとしても2メートルは確保されると思いますが、いかがでしょうか。実際に2メートルの幅員で自転車がすれ違うのは、子どもにとっては厳しいと思われまます。やはり3.5メートルはほしいところではないでしょうか。

以上述べました観点から、東京都が都道主要地方道7号線を完成型で整備が終わっていると言われることには納得がいきません。市は東京都に対して市道と同じ仕様での改良工事の実施を要望しているとお聞きしましたが、東京都は東京都としてのお考えがあると思えますので、都道部の歩道が幅員3.5メートルとなって、都道接続部分の市道部の幅員が3メートルになるような事態は避けたいと思います。

市道幹線Ⅱ-18号線に関しては設計済みとのことですので、同Ⅱ-20号線については東京都との協議を積極的に進め、統一見解を出していただきたいと思えます。

また、電線類の地中化に関しましては、今回の改良計画には盛り込まれませんでしたけれども、将来御検討いただけるのでしょうか。

最後に、歩道部分は景観に配慮したインターロッキング仕様となるようですが、具体的にどのようなタイルを予定していらっしゃるのかお聞きいたします。

3項目の市政情報共有の推進ですが、まず1点目の市政情報の利用について、公開請求が少ない理由は事実としてとらえておきます。また市民から請求のあった情報は制度によらず提供しておられるとの御答弁ですが、情報公開条例第5条、同6条に抵触する恐れはないでしょうか。手続きが面倒くさいのであれば改善の余地はあるわけで、条例に規定されている内容が守られているか気になるところでございます。これらの事例を公開請求の件数に加えるとしたら、大体で結構ですが、福生市の公開件数は何件ぐらいになるとお考えでしょうか。

見方を変えて、情報を市民と共有するためには、市民から見てどのような情報がどこにあるかわからないようでは共有のしようがないような気がいたします。Webで気軽に検索できれば興味を持つ市民もふえるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問の中で参照させていただきました論文の中で、日野市立市政図書室の例が紹介されています。日野市立市政図書室でサービスしている日野市文書目録検索システムの検索画面を開いて、例えば「市道AND廃道」というキーワードを入力し、平成18年1月から平成19年3月までに作成された文書を検索してみますと、即座

に42件の文書の情報が表示されました。内容は担当部課名、フォルダ名、作成月日、文章表題が一覧となって表示されます。一覧表において文書表題をクリックしますと、文書目録詳細が表示されて、一覧の情報に加えて文書番号、作成年月日、保存期限、廃棄予定年月が表示されます。残念ながら内容についての情報は得られませんが、文書表題から内容は類推できます。もちろん文書の種類をキーにしても検索できます。文書が見つかったら部課名、フォルダ名、文書番号から目的の情報を公開請求することができます。

ここまで整理するのに図書館司書の努力が必要であったことは想像に難くないところでもあります。文章表題についても、それによって文書の内容が推測できるよう、統制されているようにも伺えます。括弧書きで目的が追記されているのも役立つ情報ではないかと思われまます。ちなみに、日野市における情報公開請求の数は、平成18年度の実績で109件ございます。ここまでやるかという議論も必要かとは存じますが、参考にはなると考えます。電子ファイル化するに当たって利用のしやすさも含めて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

新庁舎完成時に設置する情報コーナーについては、目的により図書館業務と切り離して運用するとのことでした。質問を変えまして、資料・情報の収集管理を図書館の業務にできないかということについて伺います。情報を探しやすいという仕事は司書の感性が必要と思うからであります。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

2点目の市政資料・情報の管理についてですが、新庁舎が完成されるまで課別に管理されておられるとのことでした。開壘し、整理、格納する段階で注意深い取り扱いをお願いいたします。比較的新しい資料に関しては電子ファイル化されていると思われまますが、紙で管理されている資料、市政情報に関しては速やかに電子ファイル化されることをお願いいたします。

1回目の質問で申し上げましたが、さる論文では「ITの進歩により資料・情報の保管コストは飛躍的に下がっている」と指摘されています。保存期限が切れた情報に対しても通常参照できないようすればよいだけで、媒体から削除するには及ばないと考えますが、法令上、または条例で物理的に廃棄しなければならないという取り決めがあるのでしょうか。

4項目の学校における個人情報の保護ですが、1点目の個人情報保護条例の運用については、教育委員会の方針も理解できました。学校における個人情報の扱いに関する指針につきましても、文部科学省からも通知されていると思われまます。地方公共団体が事業主となる学校においては、自治体が定める条例に従うことになっています。特に福生市以外の事業主である学校から転勤された先生については、その方針について研修される必要があると思われまますが、いかがでしょうか。特に校長先生、副校長先生に対しては積極的に御研究されることを期待いたします。

先生が業務で使用するパソコンに関して現状はわかりました。私の母は毎晩家に帰ってガリ版で原稿を書いていたが、昨今ではガリ版を使う先生もいらっしやらないと思われまます。少なくともワープロ、表計算のソフトは業務でお使いになられると思われまます。

ます。事件の事例を見ましても、使用パソコンやメモリースティックのような移動媒体により個人情報漏洩しているようですので、パソコンを業務に必要なツールととらえ、整備されていくことをお願いいたします。

名簿の件ですが、教育長の御答弁から緊急連絡表については各家庭に配付されていることは了解いたしました。またこれらの情報が役立つ情報との御認識とのことで安心いたしました。

文部科学省では、学校等における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針という文書が平成18年2月に改定されたところでございます。それによりますと、しかるべき手順を踏めば名簿は作成、配付できるとの指針が示されています。

現実には、クラスの友だちに年賀状を出すのに電話で本人に住所を聞いているというのが現実でございます。このような事実は不自然と思われませんが、一方では、町会で行った資源物回収に古い学校の名簿が出されたという話を聞きますと、まだまだ保護者の個人情報保護に関する関心のなさを露呈しております。保護者等の意識が高まり、クラス名簿も配付できるような環境になるよう希望いたします。

2点目のIT活用推進についてですが、ホームページの目的についてはわかりました。また夏休み中に第二中学校が開設されたようで、本年度中の全校開設を目指していることもわかりました。学校がホームページを開設、運用するに当たって規約等については教育委員会で内規を定めていることもわかりました。これらの内規で個人情報の保護について具体的にどのようなことを規定しているか教えてください。

現状のホームページをちょっと見させていただきました。これによりますとプライバシーポリシーと申しますか、公開方針についての表示があるのが3校しかありません。その3校では先ほど説明いただきました内規を参照しているようですが、内規ゆえにWebで読むことができません。先ほど御説明いただいた個人情報の保護に対する指針をまとめて、各校にて参照できるようにすればよろしいかと思われませんが、いかがでしょうか。

全体的に各学校ごとにバラエティーに富んでおり、それはそれで望ましいこととは思われますが、コンテンツに温度差があるように思われます。教育委員会が望んでおられるコンテンツをすべて盛り込んでいるのは1校のみと見受けられます。各校の責任者を集めて、プライバシーポリシーの扱い、コンテンツの調整などを行うべきかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 乙津議員さんの再質問にお答えいたします。

内出交差点の福生警察署の方で検討された車歩分離式信号機ですが、この交差点は朝の通勤、通学時間につきましては通行量は多いのですが、1日を通じて常に多いかということになりますと、そのようではないような状況でございます。もしスクランブル方式にすれば、だれも歩行者が渡っていない場合も想定されるということでございます。駅前や都心当たりの1日じゅう通行量がある場所ではないと難しいのではないかとおられるところでございます。

右左折車分離方式になりますと、議員御指摘のとおり、直線専用車線が必要となりますので、片側3車線以上を確保しなければなりませんので、現状ではこれも非常に難しいと思われまます。

また、内出交番の警察官につきましても、基本的には24時間2人体制で勤務しているとのことでございます。パトロールや取り締まり等で交番をあけることもあるそうで、警察官OBの方もローテーションで勤務しているとのことでございます。

いずれにいたしましても、歩車分離式信号機の設置は現状としては難しいようでございます。ほかにどのような方法があるか、関係部署とも話をしながら、また警察署へは引き続き信号の要望を、警察官のOBの方の、要するに特に児童・生徒への歩行者の交通安全のための下校時の配置などをお願いしていきたいと考えております。

次に、田園通りの関係での自転車のマナー等の啓発でございますが、市では福生市交通安全推進委員会及び福生警察署に次のような協力をいただいているところでございます。市内各小学校では、毎年低学年の児童を対象に自転車の正しい乗り方の指導を初め信号機を守ることやスピードを出し過ぎないこと、一時停止の仕方等について指導を行っております。また平成17年度から福生市青少年育成地区委員会主催により行われております福生輝きフェスティバルの会場におきましても、交通安全教室として自転車安全走行の体験の場を設けて実施しております。

小学生のうちから正しい交通ルール、交通マナーを身につけることは非常に大切なことですし、交通事故防止のためにも大変重要であると思っております。さらに一般の方への指導につきましては、秋の交通安全運動期間に、夜間における自転車無灯火の街頭指導を行い、その中で無灯火走行は5万円以下の罰金、信号無視は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、2人乗りは2万円以下の罰金などを掲載した「知ってますか。自転車にも罰則があります」というちらしを配布し、啓発活動を行っております。

担当課では、高齢者に対する指導といたしましては、福生警察署交通課の協力をいただき、平成18年度から順次各老人クラブの会合等の場に赴き、交通安全講習会を開催し、自転車での走行についてのお話もさせていただいているところでございます。

今後もこのような運動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーのさらなる進展を図っていききたいと思っております。また広報等でも啓発を行ってまいりたいと考えております。

市政情報共有化の推進についての再質問の中の条例第5条、6条に抵触するのではないかと、またこれらの件数を加えたらどの程度になるかということでございますが、これにつきまして、制度によらずに情報公開していることについてですが、全部公開となる市政情報について実施しているもので、公開すべきものは制度によらず提供しているものであります。この状況ですが、公開請求で来庁されたときに公開請求書を提出する方がおります。その内容によっては公開請求によらずに情報提供しているところでございます。その件数でございますが、把握はしておりませんが、公開請求があった件数がそれ以上はあったと考えております。

電子ファイル化するに当たり、文書の表題から内容を推測できるものにし、利用し

やすくできないかということでございますが、現在の市政情報の検索は固有文書分類表でお願いしておりますが、固有文書分類表は大きなくりとして業務名があり、その下にファイル名となっておりますことから、市民側からすればダイレクトに必要な情報にたどり着けません。議員御指摘のとおり、文書の表題から内容が推測できれば検索することは容易になり、市政情報により興味を持っていただけることと考えますことから、研究しながらこれも進めさせていただきたいと思っております。

それと、資料・情報の収集、管理を図書館の業務にできないかということですが、資料・情報の収集、管理でございますが、過去の資料は図書館で管理し、情報として提供しておるところもでございます。新しい資料はどのような方法がよいか、研究を進めていきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それと、保存期限が切れた情報に対しても、通常参照できないようにすればよいだけで、媒体から削除するには及ばないと考えるが、法令、条例での取り決めがあるかということですが、電子ファイル化された資料・情報の削除についてですが、法令、条例等での取り決めはございません。

なお、現在の取り扱いでございますが、保存年限は法令や福生市文書管理規定で定めており、文書での規定ではありますが、電子ファイル化されたものについても文書と同様に扱っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○参事（川越孝洋君） 乙津議員さんの御質問に対しまして答弁を申し上げます。

まず、1点目の御質問でございますが、御指摘の文部科学省が平成17年1月に学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針を策定し、また平成18年2月にはその改訂版として、ガイドラインとして示していることは承知をいたすところでございます。

本市におきまして、このガイドラインが示す条項につきましては、あくまでも学校におきまして保護者の同意を得た上で、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、学校運営上、子どもの命を預かる重責の中で緊急対応など学校において必要なものとして、個人情報の保護の観点を見失うことなく目的、用途を限定し、進めてまいりたいと思う所存でございます。

また、議員さん御指摘の教職員の異動で福生市に転勤してまいります校長職、副校長職を初め教職員につきましても、本市の個人情報保護に関する規定や考え方を研修させ、内容等を伝達し、指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、現在教育委員会内部の規定として学校に指導しております福生市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱と、福生市立小・中学校ホームページ作成のガイドラインは、教育委員会としての指導基準にいたしておりますが、いずれの要綱、ガイドラインにおきましても、学校ホームページの公開に際しましては個人情報の保護を徹底することをうたっております。

その具体的な内容といたしまして、福生市立中学校におけるインターネット利用に関する要綱の中で、児童・生徒等の映像を利用する場合には、個人が特定できないように配慮すること、ただし、電子メール等相手が特定される場合には教育上の必要に

応じて個人写真を使用することができる。この場合も本人及び保護者に趣旨を十分説明し、同意を得た上で発信するものとする。住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他児童及びその保護者が特定できる情報並びに児童等及びその保護者に直接連絡を取ることができる情報を掲載してはならないとしております。

そして、電子メール等相手が特定される場合には、教育上の必要に応じまして年齢、趣味、特技等を発信することができますが、この場合におきましても住所、電話番号、生年月日等の児童及びその保護者が特定できる情報並びに児童等及びその保護者に連絡をとることができる情報を掲載してはならないことを規定をしております。

教育委員会といたしましては、これらの内規に従い、個人情報保護に十分配慮しながら、ホームページを活用した情報教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目でございますが、福生市立小・中学校におけますインターネット利用に関する要綱と、福生市立小・中学校ホームページの作成のガイドラインにつきましては、御指摘のように各校にて参照できるよう早々に準備し、各校に指示をしたいと思っております。

さらに、御質問いただきました4点目の学校のホームページにつきまして、コンテンツの温度差があるのではという御指摘でございますが、先ほどの規定、ガイドラインとあわせて各校の情報担当者を集め、プライバシーポリシーの扱いと、学校ホームページのコンテンツの調整と内容の充実を図り、保護者、市民の皆様に関心を持っていただける内容にしていけるよう努めてまいり所存でございます。

今後はガイドラインなどの専門的条項の見直し等も必要になってくるかと思っておりますので、これから専門家の皆さんのお力もお借りしながら進めていけるよう、学校に對しまして助言してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、乙津議員さんの田園通りの改良事業について、再質問にお答えいたします。

1点目の歩道部分の2メートル確保の問題でございますが、改良工事に伴いまして、低木につきましては撤去する予定、高木、唐カエデは移設、移植の予定でございますが、今後地元説明会で住民の意見を聞いて方向性を出す予定でございます。特に唐カエデは幹周りが太くなっているものもあるため、一番小さい植樹ます、幅76センチ、ここに移植、植栽できるかを含め設計の中で調整をいたすつもりでございます。このようなことから、できるだけ有効幅員を2メートル確保できるような施工を考えていきたいと考えております。

2点目でございますが、今後整備予定の幹Ⅱ-20号線と都道との関係でございますが、東京都とよく調整をとということでございますが、今後整備計画があるかどうか再度確認をいたしまして、都の計画がある場合につきましては、市の整備と食い違う部分については調整を行い、統一的な整備をしていかなければならないと、このように考えております。

電線類の地中化についてでございますが、地中化につきましては、今回の事業は実

施いたしませんでしたが、この事業を実施するに当たっては関係官庁、関係事業所と調整をしておりますが、結果として優先順位、施工年度の長期化、工事の施工性、防衛補助との関連等々で実施することは今回はできませんでした。しかし、国道の拡幅を行っておくことによりまして、今後電線類の地中化の方向性は出たのかなというふうに考えているところでございます。

それから、4点目のインターロッキングは具体的にどのようなものを考えていくのかということですが、車いす等の通行にも振動が少なく、支障がないブロックと考えておりまして、やなぎ通りで使用しているブロック、バリアフリーペイブを基本に考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。

時間の見積もりを間違えたようで、なかなか要望が細かくできませんが、内出交差点の件ですが、スクランブル交差点というのは頭にはございません。私が御提案申し上げたような形が最善かと思われるだけで、3車線にしていただければいい話だけではないかと思っております。建設局と警察と2カ所の部署になるので、調整は難しいと思っておりますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、田園通りの件はいろいろ御説明ありがとうございました。ぜひともこのような形で進めていただきたいと存じます。

それから、自転車の件なのですけれども、無灯火、それからいろいろな啓発をしていただけるようでございますが、ぜひとも歩道を自転車を通る場合には歩行者優先であるということもぜひ御指導をお願いしたいと存じます。また警察にお願いして啓蒙だけでなくでどんどん取り締まっていただきたいというのも気持ちではあるのですが、まずは徹底するのが最初だと思っておりますので、その点につきましてよろしくお願い申し上げます。

情報の共有の件でございますけれども、先日外務省の件が新聞に載っております、情報公開法の施行前後になんと1280トンもの文書が急遽捨てられたということが報じられておりました。これは必要な情報か、個人なのか行政文書なのかの判断が御自身で行うというところに若干問題があるのではないかと御指摘でございます。そういうことで、図書館といいますか、別の機関でその資料を整理するという業務が今後必要ではないかと思った次第でございます。

それから、学校におきましては、ぜひ指導等継続して進めていただきたいと存じます。

ホームページの方はそろって情報が得られるように、進まれることを期待したいと存じます。

内規につきましても、事細かに書かれているとは思いますが、今後内容を精査させていただきます。また要望等はさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 3時まで休憩いたします。

午後2時50分 休憩

~~~~~

午後3時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番原田剛君。

（6番 原田剛君質問席着席）

○6番（原田剛君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

学校を取り巻く安全対策について、道路の安全対策について、人間と動物の共生についての3項目についてお聞きしたいと思います。

第1項目目、学校を取り巻く安全対策について3点お聞きします。

校内の安全対策について、大阪教育大学付属池田小学校の事件によって、文部科学省からは幼児、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目の改定についての通達が出された後、平成15年12月には京都の宇治小学校に刃物を持った男が1年生の教室に侵入する事件が発生し、2人の児童が頭に傷を負いました。この事件では学校側の迅速な対応により他の児童は校庭などに避難誘導され、犯人の男は先生方によって取り押さえられ、急行した警察官により逮捕されました。

このような児童をねらった犯行は絶対許すことはできません。福生市では小・中校に防犯カメラを設置し、今年度は門扉にもオートロック化すると聞いておりますが、校内における不審者侵入対策の進捗状況はいかがでしょうか。

また、宇治小学校の場合、先生方によって犯人は取り押さえられましたが、福生市の小・中学校に刃物を持った犯人を取り押さえるためのさすまたが設置されていると思いますが、4月に異動されて入ってきた先生方もいらっしゃいますが、このさすまたを使う訓練などは行われているのでしょうか。

2点目として、校外・通学路の安全対策について、広島での事件や、栃木県今市市の事件等通学路における痛ましい事件が発生しました。各地域でいろいろな見守り運動や活動が展開され、福生市においても見守りパトロールや、PTAが自転車にステッカーを張り付けてパトロールなどの活動が行われています。

しかしながら、神明社の裏通りで生徒さんが不審者に追いかけられ、近くの家に駆け込み助かったとか、6月28日には熊川方面で女子生徒さんが後ろから男に抱きつかれたとの不審者情報もあります。集団で登下校しても最終的に子どもが1人になる場合もあるわけで、働いていらっしゃるお母さん方もいますので、PTAだけでは見守りに限界があり、地域の目が重要になってくると思います。これから日が暮れてくるのも早くなり、クラブ活動を終えて帰るころには真っ暗になりますので、一層の注意が必要と思います。通学路の見守りと地域のかかわりについてはいかがでしょうか。また児童・生徒さん方に対する不審者の対応教育、訓練などはいかがでしょうか。

3点目として、放課後の交通安全対策について、市民会館そばにあります五日市街道のところに牛浜歩道橋がありますが、通学においては三小の児童、一中の生徒さん方はこの歩道橋を渡っていますが、放課後遊びに行ったり、図書館へ行ったりすると

きにはこの歩道橋の下を自転車で渡っているのを見かけることがあります。この歩道橋は人が渡れるようにはなっていますが、田園通りの七小のところにあります歩道橋のように自転車では渡ることができません。お母さん方から危ないので何とかしてほしいとの御意見がありますが、放課後における交通安全対策についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、2項目の道路の安全対策について2点お聞きします。

1点目として、市内道路標識の見直し及び安全確保について、市内の道路標識で道路に対して標識の角度が傾いていたり、標識が高いところにあるため見えづらいものもあります。このため進入禁止や、指定方向外進行禁止の標識で進入できないところを車が逆走していることがあります。歩行者や自転車にとっては来ないはずの方向から来るので危険です。

例えば新奥多摩街道から銀座通りに入る道路には、一方通行の標識と進入禁止の標識が交互に設置されています。この付近の住民からは進入禁止のところを入ってくる車があるので困る。もっと大きい標識にしてほしいなどの意見があります。また銀座通りも一方通行となっていますが、ところが指定方向外進行禁止の標識を見落とすのか、銀座通りを逆走する車両もあります。どうか逆走しないように、また標識の見直しはできないでしょうか。

2点目として、交通違反予防について、福生市の保健センターから国道16号へ向かった場合に、JR八高線の福生第2踏切の東側、わらつけ街道との交差点ですが、ここは保健センターの方向から来た場合には時間帯で指定方向外進入禁止となり、わらつけ街道への進入はできないようになっています。

この交差点には、指定方向外進入禁止の大きな標識が上の方に立っていますが、踏み切りに気をとられてか、また標識が上過ぎるのか見落としてしまい、右折で進入する車があります。これらの車を警察の方がよく取り締まっているのを見かけることがあります。見えにくいものであれば標識を工夫するか、また交通整理のガードマンに立ってもらい、進入しないようにしてもらった方が市民は喜ぶと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3項目目の人間と動物の共生について、1点目として共生会議（犬編）の結果と市としての取り組みについて、この人間と動物の共生会議については、以前からもほかの議員さんからも多く質問されていますが、全国的にも、2003年からはペットとして飼われている犬、猫の数がふえ続け、2005年では15歳未満のいる人口が1755万人に対してペットの犬、猫の数が2517万匹となっています。周りを見ても犬を飼う方がふえています。このようにふえ続ける状況の中で、人間と動物の共生会議でどのような結論となり、今後市民団体とともに市としてはどのように取り組んでいくのでしょうか。

2点目として、犬のマナー及びしつけについて、いろいろな情報を見ていると、犬を散歩させる前に自宅でトイレを済ませておくことが犬の正しいしつけ方法とありました。外での場合、たとえおしっこでもにおいや色も染みつき、1匹がすると他の犬も同じ場所で排泄をしてしまう習性を持っていて、電柱や他人の門柱にしてしまう

そうです。極力自宅でできるようにしつけるものだとありました。また外でできない犬もいるのですが、そのマナーですが、ほとんどの飼い主はエチケット袋にスコップを持って犬のふんを自宅に持ち帰って処理していますが、一部の飼い主はエチケット袋を持たずに散歩している状況です。

マナーについては、本来個人の問題と思いますが、一部の非常識な飼い主の意識を高めようとするねらいはどこの自治体も同じことだと思います。犬に限らずペットを飼うことで必要なマナーは守らなければなりません。ペットを飼わない人々から一層理解を得るためにはどうやってマナーを守らせるかですが、犬のマナーやしつけに対してどのようにお考えでしょうか。

3点目として、犬の登録及び狂犬病対策について、狂犬病予防法には犬の所有者の登録について申請義務や、犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないとうたわれています。またこれらを違反した場合の罰則も規定されています。

狂犬病は哺乳類動物に感染する極めて恐ろしい病気で、狂犬病ウイルスにかかった動物にかまれたりすると、その唾液に潜むウイルスが傷口から体内に侵入して感染します。ウイルスは傷口近くの神経を伝わって脳へ侵入し、興奮、まひ、けいれん等の症状を起こします。潜伏期間は犬などの動物で数週間、人では1カ月から3カ月、そして一たん発病すれば治療法はなく、ほとんど100%死亡すると言われています。

日本は昭和32年以降は発生していませんが、犬やその他の動物に検疫を義務づけることで、水際で検疫を実施し、狂犬病の侵入防止を図っています。島国だからこそ効果的な処置だとも言えますが、海外旅行や国際交流が盛んになった現在、狂犬病の侵入の危機にさらされていると思います。

昨年8月にフィリピンで犬にかまれた日本人が帰国後11月に狂犬病を発病し、死亡した例が報告されています。世界では2006年、インドにおいて1万9000人、中国では3209人、フィリピンでも248人が死亡し、年間世界で4万人から6万人が死亡されていると言われ、欧米を含む世界の大陸にも狂犬病は現在も存在しています。狂犬病予防接種は登録されている犬だけが接種されておりますが、福生市での犬の登録、未登録の掌握、また狂犬病対策についてはいかがでしょうか。

4点目として、ドックランについて、ドッグランは市民の方々からも設置してほしいという声をお聞きします。昨年もドックランについては前向きに取り組むという議会での答えでしたが、進捗状況はいかがのでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 原田議員さんの御質問にお答えをしていきたいと思っております。

初めの教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

また、道路の安全対策についての1点目、市内道路標識の見直し及び安全確保についてと、2点目の交通違反予防につきましては、総務部長から答弁をいたします。

次に、人と動物の共生についての1点目、人と動物の共生会議の結果と市の取り組みということでございます。市では平成16年に人と動物の共生市民会議を開催いた

しました。これは市に犬や猫、ハトなどのペットにまつわります苦情がたくさん寄せられまして、例えば近所で野良猫がふえて困っているとか、犬の飼い方のマナーが悪いとか、ハトがベランダに巣をつくって困っているなどでございます。

ペットや、もともとペットであった動物についての考え方は人によって大きく違っておりました、野良猫を排除してもらいたい人もいれば、野良猫にえさをあげる人もいます。これらのことについて行政が一方的に方向性を出していても、結局なかなかじまないと考えますし、実効性も薄いというふうにご考慮しております、そこでさまざまな考え方の人たちに集まっていただき、話し合いを積み重ねる中から方向性を出し、また実行していただくということが大切であると考えまして、人と動物の共生市民会議を開いてきたわけでありまして。当初、動物の好きな人、嫌いな人など15名の市民の方々と、市内の2人の獣医師さんに参加をしていただきました。市民会議では初めに猫、ハト、犬の順で検討を行い、犬につきましては平成18年9月に提言をいただいております。

提言の主な内容は、犬の飼い主のマナー向上のための啓発運動、それからドッグランの設置の2点でございます。その後の取り組みですが、犬の飼い主のマナーアップにつきましては、市民主体による啓発活動が重要であると提言され、市民の方々と行政との協働が言われております。

ドッグランについては、現在防衛施設周辺財産の活用を市内で検討しておりますので、その中での検討課題の一つとして取り上げております。

それから、2点目の犬のマナー及びしつけについてですが、市民会議の提言では条例などで規制するのではなく、マナーアップを喚起するキャンペーンのようなものを行政と市民と一緒にやったらどうかということが大切であると言われております。市民会議の御意見もございまして、十分これから皆さんと相談をしながら進めていきたいと思っております。

しつけにつきましては、市民会議のメンバーの中には犬のしつけの資格を持った方もいらっしゃいます。ドッグランとの関連で場所が確保されましたら、しつけ講座などの開催の話がメンバーの中から出てくるものと思っております。

次に、3点目の犬の登録と狂犬病対策についてですが、平成18年3月末の犬の登録数は2527頭です。平成16年3月末に2106頭ですから、3年間で421頭の増加をみているということになります。

犬の登録につきましては、狂犬病予防法第4条で、犬の所有者は犬を取得後30日以内にその犬の所在地を管轄する市町村長に登録の申請をしなければならないとされております。また第5条では、犬の所有者は所有する犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければならないと規定し、市は犬の登録申請に対して鑑札を交付し、予防注射を受けた犬の所有者には注射済み証を交付する事務を取り扱うこととされております。犬の所有者としてのこの登録申請、予防接種の義務は重く、同法第27条の罰則では20万円以下の罰金を科されることになっております。

犬の所有者が果たすべき権利や義務が犬の所有者にあるにもかかわらず、申請のない未登録の犬がいることも確かでございます。市では犬の所有者に対しその責務を果

たされるよう、市の広報、ホームページで犬の登録と予防接種を呼びかけているほか、獣医師の診察などに際し、犬の所有者の責任義務についての話をさせていただきようにお願いをしております。

次に、狂犬病の予防対策ですが、狂犬病は日本では今から50年ほど前の狂犬病患者の発生が最後ということですが、ただ、海外ではいまだに先進国、発展途上国ともにその発生は多く、昨年海外で犬に噛まれて日本で発症した例がございます。

この狂犬病の予防は予防接種が最大の効果を上げますが、この予防接種について、福生市の過去3年間の登録犬の接種率を見ますと、16年度が75%、17年度が72.3%、18年度が70.3%と登録数の増加に比べて低減している状況がございます。

犬の所有者の狂犬病予防への意識を高めるため、市の広報やホームページに掲載し、予防接種の便宜を図るために、毎年4月に実施している市内各所での集団予防接種において登録と継続した接種を呼びかけるとともに、登録された未接種の犬につきましては、毎年6月過ぎに接種の勧奨通知をしているところでございます。

狂犬病の予防接種としては、犬の所有者の予防接種義務のほか、狂犬病予防法では広域的な予防対策も定めておりまして、同法の第8条では、狂犬病にかかった犬、あるいはその疑いのある犬について、その診断等をした獣医師は、犬の所在地を管轄する保健所長に届け出の義務があり、また獣医師の診断等がないときは、犬の所有者が保健所に届け出ることが義務づけられております。そして保健所長は知事に報告し、知事は狂犬病が発生したときは、区域、期間等を定めて区域内のすべての犬に口輪をかけ、または犬を係留——つなぐ命令を出すことになっております。さらに必要であれば係留されていない犬を薬殺処分できるとして、広域的な狂犬病のまん延を防止する対策を定めております。

市としては今後も登録と予防接種の勧奨を進めてまいります。結局ほとんどの方はちゃんとしておりますけれども、一部まあ困った人たちがいると、この部分をどうするかということになってくると思いますが、市民の皆さんの協力の中でお互いにやっていただくしか手がないだろうなという感じでございます。そんな方向でこれからも進めていきたいということでございます。

次に、4点目のドッグランについてですが、今までも何人かの議員さんから御質問をいただき、市民会議の提言でもマナーアップとともに、ドッグランの設置が提案をされております。先ほど申し上げましたように、現在庁内で検討しているところでございます。結論につきましてはもう少しお待ちいただければと思います。

今、ペットを飼われている市民の方々がふえているわけですが、ペットは人の心を和ませてくれるわけですが、それに伴いましていろいろな問題が出てきていることも事実でございますので、この課題はぜひ市民の方々と一緒に考えて、実際に活動していただく中で、実際にこういった問題についていろいろと考え、それから行動する市民がふえていただければと、こんなふうに願っているところでございます。

以上で、原田議員さんの御質問に対する答弁といたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校を取り巻く安全対策につきまして何点か御質問をいただいているところでございます。去る7月20日に宮城県の小学校の児童が登校中に犯罪に巻き込まれ重傷を負うというあってはならない事件が発生したことは御記憶に新しいことかと存じます。この事件は、学校の正門前におきまして、教職員やボランティア等が不在の状況下で発生をいたしております。急遽文部科学省では7月23日付で「登下校時における幼児、児童・生徒の安全確保について」との件名で、幼児、児童・生徒を極力1人にしないという観点から、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底し、また学校安全確保対策を適切に講ずるようにとの内容で、各都道府県教育委員会等に依頼文書を発し、市教育委員会へも東京都教育委員会を通じて届いております。

また、伊吹文部科学大臣は同月24日の会見で、学校内については当然学校が責任を持たねばならない。同時に通学路や家庭内のことについては学校、家庭、地域社会が共同してやることとし、子どもの安全確保には地域の協力が欠かせないとの指摘をいたしております。市教育委員会といたしましても同様な考えのもと、これまでも学校を取り巻く安全対策を行ってまいりました。

さて、1点目の校内における安全対策についてでございますが、不審者の侵入対策の状況につきましては、昨年防犯カメラの設置工事を実施いたしました。今年度は小・中学校門扉オートロック設置工事を予定をいたしております。これは学校への出入り口を1箇所限定をし、防犯カメラと連動をさせ、来訪者の確認を行い、不審者の侵入対策を向上させようとするものでございます。

また、学校内におけます教職員による不審者対応訓練についてでございますが、このことにつきましては、福生警察署から講師を招き、不審者による校内侵入を想定をいたしました内容で実施をいたしております。この訓練では学校110番を使用した非常時の通報訓練及びさすまた等の不審者対応器具の使い方についての実地訓練を通して、校内への不審者侵入に対する対応能力を高めております。

次に、児童・生徒への安全教育につきましてでございますが、小・中学校では児童・生徒がみずからの行動や、外部環境に存在するさまざまな危険を制御して、安全に行動できることを目指しまして、セイフティー教室を年間1回実施をし、非行、犯罪被害防止の学習をいたしております。同様に福生警察署の方を講師に講話、ビデオ視聴、不審者対応実技指導等の学習をし、不審者に遭遇した際にみずからの命を守る具体的な方法を身につけることから、児童・生徒の不審者に対する対応能力を高めております。またこの学習には保護者を初め地域住民の方々の参加もお願いをし、意見交換を実施することで子どもが助けを求めてきたときの対応の具体策を確認するなど家庭、学校、地域社会の連携による児童・生徒を犯罪から守る取り組みを進めているところでございます。

次いで、2点目の校外、通学路における安全対策でございますが、通学路におけます見守りと地域の関わりにつきましては、全小学校で保護者、PTAと町会等の地域

団体が見守りボランティア活動を行い、それぞれ参加者が活動日の管理を自主的に行うとともに、学校は下校時刻の連絡等を行う体制が出来上がっております。

また、本町第八第一町内会のように福寿会を中心として児童の下校時の見守り活動の一環としたあいさつ運動が行われている例もございます。このような保護者、PTAや地域の方々によりますさまざまな児童・生徒の安全確保のための活動には心から感謝を申し上げる次第でございます。

3点目の放課後における交通安全対策でございますが、牛浜歩道橋の交差点における交通マナー違反は御指摘のようなことがあることも聞いております。新学期も始まりまして、学校に子どもが戻ってまいりますことから、先日、8月下旬の校長会におきましても、学校においては子どもたちに交通安全のルールを遵守させるとともに、交通安全に努めることを重ねて指導するよう、また家庭においても子どもたちに交通安全や危険回避についての話し合いを持つことを保護者会や学校だよりを通じて依頼するよう、直接私の方から指示をいたしました。

子どもたちを事件や事故から守るために、今後とも学校、家庭、地域社会と共同で、そして協力をしながら子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁をいたします。

2の道路の安全対策についての1点目、市内道路標識の見直し及び安全確保についてでございますが、御質問の道路標識等の不備につきましては警察の管轄となりますので、市といたしましては具体的な場所、状況等御相談をいただきながら福生警察署へ要望してまいりたいと存じます。

2点目の交通違反予防についてでございますが、この場所は指定方向外進行禁止となっております、踏切と隣接して渋滞等が予測されるために、右折を制限した場所と思われます。ここを右折してしまう車というのは、右折禁止を知っていて右折する運転者もいると思いますが、国道16号線が混んでいて、青信号を待たずに右折してしまうものが多いのではないかと思います。

将来の話になりますが、国道16号線の武蔵野橋の拡幅工事が整備されれば、わらつけ街道を通る車も減少し、この場所を右折することもなくなるのではないかと考えられます。

道路標識等の見直し等につきましては、御相談をいただきまして、福生警察署へ要望してまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは何点か再質問させていただきます。

学校を取り巻く安全対策について、不審者に対する対応、また教育、訓練等の御努力よくわかりました。その中で、校内の安全対策で防犯カメラ、オートロックシステムを導入しても最終的に監視、管理するのは人間ですが、専属で付きっきりで防犯カメラを監視している人はいるのでしょうか。また本当に安全でしょうかという問題が出てきます。

私たちが小学校のころは防犯カメラや門扉のオートロックなど考えたことはありませんでしたが、月日が経つにつれ社会の状況も変わってくるし、安全対策もそれに対応した総合的な見直しが必要でないかと思っています。そして他校の例や社会的な犯罪動向などを配慮した対応が必要になってくると思っています。

児童・生徒の安全確保のため、警察官のOBや、民間の警備会社へ委託して児童・生徒がいる昼間だけでも防犯の専門家を配置した方がより安全に、専門的にできると思います。東京都でも民間警備会社の安全専門員、スクールガードを配置しているところがありますが、小・中学校への安全の専門員の配置をどうお考えしていますでしょうか。

2点目として、校外・通学路の安全対策について、子どもを見守りを行う上でいろいろな活動が展開されていることはわかりました。子どもと親と一緒に通学路を回り、子どもが中心となって、子どもの目線で作る安全マップは非常に意義あるものだと思います。この地域安全マップを市民に知ってもらうのはとても重要だと思います。この地域安全マップの活用状況を教えてくださいませんか。また建物が建ったり壊されたりしますと、安全の状況も変化してくると思いますが、安全マップの見直しについてはいかがでしょうか。

そして、PTAや地域の方々に努力いただいて、「こども110番の家」の旗も目につくようになってきたことはうれしいことだと思います。いざ不審者に児童・生徒さんが追いかけられ、駆け込んできたときのマニュアル準備や、見えるところに置かれてすぐ対応できる状況にあるのでしょうか。またこれに対しての危険予知訓練についてはどのように行われているのでしょうか。

そして、人間と動物の共生について2点、犬のマナー、しつけについてですが、家庭では犬のふんは燃やせるごみで処理すると思いますが、外では独自のマイマナーを持っている方が一部いまして、犬のふんを公園の植え込みに捨てたり、また道路にそのままいく人もいます。またスコップなどでダイレクトに取ったふんは公衆トイレに流せると思っている方もいらっしゃるようです。これに対し、福生市としてはふんを公衆トイレに流すことについてはどうお考えでしょうか。もし流せないとしたら看板等の設置についてはいかがでしょうか。

また、他の自治体では犬の公衆トイレを設置したところもあります。群馬県の水上町の例ですが、この犬のトイレはプラスチック性の容器の中に微生物群を培養し、ふんを入れて混ぜることで微生物の作用によりふんを発酵させて堆肥化させる仕組みになっています。飼い主はそこにふんを入れ、かき混ぜるだけという、使い方はいたって簡単です。ふんの処理ができる生ごみ処理機のように電源も必要としません。岩手県久慈市でもこれを使っているということです。この犬のトイレですが、自治体価格で1万1000円ということです。犬の公衆トイレの設置、研究についてはどうお考えでしょうか。

以上、2回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 原田議員さんの再質問にお答えいたします。

学校外についての地域の安全マップの活用、また見直しについての御質問でござい

ますが、地域安全の施策として平成17年度、また平成18年度に各小学校において地域安全マップづくりを市の主催事業として実施いたしました。

実施に当たりましては、それぞれ年度の初めに校長会、副校長会において実施の案内及び協力をお願いをさせていただきました。児童の参加募集につきましては、学校を通じて全児童にちらしの配布をお願いいたしまして、またそのほかに平成17年度は町会からの呼びかけ、平成18年度はPTAからの呼びかけと協力をいただき実施しております。実施に当たりましては、保護者、町会、PTAや防犯活動推進員、女性防犯指導員の協力をいただいて実施いたしました。

地域安全マップづくりの第一の目的は、子どもたちが犯罪に巻き込まれないようみずから危険回避能力を身につけてもらうことです。また地域の大人と子どもと一緒に体験することにより、自分たちのまちに対する防犯意識を高め、防犯抑止力の高いまちにするというねらいもあります。

作成したマップは2年間で60枚となっております。この活用につきましては、希望があれば貸し出しを行っておりますが、学校や町会等でマップを提示し、参加できなかった子どもたちや地域の人たちに見てもらうことにより、安全に対する意識の向上につながっていただければと思っております。

また、見直しについてでございますが、平成17年度、平成18年度も各小学校の代表グループによる全体発表会を行っており、地域の方々や保護者、児童にアンケートを取らせていただきました。その中で学校の授業の中で取り上げてほしいという意見が多数ございました。このようなことから、今年度の実施につきましては、市の安全安心まちづくり課と教育委員会が連携して、先生方や地域の方々に協力をいただきながら、各小学校の総合学習の時間等で地域安全マップを取り上げていただき、実施していただくよう校長会、副校長会に出席し、お願いをしているところでございます。また、既に福生第三小学校では4年生の全児童を対象に授業の中で実施していただいたところでございます。今後他の学校でも取り組んでいただけるよう、生活指導主任会議の中でもお願いをしてみたいと思っております。

次に、「こども110番の家」に関する御質問でございますが、「こども110番の家」にかかわる事務は、教育委員会からこの4月に安全安心まちづくり課に移りました。現在、1050名の方の協力をいただき事業を行っておりますが、平成16年12月事業開始以来、幸いにも「こども110番の家」のお世話になったという話は聞いておりません。

現在のところ、危険予知の訓練につきましては予定しておりませんが、登録いただいております各家庭には「こども110番の家対応マニュアル」が配布してございます。内容につきましては、「こども110番の家」は助けを求めて駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所であること、保護した子どもに代わって110番通報と保護者への連絡をすること、そして子どもを保護した場合は、1として、入り口の鍵を閉め、身の安全を図ってください。2として子どもを落ち着かせ、何があったかを尋ねてください。3として、状況に応じて警察、保護者、学校等へ連絡してくださいなど、そして110番への通報要領が掲載されたマニュアルでございます。

なお、玄関先等に掲げられた小旗が古くなったり破れたりしている場合には、新しいものと交換していただくよう、市及び学校とPTAが連携を取りながら推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 原田議員さんの学校を取り巻く安全対策についての御質問にお答え申し上げます。

校内の安全対策で総合的な見直しが必要であろう、特に警察官OB等の専門家の配置が必要ではないか、こういった御指摘をいただいておりますけれども、現在学校には見守り活動ということですので全ての小学校、およそ500名の方が登録され、従前から御活躍いただいております。

また、昨年度には防犯カメラの設置、今年度には門扉のオートロック、このような形で校内における安全に万全を期しているわけでございますけれども、また当年度の10月以降、ふっさっ子の広場が開設の予定になっております。このふっさっ子の広場では指導員のほかに1名校内を循環する管理員の配置も予定しております。このふっさっ子の広場は3年間で全小学校に開設するということになっておりますが、そういった中では1名ずつ、そういった管理員が配置される、このような形で当面校内における安全対策に対応したい、このように考えてございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 公園における犬のふんの処理施設等についてでございますが、公衆トイレに犬のふんを流すことについては禁止しているわけでございますが、市では特に看板を設置してあるわけではございませんけれども、私も各公園を見回って見ている中で、それにつきましては市民の方たちで注意看板を設置していただいている例も何箇所かございました。

特に河川敷の公園につきましては、市外の人も多く利用されることがあり、これら犬のふん等を含めた、放し飼いも含めてマナー違反の方は非常に多く見受けられるという状況があります。放し飼いの方につきましては、特に河川敷につきましては「犬の放し飼い禁止」と、このような看板を立てているのが現状でございます。

今後といたしましては、職員の手づくりで工夫を凝らして、あまり過度にならないようにしてポスターを各トイレに張り出していくことも含めて考えていきたいと思っております。

○6番（原田剛君） 御答弁ありがとうございます。それでは3回目ということで、地域安全マップと子ども110番についてちょっと御質問させていただきたいと思っております。

地域安全マップ、子ども110番もハードの面では整っていますが、ソフトの面で教育、訓練というのが整って初めて力を発揮できるものではないかと思っております。

安全マップについて、先ほど要請があれば貸し出すということでしたが、たえず見て持ち歩くようにすることによって一人一人の防犯意識も向上してくると思っております。他の市では低価格でこれを販売して、地域の安全マップをコンパクトにして配布できるようになっているところもありますが、市としてこういったことはできないか、御検討いただけないかということをお伺いします。

また、「こども110番の家」で御家族の方も不審者に児童・生徒さんが追いかけられ、駆け込んできたとき冷静にできるように、危険予知訓練ということで、以前青海議員さんからもあったと思いますが、CAPという、キャップというNPO法人があって、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技術を持つことを目的としています。このCAPのプログラムの中には子どもに対するワークショップと大人ワークショップがあり、緊急時に自分でできる対応策を教えることも含まれています。こういったCAPという訓練だけではないでしようが、こういった訓練についての取り組みはいかがでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） マップを、それを製本するなりして販売という形でございますけれども、これについては、販売については今のところちょっと考えてなかったのですが、要するに子どもたちに防犯意識、それをつくらせることによって防犯意識を高めてもらうという問題と、そこにいろいろ参加していただくということが防犯意識の高揚につながるという考え方を持っておりましたので、今年度については学校教育の中で実施しておりますので、そのような中でそういうことができるかどうかをこれから研究、初めての御指摘ですので、研究させていただきたいと思います。

それと、子どもが駆け込んだときの対応とか、いろいろな防犯のマニュアルという形での問題ですが、プログラムを含めた形で、確かに「こども110番の家」には取り扱いの要領の文書を配布しているだけでございますので、そのような対応についても必要と考えますので、それもどのような形で、全部集めるということはなかなか難しいので、どういう形で「こども110番の家」の方の御協力をいただけるか、ちょっと考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（原田剛君） 御答弁ありがとうございます。地域安全マップ、こども110番の家ともソフトの面で前向きに対応していただけるということでありますので、ありがとうございます。

それでは、要望させていただきます。先ほどのスクールガードの件ですが、やはり広い学校の中で緊急時に呼べる先生というのが校長先生、副校長先生だと思います。こういった安全の専門員がいれば、校長先生もそういった不審者の対応だけに追われるわけではなく、全体的な視野で学校全体を見ることができずし、そういった意味ではぜひとも小・中学校への安全専門員の設置をお願いしたいと思います。

また、一つの提案ですが、地域団体によっていろいろ見守りボランティア活動をやっているということですが、これはある一例ですが、品川区の小学校の方で8・3運動という推進をやっているということで、子どもの登校時の8時と下校時の3時に大人はなるべく外で用事、例えば買い物や道路の掃除、玄関先の花の水やり、犬の散歩などをしながら子どもの存在に意識を向け、子どもを見守ることを生活の一部にしましょうという運動で、今までよりより子どもの存在に目を向けることで子どもの安全確保として大きな力となっているとありました。

外の用事をしながら子どもの見守りを行うことで地域の意識の向上は、犯罪者にと

って犯罪を実行しにくい環境をつくっていけると思います。このような活動を継続していくためには、生活に密着した、負担にならない活動が大切であると思います。福生市でも一つのモデル校をつくり、このような8・3運動を取り入れてみてはいかがでしょうか。御提案いたします。

また、牛浜駅の陸橋の方ですが、歩道橋の方ですが、この交差点は小・中学生ばかりではなく大人も歩いて渡ったり自転車で渡ったりしておりますが、そういった中で七小のところにある歩道橋のように、自転車専用のスロープをつけるということはなかなか難しいものと思いますし、東京都ではバリアフリーという点で歩道橋を外すという動きがあるようです。そういった点からは、横断歩道と信号機の設置、こういったものを検討していただければと思います。

また、道路の安全対策についてですが、道路標識の見直し、安全確保で平成19年の国家公安委員会、警察庁の交通安全業務の中では、道路標識について表示盤の大型化と高機能化、内照式、または自動発光標識の導入、可変標識の効果的活用を図るとあります。

市民の方が見落として進入禁止のところを入ってくる標識などについてはやはり原因があると思いますので、ぜひともまた変更してもらうように要望してまいりたいと思います。これにより車両の逆走もなくなり、住民の安全が確保できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、福生第2踏切の東側の交差点ですが、これは発想の違いかもしれませんが、ここを、この交差点を利用する方は市外、また市内の方がいると思います。この中で違反者をつくらないことが大切かなと思います。ほぼ毎日警察官が4人ほどで取り締まりを行っています。もし交通警備のガードマンなどにこの入り口のところに立ってもらい、車が右折しないようすればこの4名の警察官は他のところをパトロールしてもらうことができ、この方がより安心、安全のまちづくりができると思いますので、この辺も御検討をお願いします。

次に、犬の登録及び狂犬病対策についてですが、駒込病院の高山直秀先生の文献によると、人間用の狂犬病ワクチンで民間で使える本数は約1万本、狂犬病動物にかまれた後の発病予防には1人5本以上使用するそうです。単純に計算すると2000人分しかない。もし1件でも狂犬病が発症したらパニックになる。日本は危機感がないと言われております。犬だけではないですが、ペットに対する狂犬病対策、また未登録の犬の調査、御努力にもよろしくお願ひしたいと思います。

そして、ドックランについては、一部の人からはドックランを希望する声もありますが、犬のマナー、しつけがなっていなければドックランはつくらない方がいいとの意見もありますので、今後市民団体の方とよく調整していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月5日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時52分 延会

写

福総総発第 104 号

平成 19 年 8 月 28 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

平成 19 年第 3 回福生市議会定例会の招集について

平成 19 年 8 月 28 日付け、福生市告示第 107 号（別紙参照）をもって、平成 19 年第 3 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 107 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 19 年第 3 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 19 年 8 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人 画

- 1 期 日 平成 19 年 9 月 4 日
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福総総発第 103 号

平成 19 年 8 月 28 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 19 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 54 号 福生市情報公開条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 55 号 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 56 号 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 57 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 58 号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 59 号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 60 号 東京都市収益事業組合規約の変更について
- 8 議案第 61 号 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）
- 9 議案第 62 号 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 議案第 63 号 平成 19 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 11 議案第 64 号 平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 12 議案第 65 号 平成 18 年度福生市一般会計決算認定について
- 13 議案第 66 号 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 14 議案第 67 号 平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 15 議案第 68 号 平成 18 年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 16 議案第 69 号 平成 18 年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 17 議案第 70 号 平成 18 年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 18 議案第 71 号 財産の取得について
- 19 議案第 72 号 市道路線の廃止について

議案第 54 号

福生市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)により日本郵政公社法(平成 14 年法律第 97 号)が廃止されることに伴い、公開請求に対する非公開情報の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市情報公開条例の一部を改正する条例

福生市情報公開条例(平成13年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にされている市政情報の公開の請求のうち、改正前の福生市情報公開条例第11条の規定による処分のなされていないものについては、改正後の福生市情報公開条例の規定を適用する。

議案第 55 号

福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)により日本郵政公社法(平成 14 年法律第 97 号)が廃止されることに伴い、開示請求に対する非開示情報の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例

福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にされている保有個人情報の開示の請求のうち、改正前の福生市個人情報保護条例第12条の規定による処分のなされていないものについては、改正後の福生市個人情報保護条例の規定を適用する。

議案第 56 号

政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）及び郵政民
営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102
号）の施行に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例
の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、一部施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

議案第 57 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たにふっさっ子の広場機構会議委員及びふっさっ子の広場囑託員の報酬
の額を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

青少年問題協議会委員	日額	8,500 円	
------------	----	---------	--

を

「

青少年問題協議会委員	日額	8,500 円	
ふっさっ子の広場機構会議委員	日額	8,500 円	

に、

「

学校用務嘱託員	月額	158,800 円	月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。
---------	----	-----------	--

を

「

学校用務嘱託員	月額	158,800 円	月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。
ふっさっ子の 広場嘱託員	統括指導員	月額	170,000 円
	指導員	月額	158,800 円

に

改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

議案第 58 号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)により郵便振替法(昭和 23 年法律第 60 号)が廃止されることに伴い、特別徴収税額の納入に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市税賦課徴収条例(昭和30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

議案第 59 号

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

土地使用貸借契約の終了に伴い、本八児童遊園を廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

福生市児童遊園条例（昭和 48 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表本八児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

東京都市収益事業組合規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

東京都市収益事業組合の解散までの間、組合の清算に関する事務を組合の共同処理する事務とするため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約

東京都市収益事業組合規約（昭和 45 年 10 月 15 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 3 条の規定にかかわらず、組合の解散までの間、組合は、組合の清算に関する事務を共同処理する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

議案第 61 号

平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

平成19年度 福生市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度福生市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340,762千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,933,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成19年 9月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		83,590	△32,799	50,791
	1 地方特例交付金	27,390	△844	26,546
	2 特別交付金	56,200	△31,955	24,245
10 地方交付税		2,203,000	△72,388	2,130,612
	1 地方交付税	2,203,000	△72,388	2,130,612
12 分担金及び負担金		245,681	2,014	247,695
	1 負担金	245,681	2,014	247,695
14 国庫支出金		3,206,201	19,214	3,225,415
	1 国庫負担金	1,958,418	1,759	1,960,177
	2 国庫補助金	1,222,471	17,455	1,239,926
15 都支出金		2,320,720	16,152	2,336,872
	2 都補助金	1,289,079	18,201	1,307,280
	3 委託金	200,215	△2,049	198,166
17 寄附金		1	30	31
	1 寄附金	1	30	31
18 繰入金		1,939,941	22,323	1,962,264
	1 特別会計繰入金	16,570	22,323	38,893
19 繰越金		100,000	378,424	478,424
	1 繰越金	100,000	378,424	478,424
20 諸収入		188,253	7,792	196,045
	5 雑入	170,423	7,792	178,215
歳入合計		22,593,065	340,762	22,933,827

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,504,574	143,365	4,647,939
	1 総務管理費	3,733,198	154,425	3,887,623
	4 選挙費	109,429	△11,060	98,369
3 民生費		7,943,738	121,667	8,065,405
	2 児童福祉費	3,341,596	20,698	3,362,294
	3 生活保護費	1,706,187	100,969	1,807,156
4 衛生費		2,546,938	7,830	2,554,768
	1 保健衛生費	913,388	7,830	921,218
7 商工費		99,510	25,120	124,630
	1 商工費	99,510	25,120	124,630
8 土木費		2,260,134	△28,117	2,232,017
	3 都市計画費	932,958	△28,117	904,841
10 教育費		2,601,806	21,701	2,623,507
	5 社会教育費	707,735	5,668	713,403
	6 保健体育費	400,449	16,033	416,482
11 公債費		1,291,679	△13,313	1,278,366
	1 公債費	1,291,679	△13,313	1,278,366
13 予備費		34,282	62,509	96,791
	1 予備費	34,282	62,509	96,791
歳 出 合 計		22,593,065	340,762	22,933,827

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 (平成20年度分)	平成19年度～平成20年度	千円 21,315

議案第 62 号

平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

平成19年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成19年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,474千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,684,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年 9月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,781,970	22,969	1,804,939
	1 国民健康保険税	1,781,970	22,969	1,804,939
2 国庫支出金		1,339,201	1,499	1,340,700
	1 国庫負担金	1,184,779	143	1,184,922
	2 国庫補助金	154,422	1,356	155,778
3 療養給付費等交付金		1,025,664	30,006	1,055,670
	1 療養給付費等交付金	1,025,664	30,006	1,055,670
7 繰越金		40,000	△40,000	0
	1 繰越金	40,000	△40,000	0
歳入合計		5,669,588	14,474	5,684,062

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		26,394	1,356	27,750
	1 総務管理費	26,394	1,356	27,750
3 老人保健拠出金		978,076	912	978,988
	1 老人保健拠出金	978,076	912	978,988
4 介護給付費納付金		366,776	△825	365,951
	1 介護給付費納付金	366,776	△825	365,951
8 諸支出金		13,044	20,691	33,735
	1 償還金及び還付金	4,303	13,257	17,560
	2 他会計繰出金	8,741	7,434	16,175
10 前年度繰上充用金		76,003	△7,660	68,343
	1 前年度繰上充用金	76,003	△7,660	68,343
歳 出 合 計		5,669,588	14,474	5,684,062

議案第 63 号

平成 19 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

平成19年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,487千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,746,259千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年 9月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		783,243	4,937	788,180
	1 支払基金交付金	783,243	4,937	788,180
7 繰越金		1	97,550	97,551
	1 繰越金	1	97,550	97,551
歳入合計		2,643,772	102,487	2,746,259

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		1	36,634	36,635
	1 基金積立金	1	36,634	36,635
7 諸支出金		304	65,853	66,157
	1 償還金及び還付金	303	50,964	51,267
	2 他会計繰出金	1	14,889	14,890
歳 出	合 計	2,643,772	102,487	2,746,259

議案第 64 号

平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

平成19年度 福生市下水道事業会計補正予算(第2号)

平成19年度福生市の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,184千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,055,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年 9月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		620,000	△30,000	590,000
	1 他会計繰入金	620,000	△30,000	590,000
6 繰越金		30,000	27,116	57,116
	1 繰越金	30,000	27,116	57,116
8 市債		358,200	△17,300	340,900
	1 市債	358,200	△17,300	340,900
歳入合計		2,075,430	△20,184	2,055,246

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		185,216	△17,346	167,870
	1 下水道整備費	185,216	△17,346	167,870
3 公債費		1,308,234	△1,941	1,306,293
	1 公債費	1,308,234	△1,941	1,306,293
4 予備費		17,307	△897	16,410
	1 予備費	17,307	△897	16,410
歳 出 合 計		2,075,430	△20,184	2,055,246

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 110,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えることができる。
計	358,200			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 92,900	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
340,900			

議案第 65 号

平成 18 年度福生市一般会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 市 税		7,837,720,000	8,505,744,489
	1 市民税	3,604,643,000	3,940,336,540
	2 固定資産税	3,144,346,000	3,414,428,635
	3 軽自動車税	50,353,000	59,301,250
	4 市たばこ税	416,308,000	403,550,550
	5 都市計画税	622,070,000	688,127,514
2 地方譲与税		569,666,000	568,450,144
	1 所得譲与税	437,244,000	437,253,144
	2 自動車重量譲与税	97,926,000	97,608,000
	3 地方道路譲与税	34,496,000	33,589,000
3 利子割交付金		64,735,000	66,767,000
	1 利子割交付金	64,735,000	66,767,000
4 配当割交付金		39,033,000	39,548,000
	1 配当割交付金	39,033,000	39,548,000
5 株式等譲渡所得割交付金		41,749,000	35,140,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	41,749,000	35,140,000
6 地方消費税交付金		642,852,000	645,304,000
	1 地方消費税交付金	642,852,000	645,304,000
7 自動車取得税交付金		149,730,000	154,776,000
	1 自動車取得税交付金	149,730,000	154,776,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,379,636,000	1,379,636,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,379,636,000	1,379,636,000
9 地方特例交付金		225,505,000	225,505,000
	1 地方特例交付金	225,505,000	225,505,000
10 地方交付税		2,282,572,000	2,166,912,000
	1 地方交付税	2,282,572,000	2,166,912,000
11 交通安全対策特別交付金		16,500,000	16,333,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,500,000	16,333,000

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7,896,682,246 (901,889)	134,602,247	474,459,996	58,962,246
3,638,134,804 (730,889)	76,926,553	225,275,183	33,491,804
3,172,553,121 (117,478)	45,130,523	196,744,991	28,207,121
51,318,100 (24,700)	1,620,800	6,362,350	965,100
403,550,550	0	0	△12,757,450
631,125,671 (28,822)	10,924,371	46,077,472	9,055,671
568,450,144	0	0	△1,215,856
437,253,144	0	0	9,144
97,608,000	0	0	△318,000
33,589,000	0	0	△907,000
66,767,000	0	0	2,032,000
66,767,000	0	0	2,032,000
39,548,000	0	0	515,000
39,548,000	0	0	515,000
35,140,000	0	0	△6,609,000
35,140,000	0	0	△6,609,000
645,304,000	0	0	2,452,000
645,304,000	0	0	2,452,000
154,776,000	0	0	5,046,000
154,776,000	0	0	5,046,000
1,379,636,000	0	0	0
1,379,636,000	0	0	0
225,505,000	0	0	0
225,505,000	0	0	0
2,166,912,000	0	0	△115,660,000
2,166,912,000	0	0	△115,660,000
16,333,000	0	0	△167,000
16,333,000	0	0	△167,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額
12 分担金及び負担金		234,613,000	255,049,665
	1 負担金	234,613,000	255,049,665
13 使用料及び手数料		474,446,000	467,539,790
	1 使用料	218,927,000	220,459,820
	2 手数料	255,519,000	247,079,970
14 国庫支出金		3,010,139,000	2,966,203,472
	1 国庫負担金	2,008,317,000	1,975,903,156
	2 国庫補助金	975,477,000	965,005,087
	3 委託金	26,345,000	25,295,229
15 都支出金		2,182,920,000	2,210,541,015
	1 都負担金	772,601,000	739,572,548
	2 都補助金	1,279,705,000	1,332,670,508
	3 委託金	130,614,000	138,297,959
16 財産収入		43,393,000	48,268,678
	1 財産運用収入	16,394,000	21,254,879
	2 財産売却収入	26,999,000	27,013,799
17 寄附金		681,000	1,040,000
	1 寄附金	681,000	1,040,000
18 繰入金		1,310,880,000	1,307,673,804
	1 特別会計繰入金	19,688,000	22,684,901
	2 基金繰入金	1,291,192,000	1,284,988,903
19 繰越金		384,148,900	384,149,830
	1 繰越金	384,148,900	384,149,830
20 諸収入		161,064,000	188,882,782
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000,000	11,765,518
	2 市預金利子	4,000	196,863
	3 貸付金元利収入	7,000,000	7,000,000
	4 受託事業収入	11,904,000	7,986,490
	5 雑 入	136,156,000	161,933,911

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
236,366,940	5,934,010	12,748,715	1,753,940
236,366,940	5,934,010	12,748,715	1,753,940
462,795,390	500,500	4,243,900	△11,650,610
215,715,420	500,500	4,243,900	△3,211,580
247,079,970	0	0	△8,439,030
2,966,203,472	0	0	△43,935,528
1,975,903,156	0	0	△32,413,844
965,005,087	0	0	△10,471,913
25,295,229	0	0	△1,049,771
2,210,541,015	0	0	27,621,015
739,572,548	0	0	△33,028,452
1,332,670,508	0	0	52,965,508
138,297,959	0	0	7,683,959
48,268,678	0	0	4,875,678
21,254,879	0	0	4,860,879
27,013,799	0	0	14,799
1,040,000	0	0	359,000
1,040,000	0	0	359,000
1,307,673,804	0	0	△3,206,196
22,684,901	0	0	2,996,901
1,284,988,903	0	0	△6,203,097
384,149,830	0	0	930
384,149,830	0	0	930
188,882,782	0	0	27,818,782
11,765,518	0	0	5,765,518
196,863	0	0	192,863
7,000,000	0	0	0
7,986,490	0	0	△3,917,510
161,933,911	0	0	25,777,911

款	項	予 算 現 額	調 定 額
21 市 債		955,900,000	955,900,000
	1 市 債	955,900,000	955,900,000
歳 入 合 計		22,007,882,900	22,589,364,669

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
955,900,000	0	0	0
955,900,000	0	0	0
21,956,875,301	141,036,757	491,452,611	△51,007,599

歳入合計の「収入済額」には 901,889 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 901,889 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		297,778,000
	1 議 会 費	297,778,000
2 総 務 費		3,806,414,000
	1 総務管理費	3,108,088,000
	2 徴 税 費	362,374,000
	3 戸籍住民基本台帳費	222,632,000
	4 選 挙 費	51,587,000
	5 統計調査費	25,415,000
	6 監査委員費	36,318,000
3 民 生 費		8,117,344,000
	1 社会福祉費	3,041,489,000
	2 児童福祉費	3,216,606,000
	3 生活保護費	1,858,917,000
	4 災害救助費	332,000
4 衛 生 費		2,505,502,000
	1 保健衛生費	927,325,000
	2 清 掃 費	1,578,177,000
5 労 働 費		104,000
	1 失業対策費	4,000
	2 労働諸費	100,000
6 農 林 水 産 業 費		60,003,000
	1 農 業 費	60,003,000
7 商 工 費		100,970,000
	1 商 工 費	100,970,000
8 土 木 費		2,049,216,900
	1 土木管理費	50,627,000
	2 道路橋りょう費	885,566,000
	3 都市計画費	1,017,483,900
	4 住 宅 費	95,540,000
9 消 防 費		892,818,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
294,303,311	0	3,474,689	3,474,689
294,303,311	0	3,474,689	3,474,689
3,759,099,222	0	47,314,778	47,314,778
3,073,321,643	0	34,766,357	34,766,357
355,531,600	0	6,842,400	6,842,400
220,399,924	0	2,232,076	2,232,076
49,085,127	0	2,501,873	2,501,873
24,859,224	0	555,776	555,776
35,901,704	0	416,296	416,296
7,867,213,172	0	250,130,828	250,130,828
2,960,282,363	0	81,206,637	81,206,637
3,171,507,974	0	45,098,026	45,098,026
1,735,109,969	0	123,807,031	123,807,031
312,866	0	19,134	19,134
2,449,873,401	0	55,628,599	55,628,599
893,077,212	0	34,247,788	34,247,788
1,556,796,189	0	21,380,811	21,380,811
102,653	0	1,347	1,347
2,653	0	1,347	1,347
100,000	0	0	0
59,041,547	0	961,453	961,453
59,041,547	0	961,453	961,453
93,346,316	0	7,623,684	7,623,684
93,346,316	0	7,623,684	7,623,684
2,023,734,781	0	25,482,119	25,482,119
48,011,157	0	2,615,843	2,615,843
872,676,177	0	12,889,823	12,889,823
1,011,765,884	0	5,718,016	5,718,016
91,281,563	0	4,258,437	4,258,437
867,455,231	0	25,362,769	25,362,769

款	項	予 算 現 額
	1 消 防 費	892,818,000
10 教 育 費		2,696,197,000
	1 教 育 総 務 費	312,718,000
	2 小 学 校 費	581,480,000
	3 中 学 校 費	312,240,000
	4 学 校 給 食 費	316,400,000
	5 社 会 教 育 費	706,057,000
	6 保 健 体 育 費	467,302,000
11 公 債 費		1,251,607,000
	1 公 債 費	1,251,607,000
12 諸 支 出 金		192,698,000
	1 基 金 費	192,698,000
13 予 備 費		37,231,000
	1 予 備 費	37,231,000
歳 出 合 計		22,007,882,900

歳入歳出差引残額

478,424,632 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
867,455,231	0	25,362,769	25,362,769
2,620,973,308	0	75,223,692	75,223,692
302,142,005	0	10,575,995	10,575,995
563,216,125	0	18,263,875	18,263,875
289,908,691	0	22,331,309	22,331,309
310,428,127	0	5,971,873	5,971,873
695,446,780	0	10,610,220	10,610,220
459,831,580	0	7,470,420	7,470,420
1,250,610,102	0	996,898	996,898
1,250,610,102	0	996,898	996,898
192,697,625	0	375	375
192,697,625	0	375	375
0	0	37,231,000	37,231,000
0	0	37,231,000	37,231,000
21,478,450,669	0	529,432,231	529,432,231

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 66 号

平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 国民健康保険税		1,830,254,000	2,266,090,987
	1 国民健康保険税	1,830,254,000	2,266,090,987
2 国庫支出金		1,222,263,000	1,335,047,715
	1 国庫負担金	1,065,568,000	1,189,077,715
	2 国庫補助金	156,695,000	145,970,000
3 療養給付費等交付金		1,089,856,000	1,059,735,558
	1 療養給付費等交付金	1,089,856,000	1,059,735,558
4 都支出金		269,237,000	295,259,196
	1 都負担金	23,723,000	23,539,138
	2 都補助金	245,514,000	271,720,058
5 共同事業交付金		298,921,000	305,259,152
	1 共同事業交付金	298,921,000	305,259,152
6 繰入金		852,884,000	858,812,451
	1 他会計繰入金	852,884,000	858,812,451
7 繰越金		0	0
	1 繰越金	0	0
8 諸収入		3,833,000	13,756,558
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030,000	4,802,953
	2 預金利子	1,000	31,479
	3 雑入	1,802,000	8,922,126
歳入合計		5,567,248,000	6,133,961,617

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,583,097,135 (1,985,600)	197,103,057	485,890,795	△247,156,865
1,583,097,135 (1,985,600)	197,103,057	485,890,795	△247,156,865
1,335,047,715	0	0	112,784,715
1,189,077,715	0	0	123,509,715
145,970,000	0	0	△10,725,000
1,059,735,558	0	0	△30,120,442
1,059,735,558	0	0	△30,120,442
295,259,196	0	0	26,022,196
23,539,138	0	0	△183,862
271,720,058	0	0	26,206,058
305,259,152	0	0	6,338,152
305,259,152	0	0	6,338,152
858,812,451	0	0	5,928,451
858,812,451	0	0	5,928,451
0	0	0	0
0	0	0	0
13,756,558	0	0	9,923,558
4,802,953	0	0	2,772,953
31,479	0	0	30,479
8,922,126	0	0	7,120,126
5,450,967,765	197,103,057	485,890,795	△116,280,235

歳入合計の「収入済額」には 1,985,600 円の還付未済額が含まれています。

歳入合計の「収入未済額」には 1,985,600 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		23,152,000
	1 総務管理費	23,152,000
2 保険給付費		3,630,422,000
	1 療養諸費	3,300,937,000
	2 高額療養費	255,065,000
	3 移送費	600,000
	4 出産育児諸費	58,500,000
	5 葬祭費	11,620,000
	6 結核・精神医療給付金	3,700,000
3 老人保健拠出金		965,145,000
	1 老人保健拠出金	965,145,000
4 介護給付費納付金		386,736,000
	1 介護給付費納付金	386,736,000
5 共同事業拠出金		334,909,000
	1 共同事業拠出金	334,909,000
6 保健事業費		10,516,000
	1 保健事業費	10,516,000
7 公債費		227,000
	1 公債費	227,000
8 諸支出金		8,773,000
	1 償還金及び還付金	5,773,000
	2 他会計繰出金	3,000,000
9 予備費		3,028,000
	1 予備費	3,028,000
10 前年度繰上充用金		204,340,000
	1 前年度繰上充用金	204,340,000
歳 出 合 計		5,567,248,000

歳入歳出差引歳入不足額
このため翌年度歳入繰上充用金

68,342,946 円
68,342,946 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
21,590,972	0	1,561,028	1,561,028
21,590,972	0	1,561,028	1,561,028
3,602,881,132	0	27,540,868	27,540,868
3,299,620,636	0	1,316,364	1,316,364
240,941,296	0	14,123,704	14,123,704
0	0	600,000	600,000
47,350,000	0	11,150,000	11,150,000
11,620,000	0	0	0
3,349,200	0	350,800	350,800
965,144,162	0	838	838
965,144,162	0	838	838
386,735,554	0	446	446
386,735,554	0	446	446
321,241,332	0	13,667,668	13,667,668
321,241,332	0	13,667,668	13,667,668
9,656,549	0	859,451	859,451
9,656,549	0	859,451	859,451
83,249	0	143,751	143,751
83,249	0	143,751	143,751
7,638,231	0	1,134,769	1,134,769
4,638,231	0	1,134,769	1,134,769
3,000,000	0	0	0
0	0	3,028,000	3,028,000
0	0	3,028,000	3,028,000
204,339,530	0	470	470
204,339,530	0	470	470
5,519,310,711	0	47,937,289	47,937,289

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 67 号

平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 支払基金交付金		1,818,691,000	1,786,352,541
	1 支払基金交付金	1,818,691,000	1,786,352,541
2 国庫支出金		919,957,000	872,042,502
	1 国庫負担金	919,957,000	872,042,502
3 都支出金		229,988,000	225,513,759
	1 都負担金	229,988,000	225,513,759
4 繰入金		230,085,000	230,085,000
	1 他会計繰入金	230,085,000	230,085,000
5 繰越金		36,836,000	36,825,272
	1 繰越金	36,836,000	36,825,272
6 諸収入		205,000	54,032
	1 延滞金及び加算金	2,000	0
	2 預金利子	1,000	54,032
	3 雑入	202,000	0
歳入合計		3,235,762,000	3,150,873,106

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,786,352,541	0	0	△32,338,459
1,786,352,541	0	0	△32,338,459
872,042,502	0	0	△47,914,498
872,042,502	0	0	△47,914,498
225,513,759	0	0	△4,474,241
225,513,759	0	0	△4,474,241
230,085,000	0	0	0
230,085,000	0	0	0
36,825,272	0	0	△10,728
36,825,272	0	0	△10,728
54,032	0	0	△150,968
0	0	0	△2,000
54,032	0	0	53,032
0	0	0	△202,000
3,150,873,106	0	0	△84,888,894

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 医療諸費		3,198,365,000
	1 医療諸費	3,198,365,000
2 諸支出金		37,302,000
	1 償還金及び還付金	32,784,000
	2 他会計繰出金	4,518,000
3 予備費		95,000
	1 予備費	95,000
歳 出 合 計		3,235,762,000

歳入歳出差引残額

18,740,583 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3,095,044,711	0	103,320,289	103,320,289
3,095,044,711	0	103,320,289	103,320,289
37,087,812	0	214,188	214,188
32,571,543	0	212,457	212,457
4,516,269	0	1,731	1,731
0	0	95,000	95,000
0	0	95,000	95,000
3,132,132,523	0	103,629,477	103,629,477

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 68 号

平成 18 年度福生市介護保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 介護保険料		534,131,000	581,866,485
	1 介護保険料	534,131,000	581,866,485
2 国庫支出金		573,573,000	545,000,705
	1 国庫負担金	468,725,000	439,198,000
	2 国庫補助金	104,848,000	105,802,705
3 支払基金交付金		763,545,000	723,223,000
	1 支払基金交付金	763,545,000	723,223,000
4 都支出金		336,473,000	372,752,852
	1 都負担金	327,565,000	363,845,000
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0
	3 都補助金	8,907,000	8,907,852
5 財産収入		1,000	10,634
	1 財産運用収入	1,000	10,634
6 繰入金		364,395,000	364,395,000
	1 一般会計繰入金	352,478,000	352,478,000
	2 基金繰入金	11,917,000	11,917,000
7 繰越金		46,957,000	46,957,014
	1 繰越金	46,957,000	46,957,014
8 市債		11,500,000	0
	1 財政安定化基金貸付金	11,500,000	0
9 諸収入		2,396,000	2,116,870
	1 延滞金、加算金及び過料	10,000	122,400
	2 預金利子	4,000	64,838
	3 雑入	2,382,000	1,929,632
歳入合計		2,632,971,000	2,636,322,560

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
550,612,100 (214,800)	5,458,000	25,796,385	16,481,100
550,612,100 (214,800)	5,458,000	25,796,385	16,481,100
545,000,705	0	0	△28,572,295
439,198,000	0	0	△29,527,000
105,802,705	0	0	954,705
723,223,000	0	0	△40,322,000
723,223,000	0	0	△40,322,000
372,752,852	0	0	36,279,852
363,845,000	0	0	36,280,000
0	0	0	△1,000
8,907,852	0	0	852
10,634	0	0	9,634
10,634	0	0	9,634
364,395,000	0	0	0
352,478,000	0	0	0
11,917,000	0	0	0
46,957,014	0	0	14
46,957,014	0	0	14
0	0	0	△11,500,000
0	0	0	△11,500,000
2,116,870	0	0	△279,130
122,400	0	0	112,400
64,838	0	0	60,838
1,929,632	0	0	△452,368
2,605,068,175	5,458,000	25,796,385	△27,902,825

歳入合計の「収入済額」には 214,800 円の還付未済額が含まれています。

歳入合計の「収入未済額」には 214,800 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		37,047,000
	1 総務管理費	9,795,000
	2 賦課徴収費	2,573,000
	3 認定審査会費	24,679,000
2 介護給付費		2,450,126,000
	1 介護サービス等諸費	2,292,514,000
	2 高額介護サービス費	42,611,000
	3 特定入所者介護サービス等費	115,001,000
3 地域支援事業費		51,939,000
	1 介護予防事業費	15,928,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	36,011,000
4 財政安定化基金拠出金		775,000
	1 財政安定化基金拠出金	775,000
5 基金積立金		11,928,000
	1 基金積立金	11,928,000
6 公債費		44,614,000
	1 公債費	114,000
	2 財政安定化基金償還金	44,500,000
7 諸支出金		35,344,000
	1 償還金及び還付金	20,175,000
	2 他会計繰出金	15,169,000
8 予備費		1,198,000
	1 予備費	1,198,000
歳 出 合 計		2,632,971,000

歳入歳出差引残額

98,496,979 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
30,027,720	1,890,000	5,129,280	7,019,280
7,381,633	1,890,000	523,367	2,413,367
2,324,821	0	248,179	248,179
20,321,266	0	4,357,734	4,357,734
2,335,983,058	0	114,142,942	114,142,942
2,183,663,352	0	108,850,648	108,850,648
42,609,676	0	1,324	1,324
109,710,030	0	5,290,970	5,290,970
48,274,603	0	3,664,397	3,664,397
13,929,415	0	1,998,585	1,998,585
34,345,188	0	1,665,812	1,665,812
730,567	0	44,433	44,433
730,567	0	44,433	44,433
11,927,143	0	857	857
11,927,143	0	857	857
44,500,000	0	114,000	114,000
0	0	114,000	114,000
44,500,000	0	0	0
35,128,105	0	215,895	215,895
19,959,473	0	215,527	215,527
15,168,632	0	368	368
0	0	1,198,000	1,198,000
0	0	1,198,000	1,198,000
2,506,571,196	1,890,000	124,509,804	126,399,804

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 69 号

平成 18 年度福生市下水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		402,000	481,530
	1 負担金	402,000	481,530
2 使用料及び手数料		1,014,955,000	1,037,878,677
	1 使用料	1,014,955,000	1,037,878,677
3 国庫支出金		12,251,000	11,860,000
	1 国庫負担金	11,576,000	11,576,000
	2 国庫補助金	675,000	284,000
4 財産収入		1,000	0
	1 財産売却収入	1,000	0
5 繰入金		610,000,000	610,000,000
	1 他会計繰入金	610,000,000	610,000,000
6 繰越金		93,756,000	93,756,336
	1 繰越金	93,756,000	93,756,336
7 諸収入		22,456,000	23,966,072
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0
	2 預金利子	1,000	122,628
	3 雑入	22,454,000	23,843,444
8 市債		434,900,000	434,900,000
	1 市債	434,900,000	434,900,000
歳入合計		2,188,721,000	2,212,842,615

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
481,530	0	0	79,530
481,530	0	0	79,530
1,027,315,354	634,225	9,929,098	12,360,354
1,027,315,354	634,225	9,929,098	12,360,354
11,860,000	0	0	△391,000
11,576,000	0	0	0
284,000	0	0	△391,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
610,000,000	0	0	0
610,000,000	0	0	0
93,756,336	0	0	336
93,756,336	0	0	336
23,966,072	0	0	1,510,072
0	0	0	△1,000
122,628	0	0	121,628
23,843,444	0	0	1,389,444
434,900,000	0	0	0
434,900,000	0	0	0
2,202,279,292	634,225	9,929,098	13,558,292

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		576,086,000
	1 総務管理費	576,086,000
2 事業費		173,930,000
	1 下水道整備費	173,930,000
3 公債費		1,425,690,000
	1 公債費	1,425,690,000
4 予備費		13,015,000
	1 予備費	13,015,000
歳 出 合 計		2,188,721,000

歳入歳出差引残額

57,116,842 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
557,902,984	0	18,183,016	18,183,016
557,902,984	0	18,183,016	18,183,016
162,134,600	0	11,795,400	11,795,400
162,134,600	0	11,795,400	11,795,400
1,425,124,866	0	565,134	565,134
1,425,124,866	0	565,134	565,134
0	0	13,015,000	13,015,000
0	0	13,015,000	13,015,000
2,145,162,450	0	43,558,550	43,558,550

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 70 号

平成 18 年度福生市受託水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 受託水道事業収入		409,454,000	317,429,852
	1 都受託事業収入	409,454,000	317,429,852
歳入合計		409,454,000	317,429,852

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
317,429,852	0	0	△92,024,148
317,429,852	0	0	△92,024,148
317,429,852	0	0	△92,024,148

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 受託水道事業費		409,454,000
	1 水道管理費	310,869,000
	2 建設改良費	98,585,000
歳 出 合 計		409,454,000

歳入歳出差引残額

0 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
317,429,852	0	92,024,148	92,024,148
249,214,835	0	61,654,165	61,654,165
68,215,017	0	30,369,983	30,369,983
317,429,852	0	92,024,148	92,024,148

平成19年 9月 4日提出
福生市長 野澤 久人

議案第 71 号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

財産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- 1 取 得 の 目 的 市庁舎備品の取得
- 2 取得する動産の種類及び数量 カウンター一式
- 3 取 得 の 方 法 指名競争入札による契約
- 4 取 得 価 格 金 4,179 万円
- 5 取 得 の 相 手 方 東京都立川市曙町 2-34-7
ファーレイーストビル 2F
株式会社岡村製作所 立川支店
支店長 大野 高幸

(提案理由)

市庁舎備品を取得したいので、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 3 条の規定により、本案を提出する。

入札の経過を示す調書

入札日 平成19年8月2日

入札参加事業者			入札結果
業者名	資本金(千円)	所在地	第1回(千円)
アイリスチトセ株式会社 関東支店	50,000	東京都新宿区新宿一丁目8番5号 さくら四谷ビル3階	55,000
株式会社イトーキ 多摩支店	5,277,857	東京都立川市栄町6-1-1 立飛ビル一号館6F	43,830
株式会社内田洋行 情報システム事業部	5,000,000	東京都江東区潮見二丁目9番15号	44,770
株式会社岡村製作所 立川支店	18,670,487	東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル2F	◎ 39,800
株式会社くろがね工 作所	2,998,456	東京都港区新橋六丁目19番15号	43,300
コクヨ西関東販売株 式会社	250,000	東京都立川市錦町一丁目7番7号 エヌエヌビル2階	42,960
プラス株式会社 スク ールサービス事業部	1,321,300	東京都千代田区三番町6番地14 日本生命三番町ビル4階	辞退
株式会社ハウトク 多摩営業所	545,393	東京都立川市高松町二丁目27番27号 TBK第二高松ビル	43,450
株式会社ライオン事 務器 多摩店	2,155,000	東京都立川市泉町935番地 236号棟201号	42,680

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

市庁舎備品購入（カウンター）概要

履行場所	福生市本町5番地		
履行期限	平成20年3月28日		
基本形状 (単位: mm)	ハイカウンターA (総合窓口用)	幅1,600×奥行1,010×高さ850・1,000	
	ハイカウンターB (一般用)	幅1,350×奥行650×高さ1,000	
	ローカウンター	幅1,350×奥行850×高さ740	
	インデックスパネル (仕切板兼サイン表示用)	幅1,000×奥行40×高さ885・1,145	
数 量	1階フォーラム	ハイカウンターA	5台
		ハイカウンターB	11台
		ローカウンター	30台
	(仮称)第1棟2階	ハイカウンターB	1台
	(仮称)第1棟3階	ハイカウンターB	8台
		ローカウンター	1台
	(仮称)第1棟5階	ハイカウンターB	9台
		ローカウンター	1台
	(仮称)第2棟2階	ハイカウンターB	14台
		ローカウンター	2台
(仮称)第2棟3階	ハイカウンターB	4台	
各階共通	インデックスパネル	70枚	

議案第 72 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道路線を廃止するものとする。

全部廃止

路線名(号線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	重要な経過地
1 2 1 2	福生市大字福生 字加美 1 7 1 2 - 4	福生市大字福生 字加美 1 7 1 0 - 4	

(提案理由)

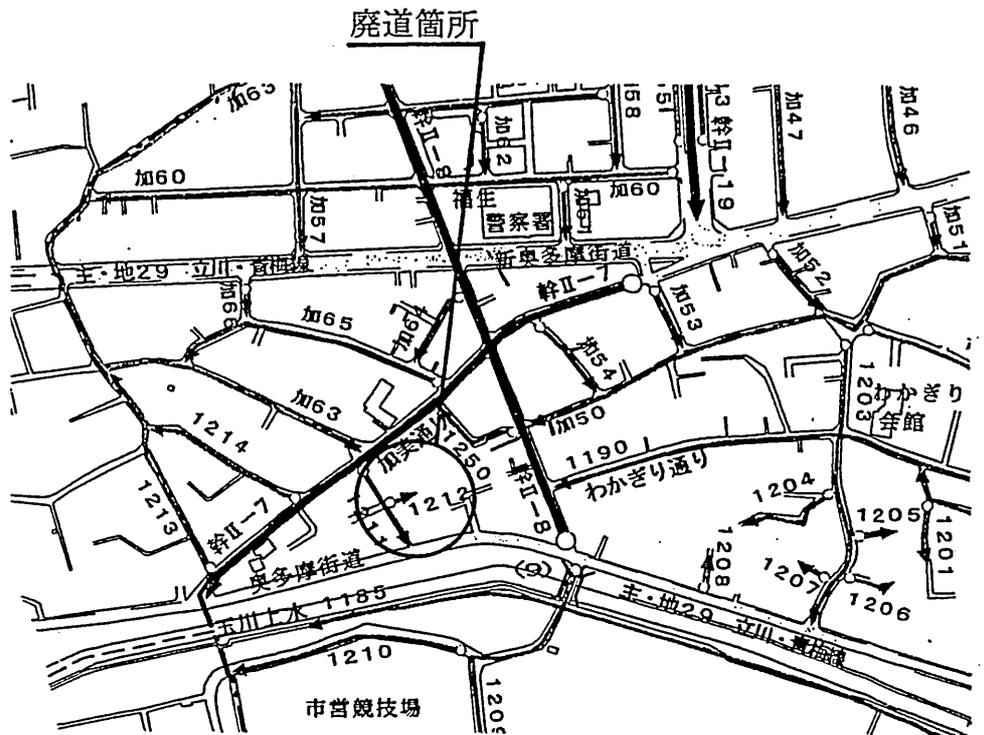
市道として管理する必要がなくなったため、道路法第 10 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

市道第1212号線廃止路線図

所在 福生市大字福生字加美

案内図

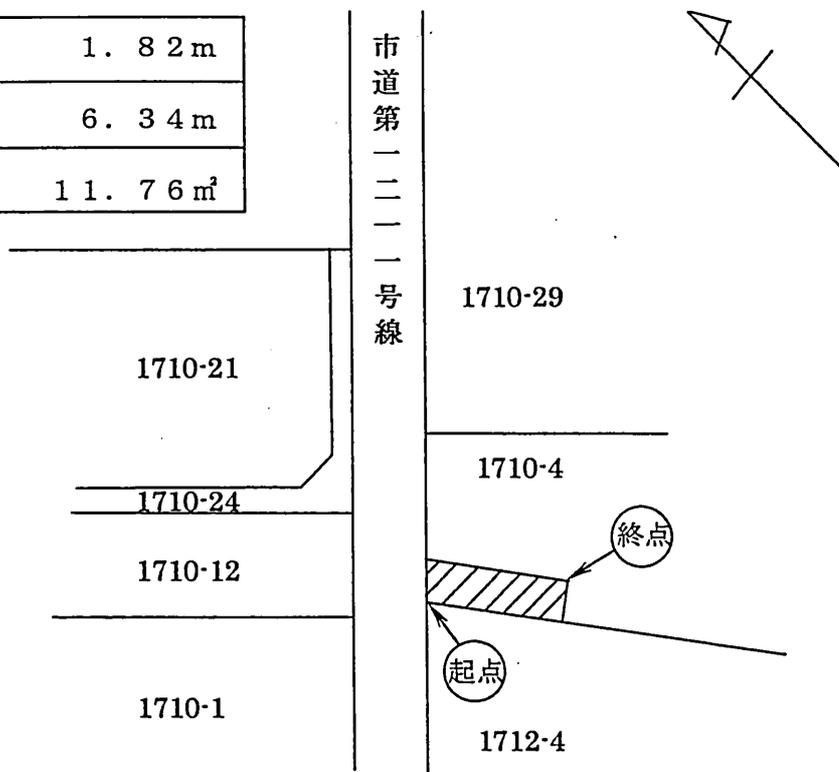
数字は路線番号(号線)



拡大図

 廃道箇所

幅員	1.82m
延長	6.34m
面積	11.76㎡



陳情第 19 - 2 号

後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書

(陳情要旨)

後期高齢者医療制度が来年4月から施行されますが、保健事業が大きく変わろうとしています。現在の老健事業に基づく基本健康診査は、病気の早期発見・早期治療に極めて有効な役割を果たし、75歳以上の高齢者は高い水準の受診率を維持しています。

来年度から実施される「特定健診・特定保健指導」に相当する保健事業の実施については、後期高齢者医療制度では「努力義務」とされ、国庫補助3分の1、都補助3分の1がそれぞれカットされる状態となりました。

一方、東京都後期高齢者医療広域連合で健診を実施する場合、当該費用が保険料負担に反映し、保険料水準を引き上げることとなります。

したがって、現在、各自治体において老人保健法に基づく基本健診が実施されていることを踏まえて、引き続き福生市において75歳以上の高齢者に、これまでどおりの健診項目による健康診断を実施し、健診結果に基づく保健指導が行われるよう願っています。

今、東京社会保障推進協議会においても東京都福祉保健局に対し、健診事業についての補助金の支出を求めています。都と18政令指定都市も国に保健事業の補助の要請を準備しています。

国や都の予算化がどのようになろうと、75歳以上を含む、これまでどおりの基本健診が無料で実施できるように、議会として力を発揮してくださるよう陳情します。

(陳情項目)

国や都の予算化がどのようになろうと、75歳以上を含む、これまでどおりの基本健診が無料で実施できるように、議会として力を発揮してください。

平成19年8月17日

陳情者代表

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会長 小舟保雄 ㊞

福生市議会議長

原島貞夫 様

陳情第 19-3 号

後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書

(陳情要旨)

後期高齢者医療制度が来年4月から施行されることとなります。制度がスタートすると、75歳以上のすべての高齢者が現在加入している国民健康保険やその他の健康保険を脱退させられ、高齢者だけの独立保険に組み入れられることとなります。これまで家族に扶養され、保険料の負担がなかった人を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められます。しかも、大多数の人が年金から「天引き」されることとなります。保険料は今後、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合で決められることとなりますが、厚生労働省では平均6,200円になると試算しています。この保険料水準は、多くが年金収入のみとなっている高齢者にとっては、大きな負担であり、後期高齢者の生存権を保障するために保険料水準の抑制がどうしても必要です。

このように保険料負担の軽減は喫緊の課題です。保険料負担軽減するためには、制度の仕組みからして、公費負担、わけても医療給付費総額の25%とされている定率国庫負担を引き上げることが必要となっています。

日本医師会も、この制度は「保険原理」ではなく「保障原理」で運営すべきとの立場から、国庫負担を中心に公費負担を段階的に引き上げることを提言しています。

「国庫負担引き上げを求める意見書」については、西東京市議会が6月議会において議決し、国に対して提出しています。

貴議会においても、御検討の上、国に意見書を提出されるよう以下のことを陳情します。

(陳情項目)

後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める意見書を政府に提出してください。

平成19年8月17日

陳情者代表

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会長 小舟保雄 ㊟

福生市議会議長

原島貞夫 様

請願第 19-1 号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出す
ることを求める請願書

紹介議員 青 海 俊 伯

(請願要旨)

議会在国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除となる場合は、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

(請願理由)

1 クレジット制度の構造的危険

クレジット契約は、商品販売と代金回収が分離されるので、悪質な販売業者は購入者の支払能力を考慮することなく高額商品を販売し、さらにクレジット会社から立替金をすぐに受領するため、強引な販売方法で契約させ代金取得後は誠実な対応を怠ります。特に、個品方式（契約書型）クレジット契約では、クレジット会社は、顧客獲得や支払条件の交渉、契約書類作成等営業活動の大半を提携先加盟店に委託し効率的に利益をあげています。加盟店管理や与信を厳しくすると加盟店が離れて減収につながることから、クレジット会社は、加

盟店の不適正な販売行為の審査を怠りがちです。つまり、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発し、深刻な消費者被害が発生しやすく、クレジット契約の構造的欠陥から生じるクレジット被害（アポイントメントセールスや、詐欺的なマルチ商法・内職商法被害、呉服・リフォーム等の次々販売被害）を多発させています。

2 割賦販売法の抜本的改正の方向性

上記の深刻なクレジット被害を防止するため、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、本年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法改正に関する審議を進めています。秋には改正の方向性が示され、来春の通常国会に改正案が提出される予定で、今が極めて重要な時期であります。

クレジット被害防止と取引適正化を実現するためには、クレジット会社自身がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要です。これによって、初めて消費者に安心・安全なクレジット契約が提供されることとなります。

3 割賦販売法改正の主な課題

(1) 過剰与信規制

現行割賦販売法38条は、購入者の支払能力を超える与信を行わないよう努めなければならない旨の訓示規定に過ぎず、結局はクレジット会社の自由裁量で過剰与信が繰り返されてきました。そこで、消費者の収入と既存債務額に照らして、一定の基準を超える契約については、返済財源や購入動機等の個別的調査義務を課すなど、実効性ある過剰与信防止規定を設けるべきです。

(2) 不適正与信防止義務と既払金返還責任

現在はクレジット会社に提携先加盟店の販売方法を確認する義務はなく、また商品販売契約が解除・取消・無効となる場合でも、クレジット会社に消費者へ既払金を返還する義務もありません。そこで、クレジット会社は不適正与信

を防止する義務を負うこと及び販売契約が無効等であるときは既払金の返還義務を含むクレジット会社と加盟店の民事共同責任を規定すべきです。

(3) 割賦払い要件及び政令指定商品制の廃止

現行法の規則対象は支払回数や取引対象品目による制約があります。そのため、悪質販売業者の中には、半年・1年後の一括払いを勧める・取引対象品目以外の商品を販売するなど、法の網を逃れる被害事例が多発しています。そこで、抜け道をふさぐために、原則としてすべてのクレジット契約を規制対象にすべきです。

(4) 個品方式のクレジット事業者の規制

個品方式のクレジット事業には、登録制度も契約書面交付義務もないため、不適正な取引を規制する実効性が確保できません。そこで、個品方式クレジット事業者について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すべきです。

4 結び

以上の理由により、クレジット取引における消費者の安心・安全を確保する観点から、貴議会にお願いいたします。

平成19年8月22日

請願者代表

新宿区本塩町9番地3

東京司法書士会

会長 小村 勝 ㊟

新宿区本塩町9番地3

東京司法書士政治連盟

会長 安井 利国 ㊟

新宿区本塩町9番地3

社団法人成年後見センター・リーガルサポート

東京支部

支部長 矢 頭 範 之 ㊟

豊島区西池袋2丁目40番7号

第2カツマタビル502

東京青年司法書士協議会

会長 菊 地 孝 宏 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

陳情第 19-4 号

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出
することを求める陳情書

(陳情要旨)

福生市議会が、国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務及び、違法な取引にクレジットを提供したときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

(陳情理由)

1 クレジット被害の深刻化

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなります。

埼玉県富士見市で一昨年が発覚したリフォーム詐欺業者の次々販売被害は、年金暮らしで判断能力が低下した高齢者が、訪問販売の方法により合計 4000 万円以上のリフォーム工事をクレジット契約を利用して次々と契約させられ、支払いができずに自宅が競売に付されたことで発覚したものです。この事件で

自宅の競売申立は、リフォーム業者ではなくクレジット会社が行ったものであり、悪質リフォーム業者はクレジット契約があるからこそ消費者の支払能力を無視して販売することが可能であったと言えます。

その他にも、クレジットを利用した呉服・布団・貴金属などの次々販売被害が多数発生しており、いずれも年金暮らしの高齢者が支払能力を超える大量の商品を契約しているのは、クレジット会社の与信審査の甘さが存在するからこそ、販売業者は消費者の支払能力を無視した次々販売が実行できたのです。

また、若年層を対象としたアポイントメントセールスや、詐欺的なマルチ商法・内職商法被害は、以前から繰り返し発生しているものですが、これらもクレジット契約があるからこそ、強引なまたは欺瞞的な勧誘により一気に高額の契約を締結させることができるものです。

本年1月10日には、山口組系暴力団員が運営していた絵画レンタル商法業者が組織犯罪処罰法違反の疑いで逮捕されましたが、これもクレジット契約を利用するからこそ実行できる詐欺商法であり、クレジット会社の審査の甘さが暴力団の資金源として利用されたものです。

2 クレジット制度の構造的危険

クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されることから、販売業者にとっては、購入者の支払能力を考慮することなく高額商品を販売でき、クレジット会社から立替金をすぐに受領できるため、強引・悪質な販売方法により契約を獲得し、代金を取得した後は誠実な対応をする動機付けがなくなります。

とりわけ個品方式（契約書型）のクレジット契約は、顧客の獲得や支払条件の交渉や契約書類の作成等の営業活動の大半を提携先加盟店に委託して、効率的にクレジット契約を獲得し経済的利益を上げているため、クレジット会社としては、加盟店の不適正な販売行為に対する審査が不十分になりがちです。

このようにクレジット会社と加盟店は、商品の販売と信用供与の取引につい

て密接不可分な関係に立っており、「クレジットを利用した商品販売という共同事業」とも評価し得る実態にあります。つまり、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちであり、深刻な消費者被害が発生しやすいという意味で、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象としてのクレジット被害が多発している実態があります。

3 割賦販売法の抜本的改正の方向性

このように深刻なクレジット被害を防止するため、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、平成19年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めています。本年秋には法改正の方向性が示され、平成20年春の通常国会に同法の改正案が提出される見込みであることから、今が極めて重要な時期にあると言えます。

クレジット被害の防止と取引適正化を実現するためには、クレジット会社自身がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害をクレジット会社が負担する法制度を整備することが重要です。これによって、クレジット会社が自らのリスク回避のために自主的な法令遵守行動（コンプライアンス）を推進することとなり、これを通じて消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されることとなります。

4 割賦販売法改正の主な課題

(1) 過剰与信規制

現行割賦販売法38条は、購入者の支払能力を超える与信を行わないよう努めなければならない旨規定しているものの、法的な責任を伴わない訓示規定に過ぎないため、結局は、クレジット会社の自由裁量により過剰な与信が繰り返されてきました。そこで、消費者の収入と既存債務額に照らし一定の具体的な基準を超える契約については、顧客の支払能力を超える恐れがある契約として、返済財源や購入動機等の個別的調査義務を課すなど、実効性ある過剰与信防止規定を設けるべきです。

(2) 不適正与信防止義務と既払金返還責任

現行法は、クレジット会社が、提携先加盟店の販売方法をチェックする義務規定がなく、経済産業省（通商産業省）から業界団体に向けて加盟店管理を求める通達が発せられてきたにとどまります。また、商品販売契約が解除・取消・無効となるような違法な場合でも、消費者がこれに気付いた後の未払金債務の支払いを拒絶できるにとどまり、それまでに支払った既払金の返還義務までは認められていません。そこで、クレジット会社は、不適正な与信を防止する義務を負うこと、不当な取引にクレジットを提供したときは既払金の返還を含む共同責任を負うことを規定すべきです。

(3) 割賦払い要件及び政令指定商品制の廃止

現行法の規制対象は、支払回数（割賦払い要件）や取引対象品目（政令指定商品制）による制約があるため、悪質販売業者の中には、年金暮らしの高齢者に半年・1年後の一括払いを勧めるなど、割賦販売法の規制を逃れる被害事例があります。また、さまざまな商品・サービスが取引されている現状で、取引対象品目を制限する合理性はありません。そこで、規制の抜け穴をなくすために、原則として、すべてのクレジット契約を規制対象にすべきです。

(4) 個品方式のクレジット事業者の規制

訪問販売業者に利用されている個品方式（契約書型）のクレジットは、取引高では約2割にとどまるのに、苦情相談件数では約8割を占めています。にもかかわらず、個品方式のクレジット事業については、登録制度も契約書面交付義務もないため、不適正なクレジット取引を規制する実効性が確保できません。そこで、個品方式のクレジット事業者について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すべきです。

(5) 弁護士会、司法書士会、消費者団体等の動き

以上の認識に基づき、全国各地の弁護士会、司法書士会、消費者団体等において、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を発表したり、全国的な署名活

動等が展開されています。

5 結び

以上の理由により、クレジット取引における消費者の安心・安全を確保する観点から、貴議会に陳情いたします。

平成 19 年 8 月 23 日

陳情者代表

千代田区霞が関 1 - 1 - 3

東京弁護士会

会長 下河邊 和 彦 ㊟

第一東京弁護士会

会長 加 毛 修 ㊟

第二東京弁護士会

会長 吉 成 昌 之 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

陳情第 19-5 号

「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催
に関する意見書提出を求める陳情書

(陳情要旨)

平成 25 年の「(仮称) 東京多摩国際園芸博覧会」の開催実現を求める意見書を東京都知事に提出していただきたく、陳情いたします。

(陳情理由)

21 世紀は環境の世紀と言われています。地球温暖化や居住環境悪化の防止という物質的な環境改善と同時に、心の豊かさや癒しといった精神的な充実感をもたらす環境創造も、人類社会の目指す新しいテーマです。その実現のためには、時代を超え国や民族を超えて人々が誰でも共感できる、花と緑の価値を今一度見直すことの重要性が問われます。

国際園芸博覧会は、この花と緑をモチーフとする、国際的にも最も格式が高く、伝統あるイベントです。わが国ではこれまでに 3 回開催され、いずれも大いに人気を博し、多大な成果を地域に残してきました。

多摩地域は、平成 25 年に、東京都制施行 70 周年、東京都への多摩移管 120 周年、国営昭和記念公園の開園 30 周年、そして多摩国体の開催という節目の年を迎えます。この年を長く人々の記憶にとどめ、緑豊かな多摩地域の魅力を広く国内外に発信するために「(仮称) 東京多摩国際園芸博覧会」を開催することは、「環境との調和」という時代の要請にもこたえるものであると考えます。

「(仮称) 東京多摩国際園芸博覧会」の開催を機に、交通網などの都市インフラが整備されることにより、「理想的郊外」としての多摩地域の健全な発展が促進されるでしょう。

また、都市の緑を支える都市農業の振興はもとより、環境、バイオ分野などの新しい産業の隆興や、新技術の開発が期待されます。それらを集積し育成することは、多摩地域だけではなく、東京都全体の中長期的な発展に資するものであります。

多摩地域が一丸となり、多摩国体と同時に「(仮称) 東京多摩国際園芸博覧会」の開催に取り組むことにより、地域の連携がますます強化されます。また、開催

機関中は国内外から多くの観客が集まり、地域に大きな経済効果をもたらすとともに、東京多摩地域の知名度の向上と国際化、市民との交流が実現します。

以上により、平成 25 年の「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の開催が、福生市を含む多摩地域全体の発展に大きく貢献すると確信しております。

つきましては、趣旨にご賛同いただき、東京都に意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

平成 19 年 8 月 24 日

陳情者代表

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12 階

東京多摩国際園芸博覧会誘致検討準備会会長

立川商工会議所 会頭 岩崎 泉 ㊞

福生市本町 18

福生市商工会 会長 町田 成司 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福 議 発 第 85 号
平成19年8月28日

様

福生市議会議長
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成19年第3福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成19年9月4日(火)
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福 監 発 第 2 5 号

平成19年6月25日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成19年4月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 5月30日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成19年4月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 4月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、4月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 19 年 4 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 21,977,807	682,559,771	20,911,142,358	95.1	運 90,000,000
		2,486,976,809	21,043,397,719	95.7	△132,255,361
国 保 会 計	5,567,248	360,821,775	5,426,255,879	97.5	運 200,000,000
		436,028,459	5,517,364,158	99.1	△91,108,279
老人保健医療会計	3,235,762	147,386,032	3,150,873,106	97.4	23,256,852
		229,457,832	3,127,616,254	96.7	
下水道事業会計	2,188,721	11,955,398	2,032,529,991	92.9	運 100,000,000
		177,336,050	2,122,875,175	97.0	△90,345,184
介護保険会計	2,632,971	79,471,788	2,604,272,375	98.9	102,585,917
		190,118,027	2,501,686,458	95.0	
受託水道事業会計	409,454	0	317,969,837	77.7	1,588,953
		53,366,317	316,380,884	77.3	
合 計	36,011,963	1,282,194,764	34,443,043,546	95.6	運 390,000,000
		3,573,283,494	34,629,320,648	96.2	△186,277,102

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	68,204,541	0	68,204,541	0
都 税	113,769,226	65,036,701	113,769,226	65,036,701
合 計	181,973,767	65,036,701	181,973,767	65,036,701

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育英基金				
市営住宅等管理基金				
財政調整基金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくりまちづくり基金				
介護給付費準備基金				
中小企業振興資金 融資一時補てん基金				
国保高額療養費 等資金貸付基金				
合 計				

・運は運用金

平成 19 年 4 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 22,583,000	591,692,459	591,692,459	2.6	運 710,000,000
		1,100,131,011	1,100,131,011	4.9	△508,438,552
国 保 会 計	5,593,585	48,975,019	48,975,019	0.9	運 80,000,000
		119,554,451	119,554,451	2.1	△70,579,432
老人保健医療会計	3,018,826	134,772,435	134,772,435	4.5	121,712,774
		13,059,661	13,059,661	0.4	
下水道事業会計	1,872,630	121,181,971	121,181,971	6.5	95,234,755
		25,947,216	25,947,216	1.4	
介護保険会計	2,643,772	30,456,700	30,456,700	1.2	16,314,794
		14,141,906	14,141,906	0.5	
受託水道事業会計	466,836	27,967,000	27,967,000	6.0	19,052,452
		8,914,548	8,914,548	1.9	
合 計	36,178,649	955,045,584	955,045,584	2.6	運 790,000,000
		1,281,748,793	1,281,748,793	3.5	△326,703,209

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	68,204,541	669,811,085	670,465,235	67,550,391
都 税	0	4,670,540	0	4,670,540
合 計	68,204,541	674,481,625	670,465,235	72,220,931

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,355,046,295	返 390,395,388	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△50,000,000 1,663,708,842	戻 50,000,000 0	運 1,180,000,000 0	運△1,180,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,842,347,952	0	貸 390,395,388	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,166	0	0	11,166
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	5,440,000	返 4,887,093	貸 4,887,093	5,440,000
合 計	運△50,000,000 7,155,684,111	戻 50,000,000 395,282,481	運 1,180,000,000 395,282,481	運△1,180,000,000 7,155,684,111

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金

写

福 監 発 第 3 0 号

平成 1 9 年 7 月 1 8 日

福生市長 野 澤 久 人 様

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 高 橋 章 夫

平成 1 9 年 5 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 6 月 2 7 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 9 年 5 月 中 に お け る 収 入 役 の 権 限 に 属 す る 現 金 の 出 納 状 況 並 び に 関 連 事 項 。
- 4 結 果 5 月 中 に お け る 現 金 の 出 納 状 況 に つ い て 関 係 帳 簿 及 び 証 拠 書 類 の 検 査 を 実 施 し た 結 果 、 5 月 末 日 に お け る 収 支 の 状 況 は 別 紙 の と お り で 計 数 上 の 誤 り は 認 め ら れ な か っ た 。

平成 19 年 5 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,977,807	950,620,342	21,926,799,401	99.8	478,424,632
		404,977,050	21,448,374,769	97.6	
国 保 会 計	5,567,248	24,711,886	5,450,967,765	97.9	繰上充用額 △68,342,946
		1,946,553	5,519,310,711	99.1	
老人保健医療会計	3,235,762	0	3,150,873,106	97.4	18,740,583
		4,516,269	3,132,132,523	96.8	
下水道事業会計	2,188,721	169,749,301	2,202,279,292	100.6	57,116,842
		22,287,275	2,145,162,450	98.0	
介護保険会計	2,632,971	795,800	2,605,068,175	98.9	98,496,979
		4,884,738	2,506,571,196	95.2	
受託水道事業会計	409,454	-539,985	317,429,852	77.5	0
		1,048,968	317,429,852	77.5	
合 計	36,011,963	1,145,337,344	35,653,417,591	99.0	652,779,036
		439,660,853	35,068,981,501	97.4	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	0	0	0	0
都 税	65,036,701	5,095,515	70,132,216	0
合 計	65,036,701	5,095,515	70,132,216	0

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育英基金				
市営住宅等管理基金				
財政調整基金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくりまちづくり基金				
介護給付費準備基金				
中小企業振興資金				
融資一時補てん基金				
国保高額療養費等資金貸付基金				
合 計				

※国民健康保険特別会計△68,342,946 円は平成 19 年度国民健康保険特別会計予算から 68,342,946 円を「翌年度歳入の繰上充用」を行っている。

平成 19 年 5 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 22,583,000	1,102,175,371	1,693,867,830	7.5	運 710,000,000
		1,225,331,354	2,325,462,365	10.3	△631,594,535
国 保 会 計	5,669,588	441,768,226	490,743,245	8.7	運 110,000,000
		457,120,878	576,675,329	10.2	△85,932,084
老人保健医療会計	3,018,826	234,100,341	368,872,776	12.2	86,004,138
		269,808,977	282,868,638	9.4	
下水道事業会計	1,872,630	16,012,463	137,194,434	7.3	106,980,168
		4,267,050	30,214,266	1.6	
介護保険会計	2,643,772	266,779,300	297,236,000	11.2	78,381,494
		204,712,600	218,854,506	8.3	
受託水道事業会計	466,836	34,047,000	62,014,000	13.3	41,271,613
		11,827,839	20,742,387	4.4	
合 計	36,254,652	2,094,882,701	3,049,928,285	8.4	運 820,000,000
		2,173,068,698	3,454,817,491	9.5	△404,889,206

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	67,550,391	278,452,437	261,680,647	84,322,181
都 税	4,670,540	68,515,093	4,670,540	68,515,093
合 計	72,220,931	346,967,530	266,351,187	152,837,274

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,745,441,683	0	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△1,180,000,000 1,663,708,842	戻 690,000,000 0	運 330,000,000 0	運△820,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,451,952,564	0	0	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,166	0	0	11,166
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,440,000	返 2,760,199	貸 2,200,199	6,000,000
合 計	運△1,180,000,000 7,155,684,111	戻 690,000,000 2,760,199	運 330,000,000 2,200,199	運△820,000,000 7,156,244,111

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金

写

福 監 発 第 3 4 号

平成 1 9 年 8 月 2 4 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 1 9 年 6 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 7 月 2 6 日 (木)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 9 年 6 月 中 に お け る 収 入 役 の 権 限 に 属 す る 現 金 の 出 納 状 況 並 び に 関 連 事 項 。
- 4 結 果 6 月 中 に お け る 現 金 の 出 納 状 況 に つ い て 関 係 帳 簿 及 び 証 拠 書 類 の 検 査 を 実 施 し た 結 果 、 6 月 末 日 に お け る 収 支 の 状 況 は 別 紙 の と お り で 計 数 上 の 誤 り は 認 め ら れ な か っ た 。

平成 19 年 6 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 22,593,065	2,934,754,208	4,628,622,038	20.5	150,655,208
		2,152,504,465	4,477,966,830	19.8	
国 保 会 計	5,669,588	589,894,369	1,080,637,614	19.1	運 110,000,000 26,869,513
		477,092,772	1,053,768,101	18.6	
老人保健医療会計	3,054,766	252,841,021	621,713,797	20.4	90,234,087
		248,611,072	531,479,710	17.4	
下水道事業会計	2,075,430	190,164,601	327,359,035	15.8	276,447,952
		20,696,817	50,911,083	2.5	
介護保険会計	2,645,662	236,965,418	534,201,418	20.2	109,441,499
		205,905,413	424,759,919	16.1	
受託水道事業会計	466,836	29,729,000	91,743,000	19.7	41,373,394
		29,627,219	50,369,606	10.8	
合 計	36,505,347	4,234,348,617	7,284,276,902	20.0	運 110,000,000 695,021,653
		3,134,437,758	6,589,255,249	18.1	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	84,322,181	360,480,961	340,835,263	103,967,879
都 税	68,515,093	197,407,832	68,515,093	197,407,832
合 計	152,837,274	557,888,793	409,350,356	301,375,711

3 基金の状況

(単位: 円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,745,441,683	0	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△820,000,000 1,663,708,842	戻 710,000,000 0	0	運△110,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,451,952,564	0	0	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,166	0	0	11,166
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	返 5,242,054	貸 5,242,054	6,000,000
合 計	運△820,000,000 7,156,244,111	戻 710,000,000 5,242,054	5,242,054	運△110,000,000 7,156,244,111

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金

福生市情報公開条例の一部改正新旧対照表

部署名：総務課

改正案	現行	備考
<p>(市政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、公開することができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別されるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることができるとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第20号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人(国、独立行政法人等、地方公</p>	<p>(市政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、公開することができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別されるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることができるとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第20号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人(国、独立行政法人等、地方公</p>	<p>郵政民営化に伴い「日本郵政公社」が廃止されるため、非公開情報の適用除外である「公務員等」の情報の規定を改正する。「日本郵政公社」の字句の削除</p>

改正案	現行	備考
<p>共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</p>	<p>共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</p>	

福生市個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

部署名：総務課

改正案	現行	備考
<p>(開示しないことができる保有個人情報) 第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する保有個人情報(以下「非開示情報」という。)については、開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる保有個人情報</p> <p>(2) 開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがある保有個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。))並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(4) 市の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするお</p>	<p>(開示しないことができる保有個人情報) 第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する保有個人情報(以下「非開示情報」という。)については、開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる保有個人情報</p> <p>(2) 開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがある保有個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。))並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(4) 市の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするお</p>	<p>郵政民営化に伴い「日本郵政公社」が廃止されるため、非開示情報の適用除外である「公務員等」の情報の規定を改正する。 「日本郵政公社」の字句の削除</p>

改正案	現行	備考
<p>それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 市の実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この号、第15条の4、第19条及び第20条の4において「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの</p>	<p>それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 市の実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この号、第15条の4、第19条及び第20条の4において「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの</p>	

○政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
新旧対照表

部署名：秘書広報課

改正案	現行	備考
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨</p> <p>(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。)預金及び貯金の額</p> <p>(5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)種類及び数量</p> <p>(7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称</p> <p>(8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額</p> <p>(9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨</p> <p>(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>(5) 金銭信託 金銭信託の元本の額</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)種類及び数量</p> <p>(8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称</p> <p>(9) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額</p> <p>(10) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額</p>	<p>(4) 郵便貯金が銀行への預金に含まれる</p> <p>(5) 金銭信託が有価証券に含まれたため削除</p> <p>(6) 題名の改正</p>

新旧対照表

○福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：収納課

改正案	現行	備考
<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第42条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第42条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>2 前条の規定による特別徴収義務者がする<u>個人の市民税の特別徴収税額の納入には郵便振替貯金を利用することができる。</u></p>	<p>例規集 921頁</p> <p>郵便振替貯金を利用できる規定の第2項を削る。</p>

議案第60号 東京都市収益事業組合規約の変更について 関係資料

東京都市収益事業組合規約の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>東京都市収益事業組合規約</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による東京都知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>2 <u>第3条の規定にかかわらず、組合の解散までの間、組合は、組合の清算に関する事務を共同処理する。</u></p>	<p>東京都市収益事業組合規約</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による東京都知事の許可のあった日から施行する。</p>	<p>組合解散までの間、清算に関する事務を組合の共同処理する事務とするため。</p>

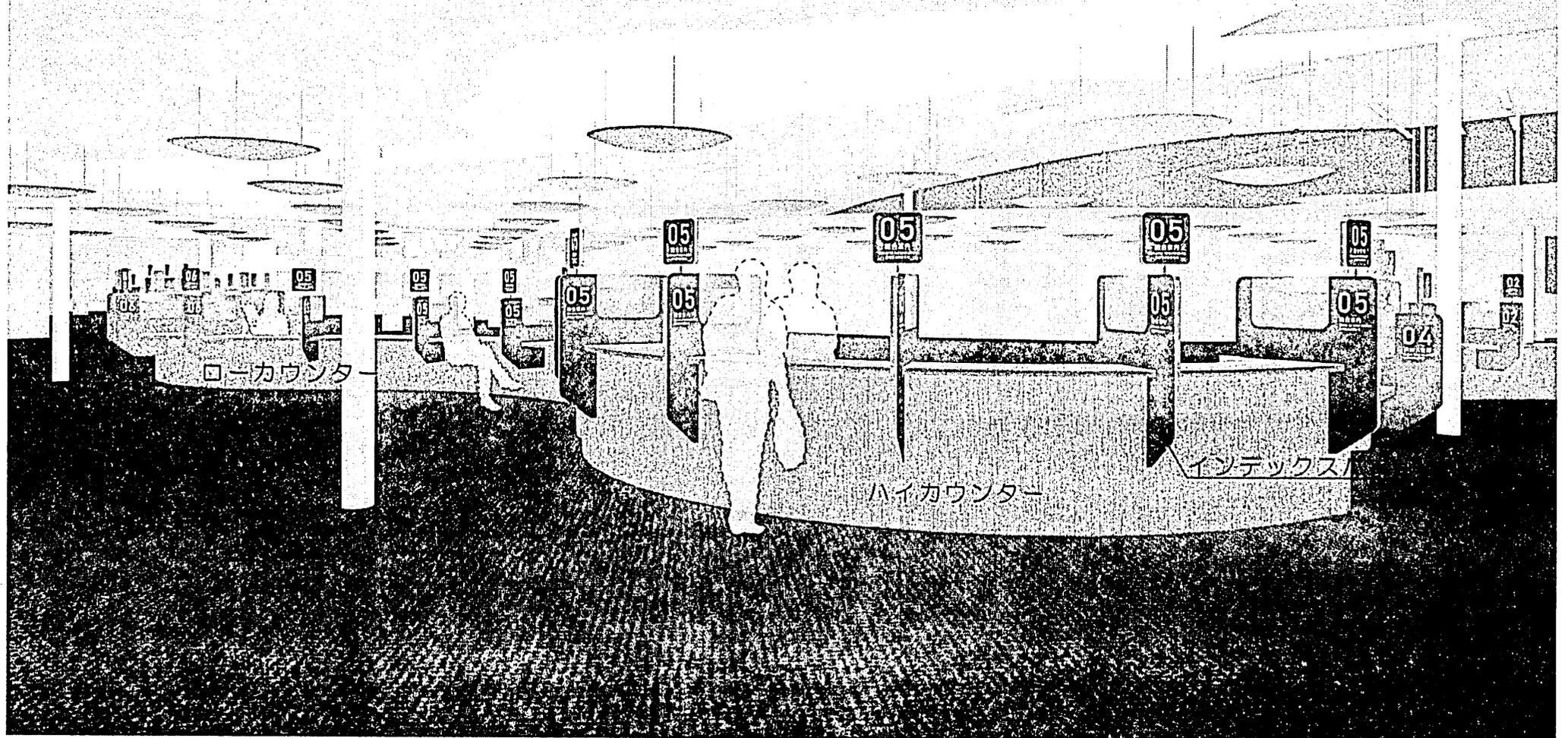
《参 考》

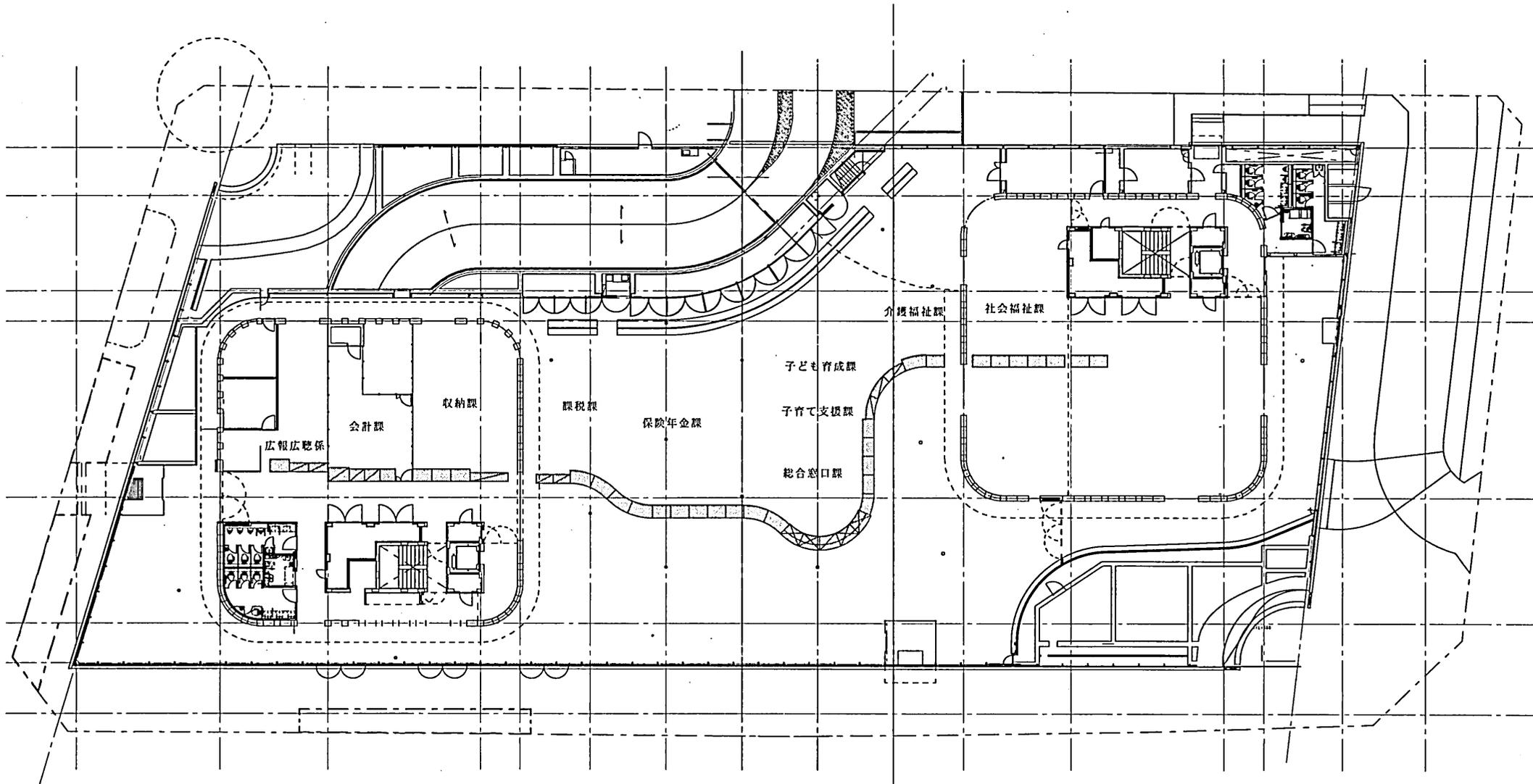
（組合の共同処理する事務）

第3条 この組合は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）の規定による自転車競走を行なうため、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

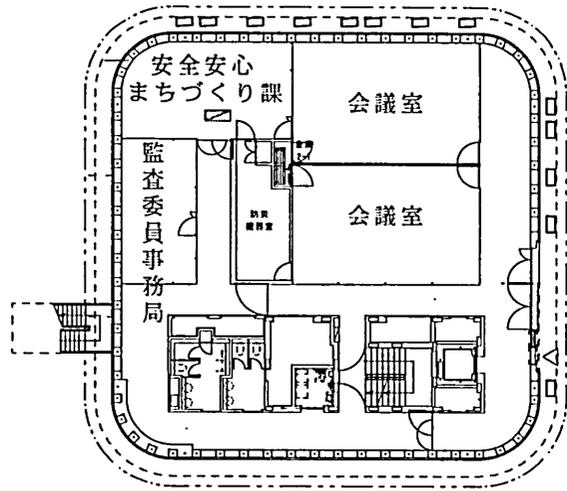
- （1）自転車競走の施行に関すること。
- （2）自転車競走に関する調査及び情報に関すること。
- （3）前各号に定めるもののほか、その共同処理を適当と認める事項に関すること。

議案第71号 財産の取得について 関係資料

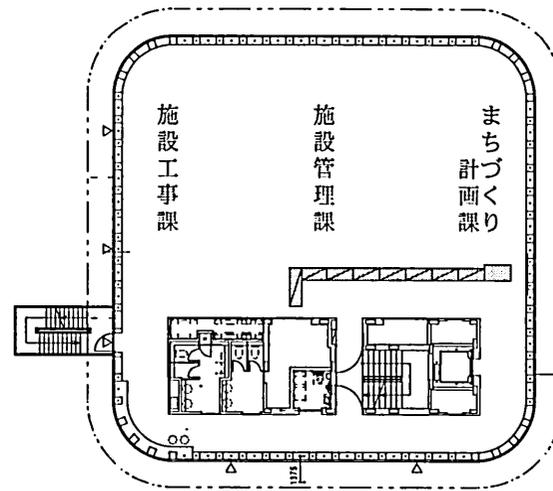




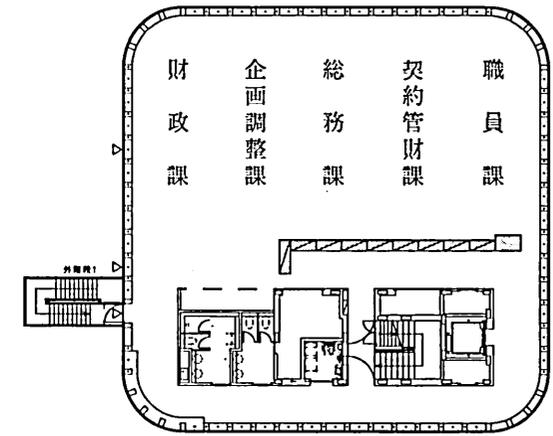
- 凡例
-  ハイカウンターA
 -  ハイカウンターB
 -  ローカウンター



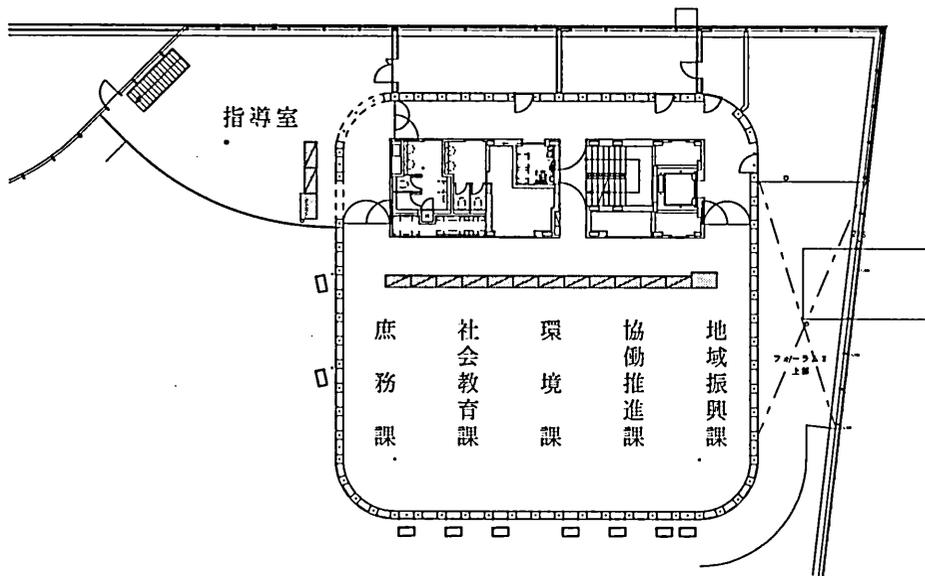
(仮称) 第1棟 2階 カウンター配置図



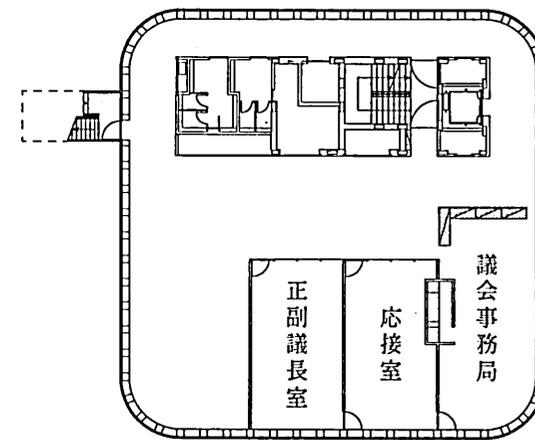
(仮称) 第1棟 3階 カウンター配置図



(仮称) 第1棟 5階 カウンター配置図



(仮称) 第2棟 2階 カウンター配置図



(仮称) 第2棟 3階 カウンター配置図

平成19年第3回定例会会期日程(案)

(会期25日間)

月	日	曜	種 別	内 容
9	4	火	本 会 議	} 一般質問
	5	水	本 会 議	
	6	木	本 会 議	
	7	金	本 会 議	議案審議
	8	土	休 会	
	9	⊙日	〃	
	10	月	〃	
	11	火	〃	決算特別委員会(予定) A9
	12	水	〃	決算特別委員会(予定) A9
	13	木	〃	決算特別委員会(予定) A9
	14	金	〃	決算特別委員会(予定) A9
	15	土	〃	
	16	⊙日	〃	
	17	⊙月	〃	敬老の日
	18	火	〃	建設環境委員会 A10
	19	水	〃	市民厚生委員会 A10
	20	木	〃	総務文教委員会 A10 横田基地対策特別委員会 P3
	21	金	〃	
	22	土	〃	
	23	⊙日	〃	秋分の日
	24	⊙月	〃	振替休日
	25	火	〃	庁舎建設特別委員会 A10
	26	水	〃	議会運営委員会 A10
	27	木	〃	
	28	金	本 会 議	審査報告

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成19年9月4日第3回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務文教委員会	議案第54号	福生市情報公開条例の一部を改正する条例
	議案第55号	福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例
	議案第56号	政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
	議案第57号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第58号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
	議案第61号	平成19年度福生市一般会計補正予算(第2号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)
	議案第71号	財産の取得について
建設環境委員会	議案第61号	平成19年度福生市一般会計補正予算(第2号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分)
	議案第64号	平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第69号	平成18年度福生市下水道事業会計決算認定について
	議案第70号	平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について
	議案第72号	市道路線の廃止について
	請願第19-1号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書
	陳情第19-4号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
陳情第19-5号	「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書	

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
市民厚生委員会	議案第59号	福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
	議案第61号	平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第62号	平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第63号	平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第66号	平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第67号	平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
	議案第68号	平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について
	陳情第19-2号	後期高齢者医療制度における保険事業についての陳情書
特別委員会	陳情第19-3号	後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書
	議案第65号	平成18年度福生市一般会計決算認定について